

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。</p> <p>(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。</p> <p>(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により国民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な訓練や研修を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（以下</p> | <p style="text-align: center;">第2節 防災の基本理念及び施策の概要</p> <p>本県は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然的条件と近年の都市化、高齢化、情報化等社会構造の変化に対応した防災対策を講じる必要がある。</p> <p>1 防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び県民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。</p> <p>特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。</p> <p>(1) 周到かつ十分な災害予防</p> <p>ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすみ、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的な災害対策を推進する。</p> <p>(イ) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。</p> <p>イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 災害に強い県づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。</p> <p>(イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。</p> <p>(ウ) 県民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により国民の防災活動の環境を整備する。</p> <p>(エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。</p> <p>(オ) 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携した実践的な防災訓練を実施する。</p> <p>(2) 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(ア) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。</p> <p>(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍県民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下</p> |

- 「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (ウ) 災害により生じた廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
- (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 県、市町村、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

- 下「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- (ア) 災害発生の兆候が把握された際には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- (イ) 発災直後においては、被害規模を早期に把握するとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。
- (ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。
- (エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への受入れ、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- (ク) 被災者の健康状態の把握等避難所を中心とした被災者の健康保持のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- (ケ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- (コ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- (サ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

(3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
- (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地の復興を図る。
- イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
- (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、~~迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。~~
- (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
- (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 県、市町村、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置をとるものとする。

- 2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。
 - (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 県民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

- 2 県、市町村、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置をとるものとする。
 - (1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - (2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立
- 3 県民は、「自分の命は自分で守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平常時から講じるものとする。
- 4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

| 新 | 旧 | | | | | | | | |
|--|---|----------------|-----|---|--|-------|----------------|-----|---|
| <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県 県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 長野県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td> (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | 長野県 | (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 | <p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>1 県 県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。</p> <p>2 市町村 市町村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。</p> <p>3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関等 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 長野県</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">機関の名称</th> <th style="width: 80%;">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">長野県</td> <td> (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> | 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | 長野県 | (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | |
| 長野県 | (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 | | | | | | | | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 | | | | | | | | |
| 長野県 | (1) 長野県防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること。 (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること。 (9) 自衛隊の災害派遣要請・撤収に関すること。 | | | | | | | | |

| 2 市町村 | |
|------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| 市町村 | (1) 市町村防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市町村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市町村の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 |
| 3 指定地方行政機関 | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1) 関東管区警察局 | ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 |
| (2) 関東財務局 (長野財務事務所) | ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。 |
| (3) 関東信越厚生局 | ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| (4) 関東農政局 (長野支局) | ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 |
| (5) 中部森林管理局 | ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 |

| 2 市町村 | |
|------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| 市町村 | (1) 市町村防災会議に関すること。 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること。 (3) 水防その他の応急措置に関すること。 (4) 市町村地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること。 (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること。 (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること。 (7) その他市町村の所掌事務についての防災対策に関すること。 (8) 市町村内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 |
| 3 指定地方行政機関 | |
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1) 関東管区警察局 | ア 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること。 イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること。 ウ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること。 エ 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること。 |
| (2) 関東財務局 (長野財務事務所) | ア 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること。 イ 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること。 |
| (3) 関東信越厚生局 | ア 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること。 イ 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| (4) 関東農政局 (長野支局) | ア 災害予防対策 (ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること。 (イ) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること。 イ 応急対策 (ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること。 (イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること。 (ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること。 (エ) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (オ) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること。 ウ 復旧対策 (ア) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること。 (イ) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。 |
| (5) 中部森林管理局 | ア 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること。 |

| | |
|------------------------------------|---|
| | イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。 |
| (6) 関東経済産業局 | ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。 |
| (7) 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。 |
| (8) 関東東北産業保安監督部 | ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。 |
| (9) 中部近畿産業保安監督部 | 電気の保安に関すること。 |
| (10) 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。 |
| (11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所) | ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。 |
| (12) 東京管区气象台 (長野地方气象台) | <u>ア 気象等の観測及びその成果の収集、発表</u> <u>イ 気象等の予報・警報等の発表、伝達及び解説</u> <u>ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</u> <u>エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言</u> <u>オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発</u> |
| (13) 信越総合通信局 | ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。 |
| (14) 長野労働局 | ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。 |
| (15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局 | ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 |

4 自衛隊

| | |
|-------------------|---|
| 陸上自衛隊 第13普通科連隊 | (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。 |
|-------------------|---|

| | |
|------------------------------------|---|
| | イ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること。 ウ 災害応急対策用材の供給に関すること。 |
| (6) 関東経済産業局 | ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 イ 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 ウ 被災中小企業の振興に関すること。 |
| (7) 中部経済産業局 | 電気の供給の確保に必要な指導に関すること。 |
| (8) 関東東北産業保安監督部 | ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること。 イ 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること。 |
| (9) 中部近畿産業保安監督部 | 電気の保安に関すること。 |
| (10) 北陸信越運輸局 | 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあつせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること。 |
| (11) 東京航空局 (東京空港事務所 松本空港出張所) | ア 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること。 イ 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 ウ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。 |
| (12) 東京管区气象台 (長野地方气象台) | ア 気象警報等の発表及び伝達に関すること。 イ 防災知識の普及に関すること。 ウ 災害防止のための統計調査に関すること。 |
| (13) 信越総合通信局 | ア 災害時における通信・放送の確保に関すること。 イ 非常通信に関すること。 ウ 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること。 エ 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関すること。 |
| (14) 長野労働局 | ア 事業場における産業災害の防止に関すること。 イ 事業場における自主的防災体制の確立に関すること。 |
| (15) 関東地方整備局 北陸地方整備局 中部地方整備局 | ア 災害予防 (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (ウ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 イ 応急・復旧 (ア) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (ウ) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (エ) 所管施設の緊急点検の実施 (オ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施 |

4 陸上自衛隊第13普通科連隊

| | |
|-------------------|---|
| 陸上自衛隊 第13普通科連隊 | (1) 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること。 (2) 災害時における応急復旧活動に関すること。 |
|-------------------|---|

| 5 指定公共機関 | |
|-----------------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1) 日本郵便(株) 信越支社 | ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。 |
| (2) J R 会社 | (東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(東海鉄道事業本部)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。 |
| (3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店) | 地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。 |
| (4) 電気通信事業者 | (東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 |
| (5) 日本銀行 (松本支店) | ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。 |
| (6) 日本赤十字社 長野県支部 | ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。 |
| (7) 国立病院機構 (関東信越ブロック) | 医療、助産等救助、救護に関すること。 |
| (8) 日本放送協会 (長野放送局) | 災害情報等広報に関すること。 |
| (9) 日本通運(株) (長野支店) | 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。 |
| (10) 電力会社 | (中部電力(株)、東京電力ホールディングス(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 |
| (11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所) | ダムの地震防災に関すること。 |
| (12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株) | (東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。 |

| 5 指定公共機関 | |
|-----------------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (2) 日本郵便(株) 信越支社 | ア 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること。 イ 災害時における窓口業務の確保に関すること。 |
| (2) J R 会社 | (東日本旅客鉄道(株)(長野支社)、東海旅客鉄道(株)(東海鉄道事業本部)、西日本旅客鉄道(株)(金沢支社)) ア 鉄道施設の地震防災に関すること。 イ 地震災害時における避難者の輸送に関すること。 |
| (3) 日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店) | 地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。 |
| (4) 電気通信事業者 | (東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)) ア 公衆 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。 |
| (5) 日本銀行 (松本支店) | ア 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること。 イ 損傷通貨の引換えに関すること。 |
| (6) 日本赤十字社 長野県支部 | ア 医療、助産等救助、救護に関すること。 イ 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること。 ウ 義援金の募集に関すること。 |
| (7) 国立病院機構 (関東信越ブロック) | 医療、助産等救助、救護に関すること。 |
| (8) 日本放送協会 (長野放送局) | 災害情報等広報に関すること。 |
| (9) 日本通運(株) (長野支店) | 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること。 |
| (10) 電力会社 | (中部電力(株)、東京電力(株)、関西電力(株)、東北電力(株)) ア 電力施設の保全、保安に関すること。 イ 電力の供給に関すること。 |
| (11) 独立行政法人 水資源機構 (愛知用水総合事業部牧尾支所) | ダムの地震防災に関すること。 |
| (12) 東日本高速道路(株) 中日本高速道路(株) | (東日本高速道路(株)) 上信越自動車道、長野自動車道(安曇野IC～更埴JCT)、中部横断自動車道(佐久小諸JCT～小諸御影TB)の防災に関すること。 (中日本高速道路(株)) 中央自動車道、長野自動車道(岡谷JCT～安曇野IC)、安房峠道路の防災に関すること。 |

| 6 指定地方公共機関 | |
|------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1)土地改良区 | ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。 |
| (2)ガス会社 | (松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、 帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。 |
| (3)鉄道会社 | (長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協 力に関すること。 |
| (4)路線バス会社等 | (長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス (株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長 野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関するこ と。 |
| (5)貨物自動車運送 事業者 | ((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力を関す ること。 |
| (6)放送事業者 | (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エ フエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニテ ィ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケー ブルテレビジョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 |
| (7)長野県情報ネッ トワーク協会 | 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 |
| (8)医師会、歯科医 師会、看護協会 | 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 |
| (9)薬剤師会 | 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。 |
| (10)(一社)長野県 LPガス協会 | 液化石油ガスの安全に関すること。 |
| (11)(一社)長野県 建設業協会 | 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。 |
| (12)(社福)長野県 社会福祉協議会 | 災害ボランティアに関すること。 |

| 6 指定地方公共機関 | |
|------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1)土地改良区 | ア ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること。 イ 排水機場の改良及び復旧に関すること。 |
| (2)ガス会社 | (松本ガス(株)、上田ガス(株)、諏訪瓦斯(株)、大町ガス(株)、信州ガス(株)、 帝石パイプライン(株)、長野都市ガス(株)) ア ガス施設の保全、保安に関すること。 イ ガスの供給に関すること。 |
| (3)鉄道会社 | (長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、上田電鉄(株)、しなの鉄道(株)) 災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協 力に関すること。 |
| (4)路線バス会社等 | (長電バス(株)、アルピコ交通(株)、千曲バス(株)、信南交通(株)、伊那バス (株)、おんたけ交通(株)、草軽交通(株)、(株)関電アメニックス、(公社)長 野県バス協会) 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関するこ と。 |
| (5)貨物自動車運送 事業者 | ((公社)長野県トラック協会) 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力を関す ること。 |
| (6)放送事業者 | (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エ フエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニテ ィ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケー ブルテレビジョン、須高ケーブルテレビ(株)) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 |
| (7)長野県情報ネッ トワーク協会 | 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。 |
| (8)医師会、歯科医 師会、看護協会 | 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること。 |
| (9)薬剤師会 | 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること。 |
| (10)(一社)長野県 LPガス協会 | 液化石油ガスの安全に関すること。 |
| (11)(一社)長野県 建設業協会 | 災害時における公共施設の応急対策業務の協力に関すること。 |
| (12)(社福)長野県 社会福祉協議会 | 災害ボランティアに関すること。 |

| 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | |
|-------------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1) 農業協同組合 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関すること。 |
| (2) 森林組合 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関すること。 |
| (3) 漁業協同組合 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関する こと。 |
| (4) 商工会、商工会 議所等商工業関 係団体 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること。 ウ 災害時における物価安定の協力に関すること。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関する こと。 |
| (5) 病院等医療施設 の管理者 | ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に関する こと。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に関する こと。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に 関すること。 |
| (6) 社会福祉施設の 管理者 | ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に 関すること。 |
| (7) 金融機関 | 被災事業者等に対する資金融資に関する こと。 |
| (8) 学校法人 | ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する こと。 イ 災害時における教育対策に関する こと。 ウ 被災施設の災害復旧に関する こと。 |
| (9) 危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者 | ア 安全管理の徹底に関する こと。 イ 防護施設の整備に関する こと。 |
| (10) 青年団、婦人会 等 | ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に関する こと。 |

| 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 | |
|-------------------------------|--|
| 機関の名称 | 処理すべき事務又は業務の大綱 |
| (1) 農業協同組合 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 農作物の災害応急対策の指導に関する こと。 ウ 被災農家に対する融資、あっせんに関する こと。 エ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あ っせんに関する こと。 オ 農産物の需給調整に関する こと。 |
| (2) 森林組合 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する こと。 ウ 木材の供給と物資のあっせんに関する こと。 |
| (3) 漁業協同組合 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 被災組合員に対する融資、あっせんに関する こと。 ウ 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復 旧に関する こと。 |
| (4) 商工会、商工会 議所等商工業関 係団体 | ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関する こと。 イ 被災組合員の融資、あっせんの協力に 関する こと。 ウ 災害時における物価安定の協力に 関する こと。 エ 救助物資、復旧資材の確保、あ っせんの協力に 関する こと。 |
| (5) 病院等医療施設 の管理者 | ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に 関する こと。 イ 災害時における入院者の保護及び誘導に 関する こと。 ウ 災害時における病人等の収容及び保護に 関する こと。 エ 災害時における被災負傷者の治療及び 助産に 関する こと。 |
| (6) 社会福祉施設の 管理者 | ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に 関する こと。 イ 災害時における利用者・入所者の保護及 び誘導に 関する こと。 |
| (7) 金融機関 | 被災事業者等に対する資金融資に 関する こと。 |
| (8) 学校法人 | ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施に 関する こと。 イ 災害時における教育対策に 関する こと。 ウ 被災施設の災害復旧に 関する こと。 |
| (9) 危険物施設及び 高圧ガス施設の 管理者 | ア 安全管理の徹底に 関する こと。 イ 防護施設の整備に 関する こと。 |
| (10) 青年団、婦人会 等 | ア 県、市町村が行う災害応急対策の協力に 関する こと。 |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い県土を形成する。 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(1) 現状及び課題 県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</p> <p>(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。 b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持を図る。 d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。 <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等風水害に強い県土を形成する。 2 総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(1) 現状及び課題 県内は、急峻な地形、もろい地質のため、急勾配の河川、広範囲の地すべり地帯を有し、風水害による大きな被害が懸念されることから、災害に強い安全な県土の形成に取り組む必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から県土及び県民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。</p> <p>(イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、代替路を確保するための道路ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通・通信施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。</p> <p>(ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。</p> <p>(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。 b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。 c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成及び維持を図る。 d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。 <p>(オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から市町村土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。</p> |

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い市町村土の形成を図るため、ア(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- c 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう分かりやすい水害リスクの開示
 - (c) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - (d) 出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保
 - (e) 河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により洪水被害の軽減
 - (f) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (g) 洪水予報を実施する河川又は特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及

- (イ) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。
- (ウ) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。
- (エ) 風水害に強い市町村土の形成を図るため、ア(エ)の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- (オ) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

都市化の進展に伴う、人口の密集、危険地域への居住地の拡大、及びライフライン等への依存度の増大により風水害の及ぼす被害は多様化しており、風水害に強いまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 風水害に強いまちの形成

- a 洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について検討を行い、必要な措置をとる。
- b 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。
- c 緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。
- d 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。
 - (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
 - ~~(b)~~ 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
 - ~~(e)~~ 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長への通知

(h) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

(i) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

(j) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

(k) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。

(l) 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ. 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ. 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。

(m) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

(n) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(o) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

d 強風による落下物の防止対策を図る。

e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、

~~(d)~~ 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害等の公表や土砂災害警戒区域等の指定による、安全な県土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

~~(e)~~ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

~~(f)~~ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

~~(g)~~ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施し、その結果を公表する。

~~(h)~~ 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として、関係市町村の意見を聴いて指定し、土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

ア. 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

イ. 建築基準法に基づく建築物の構造規制

ウ. 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

エ. 勧告による移転者への融資、資金の確保

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図る。

~~(i)~~ 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

~~(j)~~ 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

~~(k)~~ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性の確保

a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

b 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

d 強風による落下物の防止対策を図る。

e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

~~a~~ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、

廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

d ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関との防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

a 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

b 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。

d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

廃棄物処理施設等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

~~b~~ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

~~e~~ ライフライン防災連絡会を設置し、関係機関の連携を図る。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧、復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図る。

~~b~~ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

~~e~~ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

~~d~~ 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

a 市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

b 土砂災害警戒区域の指定を受けた市町村は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民等に周知するよう努めるものとする。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

c 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置をとるものとする。

d 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

e 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
- (b) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示。
- (c) 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
- (d) 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- (e) 洪水浸水想定区域、又は雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める
- (f) 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定める
- (g) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市町村は、市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める
- (h) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる
- (i) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な市町村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (j) 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
- (k) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (l) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (m) 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地す

- f 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
- (a) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進
- ~~(b)~~ 河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設等の推進
- ~~(c)~~ 防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
- ~~(d)~~ 浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等の公表による、安全な市町村土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- ~~(e)~~ 土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
- ~~(f)~~ 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- ~~(g)~~ 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発令、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- ~~(h)~~ 山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地す

べり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

(n) 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

(o) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

d 強風による落下物の防止対策を図るものとする。

e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

~~e~~ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

~~d~~ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

~~e~~ 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

べり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進

~~(i)~~ 農業用排水施設の整備、老朽ため池等の補強、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

~~(j)~~ 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式等の推進

(イ) 風水害に対する建築物等の安全性

a 浸水等風水害に対する安全性の確保にあたっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえるものとする。

b 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

c 住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

d 強風による落下物の防止対策を図るものとする。

e 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

(ウ) ライフライン施設等の機能の確保

~~a~~ ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

~~b~~ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、ガス等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

~~c~~ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(エ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

~~b~~ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

~~b~~ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

~~e~~ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

~~d~~ 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

a ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

b ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

c コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

b 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

c 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

d 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

e 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 風水害に強いまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

(イ) ライフライン施設等の機能の確保

~~a~~ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

~~b~~ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

(ウ) 災害応急対策等への備え

a 次章以降に掲げる、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図るものとする。

~~b~~ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

~~c~~ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

~~d~~ 民間事業者等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。 2 住民の避難誘導體制を整備する。 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。 ア【県が実施する計画】 気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。 イ【関係機関が実施する計画】 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図るものとする。(長野地方気象台) 2 避難誘導體制の整備 ア 県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。 イ 市町村は、<u>避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> ウ 市町村は、<u>指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。</u> エ 県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。第11節「避難収容活動計画」参照。 オ 市町村は、<u>避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</u> カ 市町村は、<u>災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。</u> 3 災害未然防止活動 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。 | <p style="text-align: center;">第2節 災害発生直前対策</p> <p>第1 基本方針 風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。 2 住民の避難誘導體制を整備する。 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。 <p>第3 計画の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民に対する情報の伝達体制の整備 気象警報・注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」とおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。 ア【県が実施する計画】 気象台からの情報収集の他、オンラインによる、気象状況の正確な把握ができる体制の整備に努める。 イ【関係機関が実施する計画】 気象業務法に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図るものとする。(長野地方気象台) 2 避難誘導體制の整備 ア 県及び市町村は、風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。 イ 県及び市町村は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。第11節「避難収容活動計画」参照。 3 災害未然防止活動 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。 |

- ア 所管施設の緊急点検体制の整備
- イ 応急復旧のための体制の整備
- ウ 防災用資機材の備蓄
- エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
- オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

- ア 所管施設の緊急点検体制の整備
- イ 応急復旧のための体制の整備
- ウ 防災用資機材の備蓄
- エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
- オ ダム、せき、水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
- カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) <u>(ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。</u> <u>(イ)</u> 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。 <u>(ウ)</u> 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 また、必要に応じ見直しを行う。(詳細は第3章第3節非常参集職員の活動に掲載) <u>(エ)</u> 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 <u>(オ)</u> 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 <u>(カ)</u> 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 <u>(キ)</u> 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 <u>(ア) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うものとする。</u> <u>(イ)</u> 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。 また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第1 基本方針 風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。 このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等発災時における活動体制の整備を図るものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員による配備活動体制の整備、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 職員の参集・活動体制</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 風水害に関する情報等を迅速に把握するため、関係機関との連携を強化する。 (イ) 職員によるより迅速な配備活動体制を整備し、特に勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。 また、必要に応じ見直しを行う。(詳細は第3章第3節非常参集職員の活動に掲載) (ウ) 大規模災害発生時には職員への連絡が取れない状況となることを想定し、指示によらない参集方法を検討する。 (エ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した職員の応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。 (カ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努める。 (キ) 過去の災害対応を検証し、必要に応じて体制の見直しを図る。また体制の見直しについては、訓練等を通じP D C Aサイクルの観点から改善を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。 その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報</p> |

(ウ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

(エ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

イ【市町村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に

伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

~~(イ)~~ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

~~(ウ)~~ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（全機関）

(ア) ~~職員による~~非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。

その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

(イ) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす風水害に対しては、各組織の防災体制の整備とともに組織間の応援協力体制が重要となる。

現在、県、市町村にそれぞれ防災会議が設置されているが、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県防災会議（危機管理部）

災害対策基本法第14条に基づき長野県防災会議を設置し、地域防災計画を必要により修正するとともに計画の実施を推進する。

防災会議は、知事を会長とし、防災関係機関の長又は県職員のうちから任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

組織内の部会として災害危険地域対策部会等を有する。

(イ) 災害危険地域対策部会（建設部）

災害対策基本法施行令第7条第4号及び長野県防災会議条例第4条1項の規定に基づき、長野県防災会議に災害危険地域対策部会を設置し、自然災害防止対策における基本的な事項に関する審議を行う。

イ【市町村が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した市町村地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

県の地域を管轄し、又は県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力するものとする。

3 防災中枢機能等の確保

対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。

(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。

(危機管理部、総務部、警察本部)

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)

(オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。

また、代替エネルギーシステムの活用を含めた自家発電設備等の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 県庁舎の点検を実施し、災害時の危険個所を把握し、補強等を実施する。

(総務部)

(イ) 県庁西庁舎に整備した災害対策本部室(防災センター)、県警災害警備本部の機能を活用し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施できるようにする。

(危機管理部、総務部、警察本部)

(ウ) 県庁舎被災時に防災中枢機能を確保するため、県合同庁舎等を代替施設としてあらかじめ想定し、電気設備、通信設備等防災関係機能強化に向けた検討を行う。(危機管理部、総務部)

(エ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。(危機管理部、総務部)

(オ) 緊急防災基盤整備事業債等を活用し、警察署の装備品倉庫等を建設することにより、活動体制の強化を図る。(警察本部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

(イ) 長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(全機関)

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

4 複合災害への備え

(1) 現状及び課題

同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる状況の発生可能性を認識し、備えを充実する。

(2) 実施計画

【県(危機管理部)、市町村及び関係機関が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

(ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも知事不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

(ウ) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(全部局)

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。

イ【市町村及び関係機関が実施する計画】

(ア) 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

(イ) 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。 4 県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 現状及び課題 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 (ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、<u>連絡先の共有を徹底しておくなど</u>必要な準備を整えるものとする。(危機管理部) (イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。(危機管理部) (ウ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局) (エ) <u>市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。(市町村)</u></p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題 県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。 このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成28年11月1日現在、<u>187</u>協定である。 今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【<u>県が実施する計画</u>】(危機管理部)</p> | <p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。 2 県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。 3 県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。 4 県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。 5 公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。 6 県と市町村が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。 7 防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災関係機関相互の連携体制整備</p> <p>(1) 現状及び課題 各防災関係機関は、応援要請等が迅速に行えるよう連携体制の整備に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県、市町村及び関係機関が実施する計画】 (ア) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えるものとする。(危機管理部) (イ) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討するものとする。(危機管理部) (ウ) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。(地方整備局)</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題 県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。 このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、平成27年11月1日現在、168協定である。 今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【<u>県が実施する計画</u>】(危機管理部)</p> |

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めるものとする。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

県市長会及び県町村会等と調整を行い、相互応援体制の確立を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。
- (イ) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- (ウ) 備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努めるものとする。
- (エ) 「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防協会）

県及び市町村と調整を図り、相互応援体制の確立を図るものとする。

3 県内外消防本部間の消防相互応援体制

(1) 現状及び課題

県内の消防本部を置く市町村間において相互応援を行う「長野県消防相互応援協定」が、平成8年2月14日に締結された。

また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合に全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、緊急消防援助隊が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる緊急消防援助隊要綱が制定された。

平成15年6月に消防組織法が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされました。

この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

- (ア) 県消防長会・緊急消防援助隊の県隊長を務める代表消防機関等と連携し、県内外消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進する。
- (イ) 緊急消防援助隊等他都道府県の応援の円滑な受入れを図るため、「長野県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに受け入れ体制を整える。
- (ウ) 市町村、代表消防機関等と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 各消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。
- (イ) 各消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。
- (ウ) 県と連携し、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（県市長会、県町村会、県消防長会）

県及び市町村と調整を図り、全消防本部間の連携強化、消防相互応援体制の確立を促進するものとする。

4 他の都道府県等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

オ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整

4 他の都道府県等との相互応援協定

(1) 現状及び課題

全国知事会の調整による「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、関東地方知事会を構成する1都9県による「震災時等の相互応援に関する協定」、中部圏知事会を構成する9県及び名古屋市による「災害時等の応援に関する協定」並びに新潟県、山梨県、静岡県と「中央日本四県（新潟県・山梨県・長野県・静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」を締結している。

また、新潟県、山梨県、群馬県、岐阜県、富山県、静岡県と「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」を締結している。

これらの協定により、近隣都県市との相互応援体制は整備されているが、今後一層の連携強化が必要である。

また相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

(2) 実施計画

【県が実施する計画】（危機管理部）

ア 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

イ 関係都道府県等の備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

ウ 迅速かつ円滑な応援の受入れ及び支援が図られるよう、相互に先遣隊の派遣、被災現地における調整本部の設置等に必要な体制の整備を図る。

エ 広域避難が実施された場合を想定し、避難所・応急仮設住宅の設置が相互に行われるよう平常時から体制整備を図る。

オ 相互応援協定の締結に当たっては、近隣都県市に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する都道府県等との間の協定締結を検討する。

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

(1) 現状及び課題

公共機関及びその他事業者間においては連携強化に努めているが、相互応援協定の締結により、応急・復旧活動の応援が円滑に実施できる体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

【公共機関及びその他事業者が実施する計画】

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

6 県と市町村が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

(1) 現状及び課題

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」（資料編参照）を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整

備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

また、松本空港及び松本平広域公園周辺他だけでなく、他の広域防災拠点の必要性についても検討を行う必要がある。

さらに、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び関係機関が実施する計画】（危機管理部）

(ア) 県は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

(イ) 県は市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

(ウ) 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

(エ) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握するものとする。

(オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

7 広域防災拠点の確保

(1) 現状及び課題

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防等による全国的な広域応援活動が実施されるため、これらの人的・物的な応援活動を受け入れるため、広域防災拠点として選定した松本空港及び松本平広域公園周辺他について、整備、運用等を県、市町村及び関係機関が調整する必要がある。

~~また~~、周辺市町村を含めた地域の中心的な拠点となる周辺市町村の緊急避難場所、避難所及び物資輸送拠点等の活動に利用される防災拠点を予め関係機関が調整して選定する必要がある。

(2) 実施計画

【県、市町村及び関係機関が実施する計画】（危機管理部）

~~(ア)~~ 県は市町村及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

~~(イ)~~ 選定された拠点ごとに、県、市町村及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

~~(ウ)~~ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基に予め状況を把握するものとする。

~~(エ)~~ 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%、救急自動車98.3%である。 これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。 (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。 a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材 (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図</p> | <p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針 救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1箇所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。 このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関の情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車25台、救急自動車118台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.2%、救急自動車98.3%である。 これらの状況から、救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進が必要であるとともに、消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練の実施も必要である。 また、災害時に備え、救助・救出用資機材の整備を図るとともに、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定めておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(危機管理部、健康福祉部、警察本部) (ア) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター等の活用による航空消防防災及び救助・救急搬送体制の確立を図る。 (イ) 市町村において、救助工作車、救急自動車の充足及び装備の整備並びに救急自動車の高規格化が促進されるよう、「市町村消防施設整備計画」の見直しに関する助言を行う。 (ウ) 市町村において、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に、住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備及び平常時からの訓練の実施が行われるよう助言する。 (エ) 警察本部は大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。また、次に掲げる資機材の整備を図る。 a 警察署、交番、駐在所に整備すべき資機材 (a) スコップ、バール、ロープ、のこぎり、ナタ等及び管内地図</p> |

- (b) 照明用資機材
- (c) 可搬式標識、表示板
- (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

- (b) 照明用資機材
- (c) 可搬式標識、表示板
- (d) チェーンソー、斧、エンジンカッター等救助用資機材
- b 警察本部で整備すべき資機材
 - (a) aに掲げる装備資機材
 - (b) レスキュー車、投光車、キッチンカー、トイレカー、給水車、交通規制用バン型車、オフロード二輪車等災害警備活動用車両
 - (c) 生存者探査機、ファイバースコープ、エアージャッキ、削岩機、鉄筋カッター等救助用資機材
 - (d) エアーテント等後方支援用資機材

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。
その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。
- (イ) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努めるものとする。
- (ウ) 消防団詰所、公民館、コミュニティ災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。
また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、救護班1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進めるものとする。(日本赤十字社)
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動が実施できる人命捜索救助システムを導入するものとする。(自衛隊)

2 医療用資機材等の備蓄

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、初期治療用医薬品等66品目を県下13箇所に、衛生材料29品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、~~在庫の確認、迅速で機能的な供給体制についての具体的な方法を事前に調整する~~とともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

~~また、医薬品備蓄業者間で備蓄状況を迅速に把握するシステムの構築、不足時の迅速な補完体制の整備及び備蓄施設の災害に対する安全性の確保等が必要である。~~

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における医薬品等の備蓄について、災害時に対応できる適正な品目・数量・箇所であることを随時検討し、必要に応じて見直しを行う。また、災害時における関係機関との連絡体制を確認する。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資器材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資器材、医薬品の確保を図るものとする。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a 災害時における医療品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医療品等の輸送手段の確保を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資器材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点となる臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学医学部附属病院ドクターヘリ格納庫に設置する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県における備蓄医薬品等について、災害時に対応できる適正な品目・数量であることを随時検討し、必要に応じて充足を図る。(健康福祉部)
- (イ) 県立病院においては、緊急用ベッド・医療機器、担架、医薬品、救護医療用具等の備蓄品について整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの医療用資器材及び医薬品の支援が必要になった場合及び他都道府県が被災し、本県からの支援が必要になった場合を想定し、広域相互応援に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)
- (エ) 災害拠点病院に備蓄してある医薬品の供給体制について関係機関と調整を行う。(健康福祉部)
- ~~(オ) 備蓄場所の整備、備蓄品目の充実を図る。(健康福祉部)~~

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 医療用資器材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。
また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。
- (イ) 市町村立病院・診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、災害拠点病院等は、各機関ごとに必要な医療用資器材、医薬品の確保を図るものとする。
また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行うものとする。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - a ~~各事業者の備蓄・在庫状況が常時把握できるシステムの構築~~に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図るものとする。
 - c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資器材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医薬品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1箇所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備、充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、~~航空搬送拠点となる適当な場所を選定し、災害拠点病院への傷病者の搬送を行うための体制整備に努める必要がある。~~

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等という。」)による支援体制を確保する。

また、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。

(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) 災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(健康福祉部)

(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1か所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に10箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)による支援体制を確保する。

また、~~災害支援体制強化のための段階的な施設・設備の整備、充実を図る。~~

(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。

(ウ) ~~災害拠点病院への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用することが適当な場所を選定しておくなど、~~災害発生時における救急医療体制の整備に努める。

イ【市町村が実施する計画】

災害拠点病院を中心に、市町村の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行うものとする。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努めるものとする。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

災害時においては、被害情報や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておく必要がある。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。(危機管理部、健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急

ア【県が実施する計画】

- (ア) 災害拠点病院を中心に、対応する患者の分担、傷病者の受入状況、医療スタッフの状況、医療施設の被害の状況等、迅速な情報交換と効率的な傷病者の移送を確保するための整備を図る。(危機管理部、健康福祉部)
- (イ) 県立病院間での支援協力を行うため、連絡体制を整備する。(健康福祉部)
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。(健康福祉部)
- (エ) 市町村において、集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画の作成を助言する。(危機管理部)
- (オ) 市町村災害対策本部へ警察官の派遣を行うとともに、関係機関との緊密な連絡と、相互の協力関係の確立を図る。(警察本部)
- (カ) 被災が広範囲にわたり、他都道府県からの救護班等の応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、他都道府県との広域相互応援体制に関する整備を行う。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。
 - a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - b 最先到着隊による措置
 - c 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - e 各活動隊の編成と任務
 - f 消防団の活動要領
 - g 通信体制
 - h 関係機関との連絡
 - i 報告及び広報
 - j 訓練計画
 - k その他必要と認められる事項
- (イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。
また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。
- (エ) 関係機関の協力を得て、市町村消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。
- (イ) (一社)長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。
- (ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急

医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

医療情報システムの整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員数2,462人、消防団員数35,311人である。また、平成27年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員64.2%、消防団員79.7%、消防ポンプ自動車100.6%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。(危機管理部) (イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部) (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部) (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(危機管理部、農政部) (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。 その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。 また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資器材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。</p> <p>第3 計画の内容 1 消防計画 (1) 現状及び課題 平成27年4月1日現在の県下の消防体制は、消防本部数13、消防署所数93、消防職員数2,462人、消防団員数35,311人である。また、平成27年4月1日現在の消防力の整備指針に対する充足率は、消防職員64.2%、消防団員79.7%、消防ポンプ自動車100.6%で、いまだ十分な状況であるとはいえない。 大規模災害に対しては、消防力の強化のほか、初動体制等の活動体制の整備、相互応援体制の整備及び住民等に対する火災予防の徹底等が重要であることから、これらに留意した市町村消防計画の作成、修正及び当該計画の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 消防防災ヘリコプターを中心とした航空消防防災体制の確立を図る。(危機管理部) (イ) 市町村に対し、市町村消防計画作成に関する助言を行い、消防機関において、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化が図られ、大規模災害等に迅速かつ効果的に活動できる体制の整備を促進する。(危機管理部) (ウ) 市町村等と連携し、火災予防運動、防災訓練等を通じて、住民等に対して災害発生時における火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図る。(危機管理部) (エ) 消防水利として活用される農業水利施設及び防火水槽の整備を推進する。(危機管理部、農政部) (オ) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。(危機管理部)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。 その際、次に掲げる事項について、重点的に取り組むものとする。</p> |

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実行等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

(ア) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図るものとする。また、消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域再編による、広域消防体制の推進を図るものとする。

(イ) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

(ウ) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

(エ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とするものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

(オ) 火災予防

a 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

b 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の実行等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

c 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導するものとする。

とする。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるように、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備

とする。

- (a) 可燃物と酸化剤の混合による発火
- (b) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (c) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

(カ) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるように、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

(キ) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する計画】

住民は、災害発生時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努めるものとする。

また、自主防災組織においても消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努めるものとする。

2 水防計画

(1) 現状及び課題

本県の河川は、山間地を流下する天然河岸、堀込河道区間が多く、また平坦部の幹線では築堤区間となっており、土石流の発生及び堤防の決壊等が予想される。これらを踏まえて、迅速な情報収集と的確な水防活動を実施できる体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、次に掲げる事項を実施する。

なお、水防組織、気象警報・注意報等の伝達、活動の基準、重要水防区域、その他水防体制の確立に必要な事項の詳細は、「県水防計画」の定めによる。

- (ア) 水防計画の策定
- (イ) 水防協議会の設置
- (ウ) 水防事務の調整及び円滑な実施のための援助
- (エ) 大雨及び洪水に関する気象警報・注意報等の伝達体制の整備
- (オ) 水防信号の決定
- (カ) 水防警報の発令及び伝達体制の整備
- (キ) 住民への立退の指示並びに勧告及び助言体制の整備
- (ク) 水防管理団体への勧告及び助言体制の整備

- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (チ) 水防計画の策定に当っては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (コ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。
- (サ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防協議会の設置
- (チ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟

- (ケ) 水防上緊急を要するときの水防管理団体への指示体制の整備
- (コ) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体（指定水防管理団体）の指定
- (サ) 水防団員の定員基準の設定
- (シ) 水防管理団体を援助するための水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄
- (ス) 水防活動に要する資器材等の費用への補助
- (セ) 水防管理団体に対する水防活動関係の必要な報告の要求
- (ソ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携による、水防技能の習熟及び沿川住民の水防思想の普及啓発を図るための、水防演習等訓練の実施。
- (タ) 洪水予報を実施する河川又は避難判断水位を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川において浸水想定区域を指定し、また、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。
- (チ) 水防計画の策定に当っては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努める。

イ【市町村が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施するものとする。

- (ア) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備
- (イ) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - a 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - b 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (ウ) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (エ) 平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視
- (オ) 河川ごとの水防工法の検討
- (カ) 居住者への立退の指示体制の整備
- (キ) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (ク) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (ケ) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (コ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設をいう。以下同じ）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるものの施設の名称及び所在地を定める。
- (サ) 市町村地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (シ) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備
なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するものとする。
- (セ) 水防機関の整備
- (ソ) 水防計画の策定
- (タ) 水防協議会の設置
- (チ) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ・水防技能の習熟

- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管

- ・水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
- ・発災時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(ツ) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

(ア) 防災備蓄基地等の整備及び水防用・応急復旧資器材並びに排水対策用の移動式ポンプの備蓄を図るとともに、緊急時において当該資材の確保に当たり、関係業界団体の協力が得られるよう努めるものとする。

(イ) 指定水防管理団体、水防関係機関及び自主防災組織等との連携により、水防技能の習熟と、沿川住民の水防思想の普及啓発を図るため、水防演習等訓練を実施するものとする。

エ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

(ア) 地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛防災組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

a 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

b 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管

理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1)現状及び課題 災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。</p> <p>(2)実施計画 【市町村が実施する計画】 (ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市町村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市町村が、市町村地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。 ・消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。） ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市</p> | <p style="text-align: center;">第8節 要配慮者支援計画</p> <p>第1 基本方針 近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害発生時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、県及び市町村、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。 また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。 外国籍県民や外国人旅行者等の観光客が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 要配慮者支援計画の作成</p> <p>(1)現状及び課題 災害時の要配慮者に対する避難支援等の強化は急務であり、避難支援体制の構築が望まれる。特に、要配慮者のうち避難行動要支援者については、市町村に名簿作成が義務付けられており、平常時から避難支援体制を構築しておく必要がある。</p> <p>(2)実施計画 【市町村が実施する計画】 (ア) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成 市町村は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 市町村が、市町村地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。 ・消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等関係者となる者（以下「避難支援等関係者」という。） ・避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲 ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法 ・名簿の更新に関する事項 ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市</p> |

町村が講ずる事項

- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(エ) 要配慮者支援計画の作成

市町村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画

市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 指定避難所の整備

県及び市町村は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県及び市町村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

町村が講ずる事項

- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- ・避難支援等関係者の安全確保

(イ) 避難行動要支援者の把握と名簿の作成

市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

(ウ) 避難行動要支援者名簿の提供

市町村は、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

なお名簿情報の提供について、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際しては本人の同意を要しない。

(エ) 要配慮者支援計画の作成

市町村は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

(オ) 避難行動要支援者の移送計画

市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

2 在宅者対策

(1) 現状及び課題

在宅の要配慮者については、その所在や個々の態様に応じた援護の状況把握に努めるとともに、浸水被害、土砂災害等の災害発生に備え、安全を確保するための緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備をはじめ、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策等の支援協力体制の確立、要配慮者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化など、防災の様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、他の保健福祉施策等との連携の下に行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 指定避難所の整備

県及び市町村は、災害発生時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(イ) 防災教育・防災訓練の実施（危機管理部）

県及び市町村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 緊急通報装置等の整備

市町村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市町村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

(エ) 支援協力体制の整備

市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うよう指導するものとする。

(ウ) 応援体制及び受援体制の整備

県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 緊急通報装置等の整備

市町村は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(イ) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市町村は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ボランティア団体等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。

(ウ) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市町村は必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切におこなわれるように努めるものとする。

(エ) 支援協力体制の整備

市町村は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する社会福祉施設等においては、施設利用者の安全の確保に十分配慮し、施設そのものの安全性を高めるための防災設備等の整備、災害の予防や災害時における迅速かつ的確な対応を行うための組織体制の確立、職員や施設利用者に対する防災教育・防災訓練の充実強化など、施設利用者の態様に応じたきめ細かな災害予防対策を講じる必要がある。

入院患者を有する医療機関が被災した場合、既入院患者に対する優先的な安全確保が必要となる。このため、医療機関における防災体制の強化を図るとともに、重症者の状況の把握、患者の移送先、移送手段等について事前に関係機関と十分に検討することが必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 防災設備等の整備

県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導するものとする。

(イ) 組織体制の整備

- (イ) 組織体制の整備
県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。
- (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)
- (エ) 応援体制及び受援体制の整備
県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。
また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。
また市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (オ) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。
- (カ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

- (ア) 防災設備等の整備
要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うものとする。
- (イ) 組織体制の整備
要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実

- 県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導するものとする。
- (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導するものとする。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部)
- (エ) 応援体制及び受援体制の整備
県及び市町村は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員(介護職員、生活指導員等)、車両(移動入浴車、小型リフト付車両等)、資機材(車椅子、ストレッチャー等)等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導するものとする。
また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかけるものとする。
また市町村は、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。
- (オ) 県及び市町村は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導するものとする。
- (カ) 県及び市町村は、医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導するものとする。

イ【要配慮者利用施設が実施する計画】

- (ア) 防災設備等の整備
要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄(最低でも3日分、可能な限り1週間分程度)を行うものとする。
- (イ) 組織体制の整備
要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。
- (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

強化を図るものとする。

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(キ) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍県民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍県民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

県及び市町村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍県民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体

(エ) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、県及び市町村の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう努めるものとする。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市町村から要請があった場合、積極的に協力するものとする。

(オ) 日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれの関係機関等と調整するものとする。

(カ) 医療機関においては、災害時の入院患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

(キ) 医療機関においては、県、市町村及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

4 外国籍県民、外国人旅行者等、観光客対策

(1) 現状及び課題

外国籍県民等については、地理の不案内、言葉、文化、生活習慣、防災意識の違いなどから、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等が十分に周知されず、災害時における情報収集、迅速かつ的確な行動等に困難が生ずるおそれがある。

このため、外国籍県民等に配慮した指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるような防災環境づくりに努める必要がある。

また、滞在地の地理に不案内な観光客、とりわけ言語の違う外国人旅行者に対しても、緊急時の避難方法、場所等を周知する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】

(ア) 外国籍県民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

県及び市町村は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍県民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図るものとする。

制の整備を図るものとする。

- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知
県及び市町村は、外国籍県民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進するものとする。
- (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
県及び市町村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図るものとする。(危機管理部)
- (エ) 応援体制及び受援体制の整備
県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。
また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部、県民文化部、観光部)
- (オ) 観光客の安全対策の推進(観光部)
関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 外国籍県民等の状況把握及び支援体制の整備
当該区域内における外国籍県民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍県民等に対する支援体制の整備を図るものとする。
- (イ) 観光客の安全対策の推進
観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (イ) 医療機関においては、外国籍県民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する

- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知
県及び市町村は、外国籍県民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとともに、多言語化を推進するものとする。
- (ウ) 防災教育・防災訓練の実施
県及び市町村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍県民等の参加推進などを通じて、外国籍県民等に対する防災知識の普及を図るものとする。(危機管理部)
- (エ) 応援体制及び受援体制の整備
県及び市町村は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。
また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。(危機管理部、県民文化部、観光部)
- (オ) 観光客の安全対策の推進(観光部)
関係団体、関係機関と相互に連絡調整して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進するものとする。(観光客安全対策推進会議の事業を推進する。)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 外国籍県民等の状況把握及び支援体制の整備
当該区域内における外国籍県民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍県民等に対する支援体制の整備を図るものとする。
- (イ) 観光客の安全対策の推進
観光関連事業者(旅館・ホテル等)と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応(心得)」を作成するよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍県民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。
- (イ) 医療機関においては、外国籍県民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図るものとする。

5 土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内に立地している。要配慮者利用施設が被災した場合、避難等に通常以上の時間を要することから、被害の拡大が予想される。このため、迅速な避難誘導等のための体制を確立する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)
県及び市町村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

ものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

(イ) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

市町村は浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

ウ【要配慮者利用施設の管理者が実施する計画】

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第 2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 (ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (イ) 市町村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。 (ウ) 県及び市町村は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。 (エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】 (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に</p> | <p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 1 基本方針 風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。 このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）、に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。</p> <p>第 2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。 3 県及び市町村は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。 <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題 激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】 (ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (イ) 市町村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。 (ウ) 県及び市町村は指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。 (エ) 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。</p> <p>イ【県が実施する計画】 (ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に</p> |

多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。(県民文化部、健康福祉部)
- (ウ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。(危機管理部、建設部)
- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (カ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

- a 市町村は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- b 市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告、避難指示(緊急)の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備・高齢者等避難開始を伝達する基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示(緊急)、避難準備・高齢者等避難開始については第3章第12節を参照)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。(県有施設管理部局)

県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

- (イ) 要配慮者利用施設について、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定する。(県民文化部、健康福祉部)
- (ウ) 市町村が策定する避難計画について、迅速な避難体制の整備が促進されるよう、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、浸水想定区域や土砂災害警戒区域を明らかにし、避難情報の判断基準や指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの安全性について助言する。(危機管理部、建設部)
- (エ) 帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。
- (オ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社アップルランド、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社壺番屋、~~株式会社サークルKサンクス~~、株式会社セブニーイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキンとの協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (カ) 市町村地域防災計画の修正についての助言等により、要配慮者や帰宅困難者等に配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。(危機管理部)
- (キ) 警察署、交番及び駐在所で発行するミニ広報紙や各種会合出席等の平常時の警察活動を通じて、地域住民に対して災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図る。(警察本部)
- (ク) デパート、劇場等多数の人が集まる場所の管理者に対して、非常の際の誘導要領の作成、避難経路の明示、照明・予備電源の確保等についての指導を促進する。(危機管理部、警察本部)

ウ【市町村が実施する計画】

~~(ア)~~ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

- a 避難勧告、避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法
- b 避難準備~~情報~~を伝達する基準及び伝達方法
(避難勧告、避難指示、避難準備~~情報~~については第3章第12節を参照)
- c 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- d 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- e 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

(イ) 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(ウ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。(全機関)
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

- f 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (a) 給食措置
 - (b) 給水措置
 - (c) 毛布、寝具等の支給
 - (d) 衣料、日用品の支給
 - (e) 負傷者に対する救急救護
- g 指定避難所の管理に関する事項
 - (a) 避難受入れ中の秩序保持
 - (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (d) 避難住民に対する各種相談業務
- h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項
 - (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 住民に対する巡回指導
 - 防災訓練等
 - (b) 災害時における広報
 - 広報車による周知
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

なお市町村は、避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等安全措置をとるべきことにも留意するものとする。

~~(イ)~~ 避難行動要支援者対策

市町村は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

~~(ウ)~~ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

エ【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの施設管理者は、避難計画を県及び市町村の指導に基づき作成し、避難の万全を期するものとする。(全機関)
- (イ) 市町村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力するものとする。(全機関)
- (ウ) 要配慮者利用施設の管理者は、県及び市町村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市町村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図るものとする。
- (エ) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から避難勧告又は指示を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行うものとする。

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
- a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
- ① 指定緊急避難場所への立退き避難
 ② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難
 ③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- c 家の中でどこが一番安全か。
 d 救急医薬品や火気などの点検
 e 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 f 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
 (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部門)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
 (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河

オ【住民が実施する計画】

- (ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。
- ☒ 家の中でどこが一番安全か。
 ☒ 救急医薬品や火気などの点検
 ☒ 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 ☒ 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 ☒ 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 ☒ 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 ☒ 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
 (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

カ【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

(1) 現状及び課題

災害の危険が切迫した場合の住民等の安全を確保するために、その危険から緊急的に逃れるための指定緊急避難場所を、あらかじめ指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(県有施設管理部門)

- (ア) 県有施設について市町村の指定緊急避難場所の指定に協力する。
 (イ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 市町村は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性及び想定される災害の程度に応じ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。
 なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市町村地域防災計画に掲載するものとする。
- (イ) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫(一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河

川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

(ア) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努める。(危機管理部)

(イ) 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。

(ウ) 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

(エ) 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ 【市町村が実施する計画】

(ア) 一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定するものとする。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(ウ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。

(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(オ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設について、市町村の指定緊急避難場所の指定に協力するものとする。(全機関)

(イ) 要配慮者利用施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

3 避難所の確保

(1) 現状及び課題

災害発生時に被災者の避難及び救援を円滑に実施するために、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する計画】(県有施設管理部局)

~~(ア)~~ 県有施設について市町村の指定避難所の指定に協力する。

~~(イ)~~ 県有施設の避難に関する計画の策定に当たり、職員は平常時から避難経路上の障害物の除去等を行い、その確保に努める。

~~(ウ)~~ 市町村が指定避難所として指定した学校等の県有施設については、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。

イ 【市町村が実施する計画】

~~(ア)~~ 指定避難所については、被災者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、~~主として~~要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられる体制が整備されているもの等を指定するものとする。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

できる。

(ウ) 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(エ) 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

(オ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。

(キ) テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

(ク) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。

(ケ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(コ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

(サ) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

(シ) 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

(ス) マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

(セ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。

(ソ) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(タ) 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

~~(イ)~~ 市町村は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

~~(ウ)~~ 市町村が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

~~(エ)~~ 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ、換気、照明、暖房等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

~~(カ)~~ 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。

~~(キ)~~ テレビ、携帯ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

~~(ク)~~ 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。

~~(ケ)~~ 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

また、一般の避難所では生活が困難な障がい者等の要配慮者のため、介護福祉施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

~~(コ)~~ 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

~~(サ)~~ 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていくものとする。

~~(シ)~~ 「避難所マニュアル策定指針」(平成24年3月長野県危機管理部)等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。

~~(イ)~~ 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。

~~(ウ)~~ 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

~~(セ)~~ 市町村は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 管理施設について、市町村の指定避難所の指定に協力するものとする。(全機関)
- (イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

4 住宅の確保体制の整備

(1) 現状及び課題

住居の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう速やかな住宅の確保が必要となる。

このため県及び市町村は相互に連携し、住宅情報の提供または住宅の提供を行う体制を整備する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

- (ア) 利用可能な県営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受け、被災市町村に情報提供する体制を整備する。(建設部)
- (ウ) 賃貸住宅等の情報体制強化のため、(一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき連携を強化する。(建設部)
- (エ) 災害救助法が適用された場合、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供するため、供給体制の整備を図る。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
 - b (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき連携を強化する。
 - c 入居者の決定等住宅供給方法等について、市町村と相互に連携した体制の整備を図る。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
- (ウ) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
- (エ) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
- (オ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
- (カ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

災害が発生した場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校(以

下この節において「学校」という)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画(教育委員会)

- a 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会(以下「県教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む)の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 風水害時における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理(教育委員会)

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理(教育委員会)

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所

下この節において「学校」という)においては、幼児及び児童生徒(以下この節において「児童生徒等」という)の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について次の事項に十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する。

(ア) 防災計画(教育委員会)

- a 学校長は、風水害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成にあたっては当該市町村、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議する。
- b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、県教育委員会(以下「県教委」という。)に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。
- c 防災計画には、以下の事項を定めておく。
 - (a) 風水害対策に係る防災組織の編成
 - (b) 風水害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
 - (c) 県教委、当該市町村、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
 - (d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (g) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法
 - (h) 児童生徒等が登下校の途中で風水害にあった場合の避難方法
 - (i) 児童生徒等の救護方法
 - (j) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (k) 施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物(危険動物を含む)の点検方法
 - (l) 避難所の開設への協力(施設・設備の開放等)
 - (m) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
 - (o) 風水害時における応急教育に関する事項
 - (p) その他、学校長が必要とする事項

(イ) 施設・設備の点検管理(教育委員会)

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

- a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間(教室、昇降口、階段等)や遊具等が風水害の作用によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。
- b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。
- c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理(教育委員会)

風水害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所

及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
(b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
(c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

- b 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

(エ) 避難誘導（教育委員会）

- a 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
b 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。
(a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
(b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
(c) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
(d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

(オ) 私立学校に対する指導（県民文化部）

私立学校については、県立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

イ【市町村（教育委員会）が実施する計画】

県が実施する計画の例に準じて、市町村の防災計画等を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | |
|--|--|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|--|-----|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|
| <p>第12節 孤立防止対策</p> | <p>第12節 孤立防止対策</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第1 基本方針</p> <p>長野県は県域の78%が山地であり、その間を8水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。</p> <p>こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> | <p>第1 基本方針</p> <p>長野県は県域の78%が山地であり、その間を8水系の河川が深い谷を刻みながら流れ、所々に盆地やわずかな平地を形成している。盆地には人口の集中化が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走り、川に沿い、多くの橋梁と隧道とによって施設されている。</p> <p>こうした地勢は、ひとたび災害が発生すれば交通手段の寸断等により孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 | <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。 2 孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配慮した整備を推進する。 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平常時から把握しておく。 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平常時から地域住民の間で準備する。 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。 | | | | | | | | | | | | |
| <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成25年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> | 方式別 | 平成25年度末市町村数 | 同報系（一斉通報） | 66（85.7%） | 移動系（移動局） | 69（89.6%） | <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>N T T回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>平成25年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>66（85.7%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> | 方式別 | 平成25年度末市町村数 | 同報系（一斉通報） | 66（85.7%） | 移動系（移動局） | 69（89.6%） |
| 方式別 | 平成25年度末市町村数 | | | | | | | | | | | | |
| 同報系（一斉通報） | 66（85.7%） | | | | | | | | | | | | |
| 移動系（移動局） | 69（89.6%） | | | | | | | | | | | | |
| 方式別 | 平成25年度末市町村数 | | | | | | | | | | | | |
| 同報系（一斉通報） | 66（85.7%） | | | | | | | | | | | | |
| 移動系（移動局） | 69（89.6%） | | | | | | | | | | | | |
| <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。</p> <p>(イ) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行う。</p> <p>(ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。</p> <p>(エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。</p> | <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>(ア) 県と市町村間の災害に強い通信手段の構築に努める。</p> <p>(イ) 市町村における防災行政無線の導入について助言を行う。</p> <p>(ウ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。</p> <p>(エ) 東日本電信電話㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。</p> | | | | | | | | | | | | |

- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
- (エ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。
- (イ) 市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておくものとする。

- (イ) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。
- (ウ) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星携帯電話等の非常時通信手段の確保を図るものとする。
- (エ) 東日本電信電話(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

2 災害に強い道路網の整備

(1) 現状及び課題

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を構じることは不可能であるのが実態である。

したがって、

- 主要路線優先の対策推進
 - 複線化の推進
- を図ることが必要である。

(2) 実施事項

ア【県が実施する計画】

- (ア) 代替路線のない部分を優先して災害予防対策を推進する。(建設部)
- (イ) 迂回道路としての林道整備を推進する。(林務部)
- (ウ) 迂回道路としての農道整備を推進する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

市町村道の災害予防対策を推進するものとする。

ウ【住民が実施する計画】

道路に面した工作物・立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

3 孤立予想地域の実態把握

(1) 現状及び課題

県内の孤立予想地域は、県全体で平成25年12月末現在1,163集落である。

大規模な災害が発生すれば交通手段の寸断等で住民生活が困難又は不可能になることにより孤立地域が発生する可能性が高く、あらかじめ孤立予想集落を把握する必要がある。その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある住民を平常時から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 県内の中山間地域などの集落における孤立予想地域をあらかじめ把握する。
- (イ) 市町村が行う要配慮者の実態把握についての支援を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておくものとする。

- (イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (ウ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成27年4月1日現在92.5%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという

- (イ) 平常時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。
- (ウ) 観光地にあつては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

ウ【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平常時から把握するよう努めるものとする。

4 自主防災組織の育成

(1) 現状及び課題

県内の自主防災組織は、県全体で平成26年4月1日現在92.0%の組織率（活動カバー率）である。

大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。

人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部）

組織率の向上と組織の活性化のため、市町村に対して助言を行うとともに、県民に対する啓発活動を行う。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 全地区における組織結成を推進するものとする。
- (イ) 災害発生時の活動要領について、教育指導を行うものとする。
- (ウ) 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

5 避難所の確保

(1) 現状及び課題

孤立が予想される地域毎に最低1か所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、災害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

(2) 実施計画

【市町村が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導するものとする。

6 備蓄

(1) 現状及び課題

備蓄計画については、第13節「食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた住民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実にかんがみ、住民個々の被災が少なく、道路の寸断により孤立するという

事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

事態においては、可能な限り生活を維持できるよう、備蓄について各人が配慮することが重要である。

(2) 実施計画

ア【県・市町村が実施する計画】

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

イ【住民等が実施する計画】

(ア) 孤立が予想される地域の住民は、平常時から備蓄を行うものとする。

(イ) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 (地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき)市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄(以下「流通備蓄」という。)の確保に努める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。 また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。 一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。 食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市町村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。 方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部) (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部) (ウ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供</p> | <p style="text-align: center;">第13節 食料品等の備蓄・調達計画</p> <p>第1 基本方針 大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。 (地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき)市町村は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは食料供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と物資応援協定等に基づいて調達するいわゆる流通備蓄(以下「流通備蓄」という。)の確保に努める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 食料品等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 食料の調達については、災害救助用米穀の供給は「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、知事の要請により農林水産省から供給される。 また、県内外の米穀販売事業者との間で災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定を結んでいる。 一方、生鮮農畜産物については、卸売市場における相互供給体制の整備が必要である。その他の食料品についても、緊急時の食料品等の調達体制の整備が必要である。 食料の備蓄・調達については、住民は、自助の観点から自らが主体となって食料等を確保する必要があるが、防災の第一次的責任を有する市町村は、それぞれの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等を想定し、備蓄・調達の必要量、方法等について計画を策定し、実施していく必要がある。 方法については、現物備蓄にあつては、指定避難所以外での配布も想定し、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、近年の災害における被災者要望は、弁当やおにぎりといった備蓄に馴染まない食料が多いことを踏まえ、流通備蓄の確保に努める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 市町村を補完する立場から、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、非常用食料を合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄し、必要に応じて更新する。(危機管理部) (イ) 被災市町村が自ら食料品等の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に食料品等を届けられるよう、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、食料品等の要請・調達・輸送体制の整備を図る。(危機管理部) (ウ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、食料の供</p> |

給を円滑、効率的にできるようにする。(危機管理部)

- (エ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。(県民文化部)
- (オ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。(農政部)
- (カ) 県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。(農政部)
- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。(農政部)
- (ク) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、(一社)長野県LPガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(産業労働部)
- (ケ) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (コ) 株式会社デリックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、市町村地域防災計画等で定めるものとする。
- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- (エ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。
- (カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
 - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。
 - b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。
- (イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。(資料編参照)
- (ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制につい

給を円滑、効率的にできるようにする。(危機管理部)

- (エ) 長野県生活協同組合連合会と締結した災害時における物資の調達等に関する協定書に基づき連携を強化する。(県民文化部)
- (オ) 災害救助用米穀の円滑な供給がされるよう「米穀の買入れ、販売等に関する基本要領」に基づき農林水産省と連携をとる。(農政部)
- (カ) 県内外の米穀販売事業者との間で締結した「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により、応急米穀の円滑な供給ができるよう連携をとる。(農政部)
- (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部と締結した災害時の応急生活物資等の調達及び安定供給に関する協定書に基づき連携を強化する。(農政部)
- (ク) 協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、(一社)長野県LPガス協会と締結した災害時における物資の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(産業労働部)
- (ケ) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、~~株式会社サークルKサンクス~~、株式会社イトーヨーカ堂との食料品等の調達に関する協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・農政部)
- (コ) 株式会社デリックちくまとの災害時における食料等の供給及び運搬に関する協定に基づき連携を強化する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 平成25・26年度に実施した地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市町村ごとの地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、市町村地域防災計画等で定めるものとする。
- (イ) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。
- (ウ) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。
- (エ) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (オ) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。
- (カ) 県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

- (ア) 農林水産省
 - a 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応するものとする。
 - b 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておくものとする。
- (イ) 米穀販売事業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備するものとする。(資料編参照)
- (ウ) 卸売市場業者

生鮮農畜水産物について、被災住民に対し必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、その他の市場から被災卸売市場に対し、優先的に供給される体制につい

て、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

エ【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市町村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。(危機管理部)

(イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。(危機管理部、産業労働部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

て、県内卸売市場間で協定を締結するものとする。

エ【住民が実施する計画】

自らの安全は自ら守るという防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意するものとする。

オ【企業等において実施する計画】

企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

(1) 現状及び課題

食料の供給を行うため、食料の備蓄・調達計画で述べたとおり、種々の協定等により調達体制の整備が図られており、また備蓄もなされている。

これらの、協定により調達した食料や、備蓄食料を住民に対して円滑に供給できるよう体制の整備を図る必要がある。

備蓄食料については、地域の特性、人口等に応じ、市町村の食料備蓄の供給計画により避難所等に速やかに供給する体制を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 市町村を補完する立場から、合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等において備蓄してある非常用食料を供給するための体制を整備する。(危機管理部)

(イ) 流通備蓄については、協定等の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。(危機管理部、産業労働部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

(イ) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するものとするほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。 また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。</p> <p>第2 主な取組み 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (1) 現状及び課題 平成28年3月31日現在、県下の水道事業者には、2,743箇所（976,835m³）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、274箇所である。 配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部） (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部） (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部） (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 b 病院や避難所等の重要給水施設へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、<u>組立式応急給水栓</u>（10口）を配置する。 c ボトルウォーター「川中島の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> | <p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第1 基本方針 飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。 また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。 このほか、市町村は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。 県は、広域にわたって家屋の損壊が激しく、多数の避難者が生じ、被災市町村だけでは飲料水供給が困難な場合など、通常想定できる規模を超えるような災害に備え、市町村を補完する立場として、広域単位での備蓄と流通備蓄の確保に努める。</p> <p>第2 主な取組み 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図るとともに、関係業者との協定の内容を確認し、飲料水の供給体制の整備を図る。</p> <p>第3 計画の内容 1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備 (1) 現状及び課題 平成27年3月31日現在、県下の水道事業者には、2,743箇所（976,835m³）の配水池があり、そのうち上水道事業で緊急遮断弁の設置など災害時用として整備されているのは、274箇所である。 配水池への緊急遮断弁の設置、施設に対する安全性の確保並びに老朽施設の更新は急務であるが、施設の建設には多大な費用が必要となる。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 施設整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (イ) 応急給水用具の整備について、市町村に対する助言を行う。（環境部） (ウ) 水道施設災害相互応援要綱（水道協議会）の整備を行う。（環境部） (エ) 備蓄となりうる配水池等の把握を行う。（環境部） (オ) ボトルウォーターを合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄し、必要に応じて更新する。（危機管理部） (カ) サントリービバレッジサービス株式会社との災害時における飲料水の供給に関する協定に基づき連携を強化する。（危機管理部）</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 1,000 m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。 b 病院や避難所等の重要給水施設へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、<u>応急給水線</u>（10口）を配する。 c ボトルウォーター「川中島の水」を作成・備蓄し災害時に提供を行う。</p> |

- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
 - b 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
 - c 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
 - d 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
 - e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

平成28年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車44台、給水タンク342個、ポリタンク等3,409個、ろ過器37器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【水道事業者が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 飲料水供給場所の整備を行う。
 - b 実施マニュアルの作成を行う。
 - c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
 - b 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - c 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
 - d 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。
 - b 住民が実施する事項への支援を行うものとする。
 - c 県が実施する事項に対する協力を行うものとする。
 - d 予備水源、予備電源の確保を行うものとする。
 - e プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

ウ【住民が実施する計画】

- (ア) 風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。
- (イ) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。
- (ウ) ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。
- (エ) 自家用井戸等について、その維持、確保に努めるものとする。

2 飲料水等の供給計画

(1) 現状及び課題

平成27年4月1日現在、県下の水道事業者（公営）には、給水車41台、給水タンク348個、ポリタンク等3,380個、ろ過器40器が整備されており、緊急時にはこれらの用具により供給を行う。また、当該市町村での供給が困難な場合には災害相互応援により他市町村が支援する。しかし、大規模災害等により被災が広範囲に渡った場合には、相互応援（県水道協議会策定）が困難になるとともに、給水車等の不足も予想される。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 被災が広範囲にわたり他都道府県からの応援が必要になった場合及び他都道府県が被災し本県からの応援が必要になった場合を想定し、水道施設災害相互応援要綱及び他都道府県との相互応援体制に関する整備を行う。（危機管理部、環境部）
- (イ) 市町村に対し、給水体制等に関する助言を行う。（環境部）
- (ウ) 合同庁舎及び松本平広域公園内備蓄倉庫等に備蓄したボトルウォーターの供給体制を整備する。（危機管理部）
- (エ) 流通備蓄については、協定の内容を確認し、協定の締結先と連携を図り供給するための体制を整備する。（危機管理部、産業労働部、農政部）

イ【水道事業者が実施する計画】

- (ア) 県企業局が実施する計画
 - a 飲料水供給場所の整備を行う。
 - b 実施マニュアルの作成を行う。
 - c 「応急給水マニュアル」により、応急給水における県企業局の業務を関係市町に徹底する。
- (イ) 市町村が実施する計画
 - a 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。
 - b 給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。
 - c 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。
 - d 給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画 ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。 イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。 c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の維持管理を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 (イ) 市町村が実施する計画 a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。 b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。 c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。 d 復旧資材の備蓄を行うものとする。 e 水道管路図等の整備を行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第19節 上水道施設災害予防計画</p> <p>1 基本方針 水道施設・設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み 老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。</p> <p>第3 計画の内容 水道施設・設備の整備及び安全性の確保</p> <p>1 現状及び課題 水道事業者等については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とは言えないのが現状である。 また、ライフラインの確保として、他事業と調整し、緊急時連絡管等の整備が必要である。 水道事業者相互の応援体制については、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村及び他水道事業者へ応援を依頼することが可能であり、また長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により、(公社)日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することが可能である。</p> <p>2 実施計画 ア【県が実施する計画】(環境部) 水道事業者に対し、石綿セメント管等老朽管の更新及び施設の安全性の確保等に関する指導を行う。 イ【水道事業者等が実施する計画】 (ア) 県企業局が実施する計画 a 基幹管路及び重要給水施設へ至る管路の耐震化を促進する。 b 浄水場等の基幹施設の耐震化を促進する。 c 隣接事業体と緊急連絡管の設置について検討を行う。 d 無線設備の整備を行い、非常時における通信の確保を図る。 e 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。 f 被災する可能性が高い施設・設備をあらかじめ把握し、被災した場合の応急対策が迅速に行えるよう計画する。 g 「大規模地震時の初動マニュアル」へ職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。 (イ) 市町村が実施する計画 a 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。 b 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。 c 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。 d 復旧資材の備蓄を行うものとする。 e 水道管路図等の整備を行うものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。 風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 5 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（環境部） 流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への助言等を行う。 イ【市町村が実施する計画】 浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行うものとする。</p> <p>2 雨水流出抑制施設^①の整備</p> <p>(1) 現状及び課題 都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（環境部） 排水設備の雨水浸透化に向けて市町村への助言等を行う。 イ【市町村が実施する計画】 雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行うものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第20節 下水道施設等災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。 風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により雨水流出量の削減を図る。 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。 4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。 5 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。 6 管渠及び処理場施設等の系統の多重化を図る。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害により、管渠等への雨水の異常流入、処理場の冠水等の浸水被害が予想される。 この対策として、浸水想定区域の設定等のソフト対策と異常な豪雨等に対処するためのハード整備により浸水対策を進める必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（環境部） 流域下水道施設の浸水対策と、公共下水道等の浸水対策に向けての市町村への助言等を行う。 イ【市町村が実施する計画】 浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行うものとする。</p> <p>2 雨水流出抑制施設整備</p> <p>(1) 現状及び課題 都市化の進展に伴い、市街地の浸透面積が減少して雨水の流出量が増大することから、貯留浸透により雨水の流出量を抑制する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（環境部） 排水設備の雨水浸透化に向けて市町村への助言等を行う。 イ【市町村が実施する計画】 雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行うものとする。</p> |

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定や民間事業者との災害時維持修繕協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める必要がある。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において、迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、県、市町村とも、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ、他の地方公共団体との間で広域応援協定を締結することが必要である。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

ア 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定するものとする。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していくものとする。

ウ 復旧体制について、他の地方公共団体との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立するものとする。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道施設等の機能を確保するため、緊急用・復旧用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄するものとする。

5 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調製・保管が義務付けられている。下水道施設等が風水害等により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、下水道施設台帳等の整備が不可欠であり、また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにしておく必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

下水道施設台帳等を適切に調製・保管するものとする。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備するものとする。

6 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替性の確保に努める必要がある。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

(2) 実施計画

【県（環境部）及び市町村が実施する計画】

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第23節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第2 主な取組み 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。</p> <p>第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (1) 現状及び課題 災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。 これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部、総務部） (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。 a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保 b 窓口設置場所の確保 c 各部局ごとの窓口対応職員の指定 d 外国語による情報提供体制の整備 (イ) <u>Liアラート（災害情報共有システム）</u>、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。 (ウ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。 (エ) (ウ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。 (イ) コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第23節 災害広報計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。</p> <p>第2 主な取組み 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。</p> <p>第3 計画の内容 1 被災者及び住民等への情報の提供体制 (1) 現状及び課題 災害発生時には、被災者及び住民等からの問い合わせ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、県・市町村、関係機関及び報道機関等は適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。 これは、被災者及び住民等に対して的確な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問い合わせに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部、総務部） (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。 a 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックス・パソコン（インターネット）の確保 b 窓口設置場所の確保 c 各部局ごとの窓口対応職員の指定 d 外国語による情報提供体制の整備 (イ) 災害情報共有システム（Liアラート）、県のホームページ、ソーシャルメディア等を活用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を図る。 (ウ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行う。 (エ) (ウ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市町村及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。 (イ) コミュニティ放送、有線テレビジョン放送、屋外文字放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。</p> |

- (ウ) Ｌアラート（災害情報共有システム）、市町村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。
- (カ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

エ【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行う。

(イ) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

- (ウ) ~~災害情報共有システム（Ｌアラート）~~、市町村のホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討するものとする。
- (エ) 被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び長野県大規模災害ラジオ放送協議会と体制の整備・確認を行うものとする。
- (オ) (エ)のほか、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努めるものとする。
- (カ) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

ウ【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行うものとする。

エ【電気通信事業者が実施する計画】

災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるものとする。

オ【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定

(1) 現状及び課題

災害発生時には、報道機関からの取材の要請が、電話、直接のインタビュー等によりなされることが予想される。

報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

また、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請の方法について定めておく。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、企画振興部）

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理防災課が、災害対策本部設置時には、本部室長の指示により情報発信担当が行う。

(イ) 県は、放送事業者とは災害時における放送要請に関する協定を締結している（資料編参照）が、災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう訓練等を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(イ) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。 また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題 本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成28年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管414箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部） (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部） (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）</p> | <p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 本県は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。 これら土砂災害を防止するため、国、県、市町村等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。 特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。 また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、住民等に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題 本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。平成2727年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管414412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 (ア) 地すべりの発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ地すべり防止区域の指定を行う。（建設部、林務部、農政部） (イ) 所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行う。（建設部、林務部、農政部） (ウ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずる。（建設部、林務部、農政部）</p> |

- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状態把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成28年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,714箇所、崩壊土砂流出危険地区4,607箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

- (エ) 地すべりの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)
- (オ) 地すべり防止工事を要する箇所について、積極的に対策事業を実施する。(建設部、林務部、農政部)
- (カ) 地すべり防止施設の状態把握に努め、機能が低下した施設については更新・機能回復を行う。(建設部、林務部、農政部)

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局、中部森林管理局）

- (ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握するため、定期的に施設点検を行うものとする。
- (イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

2 山地災害危険地対策

(1) 現状及び課題

山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、平成26年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,710箇所、崩壊土砂流出危険地区4,606箇所である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（林務部）

山地災害危険地区については、地震による山腹崩壊危険度、断層の有無、落石発生危険度を加えた地震対策にも留意しており、毎年見直し調査を実施している。また、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら、常にその状態について把握し、加えて、平成26年度から航空レーザー測量データを活用して、崩壊等の危険個所の抽出を行っている。これらの情報をもとに、対策を要する箇所について治山施設整備と森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

イ【関係機関が実施する計画】（中部森林管理局）

国有林野内等国が直轄で所掌する山地災害危険地区については、必要に応じて見直しを行い、対策を要する箇所について、治山施設整備及び森林整備による災害に強い森林づくりを積極的に推進する。

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川ー静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所

3 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川ー静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、現在土石流危険渓流は5,912渓流で、全国でも有数の土石流の発生地を有している。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（建設部）

- (ア) 土石流の発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、住民等に危害が生じるおそれのある区域について土砂災害警戒区域等の指定を行い、その結果を市町村へ提供する。
- (イ) 砂防工事を要する箇所について、計画的に対策事業を実施するとともに、砂防指定地の指定を促進する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとるものとする。
- (ウ) 土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】（地方整備局）

- (ア) 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握するものとする。
- (イ) 土石流による災害を未然に防ぐための予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図るものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多い本県では、山裾だけでなく市街地など広範囲で崖崩れが発生している。現在の危険箇所は8,868箇所（建設部所管）で全国でも上位となっている。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

- (ア) 崖崩れが発生するおそれのある箇所を調査し、必要に応じ急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為の規制を行うとともに、必要に応じてその所有者、管理者等に対して擁壁、排水施設、その他必要な防災工事を施すなど改善処置をとることを勧告する。また、防止工事として所

有者、管理者等が施行することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとるものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域(火山地域)が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ、被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進める。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

有者、管理者等が施行することが困難または不相当と認められるものについて、防止対策事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 崖崩れの発生により被害を受けるおそれのある箇所を調査し、調査結果を市町村へ提供するとともに、住民等に危害が生じるおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を行う。(建設部)

(ウ) 土砂崩壊危険箇所台帳等に基づき、緊急度の高いものから補強・改修工事を実施する。(農政部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)を配布しその他必要な措置をとるものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。

(ウ) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難準備情報、避難勧告または指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

(エ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

5 泥流対策

(1) 現状及び課題

本県は、浅間山をはじめとする活火山を含め、火山により生成された軟弱な地盤の地域(火山地域)が広く分布しており、それら泥流の発生しやすい地域では降雨による土砂災害が懸念される。

この対策として砂防えん堤等の整備をはじめ、被災を最小限にとどめるため警戒避難体制の整備を積極的に推進する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】(建設部)

降雨等による火山の泥流対策として砂防設備の整備を進める。

イ【市町村が実施する計画】

危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】(地方整備局)

火山噴火避難システムの整備を図る中で、当面直轄において、土砂移動現象に対する観測、情報システムの整備を進めるものとする。

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)

(キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)

(ク) 緊急点検調査結果の周知等

a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)

b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)

(ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成28年4月1日現在で26,690区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂

エ【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

6 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地域については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等のうち、要配慮者利用施設が所在している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)

(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)

(ウ) 市町村地域防災計画書への掲載及び要配慮者利用施設周辺の自主防災組織や近隣居住者等の協力を得た避難誘導・搬送体制の整備について、関係機関と調整を図り、その推進に努める。(建設部)

(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の危険箇所のパトロールをおこない、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)

(オ) 要配慮者利用施設に対する災害の未然防止に配慮した農地地すべり防止事業を推進する。(農政部)

(カ) 要配慮者利用施設に対する農地の保全に係る地すべり危険箇所に関する情報を提供する。(農政部)

(キ) 要配慮者利用施設に隣接した山地災害危険地区等のうち緊急に対策を講じる必要のある箇所について、治山事業を推進する。(林務部)

(ク) 緊急点検調査結果の周知等

a 当該施設が所在する市町村への通知、市町村地域防災計画への掲載についての助言をする。(林務部)

b 関係機関と連携・協力し、防災マップ等を利用して施設管理者等に土砂災害防止に関する情報の提供を行う。(林務部)

(ケ) 土砂災害等が多発する出水期前等に施設に隣接した裏山等において山地の荒廃状況や治山施設等の状況を把握し、施設管理者等に通知する。(林務部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

7 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

本県の土砂災害警戒区域を指定する予定箇所は、約2万8千箇所あり、この内平成27年4月1日現在で25,026区域が土砂災害警戒区域に指定されているが、未指定箇所については、市町村の協力を得ながら速やかな指定を行う必要がある。また、土砂

災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,332区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、

災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は20,543区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（危機管理部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部）

(ア) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の推進

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形・地質・降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施し、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域等の指定を行う。

(イ) 基礎調査の結果を公表し、住民等への周知に努める。

(ウ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとる。

- a 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
- b 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- c 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(エ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとる。

区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について市町村へ助言する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項
- b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(オ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

ウ【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、

遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

- (イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、市町村に助言を求めるものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 建築物の風害対策</p> <p>(1) 現状及び課題 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行うものとする。</p> <p>(イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うものとする。</p> <p>(ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行うものとする。</p> <p>(エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図るものとする。</p> <p><u>(オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u></p> <p>イ【建築物の所有者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。</p> <p><u>(イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。</u></p> <p>2 建築物の水害対策</p> <p>(1) 現状及び課題 出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。 また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。</p> <p>(イ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。</p> <p><u>(ウ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u></p> | <p style="text-align: center;">第26節 建築物災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、県民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。</p> <p>第2 主な取り組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強風による落下物、転倒物の防止対策を講ずる。 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 建築物の風害対策</p> <p>(1) 現状及び課題 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力上の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行うものとする。</p> <p>(イ) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行うものとする。</p> <p>(ウ) 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行うものとする。</p> <p>(エ) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図るものとする。</p> <p>イ【建築物の所有者等が実施する計画】</p> <p>屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行うものとする。</p> <p>2 建築物の水害対策</p> <p>(1) 現状及び課題 出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ盛り土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。 また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築等の制限を行う必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 建築物及び敷地の安全性の確保を図るため、指導及び啓発を行う。</p> <p>(イ) がけ地近接等危険住宅の解消を図るため、関係市町村と調整のうえ、移転事業の促進を図る。</p> |

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。

(イ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置をとるものとする。

3 文化財の風水害予防

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本県における国・県指定文化財（資料編参照）のうち、建造物については、そのほとんどが木造であるため、風水害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、あわせて見学者の生命・身体の安全にも十分注意する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】（教育委員会）

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 市町村教育委員会を通じ、所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

ウ【所有者が実施する計画】

防災管理体制及び防災施設の整備（資料編参照）をし、自衛消防隊の確立を図るものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）</p> <p>(イ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）</p> <p>(ウ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）</p> <p>(ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。（地</p> | <p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。 3 危険防止のための事前規制を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の風水害に対する整備</p> <p>(1) 現状及び課題 風水害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、倒木による電柱等の破損、冠水等によって交通不能あるいは困難な状態になると予想される。この対策として各道路管理者ならびに警察等関係機関は道路・道路施設及び橋梁について風水害に対する強化を図る必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(エ) 落石等の危険か所点検（平成8・9年道路防災総点検）に基づき緊急度の高い箇所から順次整備する。（建設部、道路公社）</p> <p>(オ) 道の駅の道路ネットワーク上の防災拠点としての整備を進める。（建設部）</p> <p>(カ) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。（建設部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>市町村は、それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ア) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき計画的に整備を進めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(イ) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行うものとする。（地方整備局）</p> <p>(ウ) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努めるものとする。（地方整備局）</p> <p>(エ) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施するものとする。（地</p> |

方整備局)

(オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(地方整備局)

(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道など6路線であり、県内の総延長は331.4kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)並びに地方整備局は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、地方整備局)

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県の協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備

方整備局)

(オ) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させるものとする。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進めるものとする。(地方整備局)

(カ) 長野県内における供用中の高速道路は、中央自動車道・長野自動車道・上信越自動車道及び中部横断自動車道~~の4~~路線であり、県内の総延長は~~317.4~~kmである。構造は、高架・橋梁・トンネル・土工部からなり、高架橋・橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るよう設計している。

東日本高速道路(株)及び中日本高速道路(株)は、日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

(キ) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努めるものとする。(東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株))

2 関係団体との協力体制の整備

(1) 現状及び課題

風水害により、道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は各道路管理者ならびに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等と事前に業務協定を締結しておく交通の確保を図る。

各道路管理者、関係機関及び県は災害時の道路規制情報等について、情報共有できる体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

(ア) 現在、関東知事会・中部圏知事会における協定及び中央日本四県の協定を締結しており、より効果的な内容への見直しを図るとともに、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(危機管理部)

(イ) 各関係機関においてそれぞれ必要な相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。(全機関)

(ウ) 災害時における応急対策業務に関する協定等に基づく活動体制を確認し、訓練の実施等平常時から連携強化に努める。(建設部、道路公社)

(エ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び市町村が情報共有できる体制の整備に努める。(建設部)

イ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

(イ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

ウ【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備

するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

- (ア) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- (イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。(全機関)
(イ) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。(地方整備局)

3 危険防止のための事前規制

(1) 現状及び課題

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に風水害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者・警察本部が実施する計画】

- (ア) 道路管理者並びに警察等は相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施するものとする。
- (イ) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を常に把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 防災重点ため池*等、決壊による下流への影響が大きいため池については、ハザードマップの作成・公表や情報連絡体制の整備を行う。 ※防災重点ため池：堤高15m以上又は貯水量10万m³以上のため池 下流に人家や公共施設等が存在し、市町村が指定したため池</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には約1,800箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の半数が江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(農政部) (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池カルテ」を管理し、毎年度更新する。 (イ) 点検調査委の結果に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の諸元、施設の構造及び下流の状況等について明記した「ため池カルテ」を整備し、施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。 (エ) ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第29節 ため池災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 下流に人家や公共施設がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障をきたすばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。 このため、適切な維持管理や監視体制について施設管理者に指導するとともに、安全性の低い施設については順次補強工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。</p> <p>第2 主な取組み 巡回点検等によりため池の現状を把握するとともに、緊急度の高いものから順次補強工事を実施していく。 また決壊による下流への影響が大きいため池について、ハザードマップの作成及び住民への公表など減災対策の推進に努める。</p> <p>第3 計画の内容 (1) 現状及び課題 県内には約2,000箇所の農業用ため池が存在し、市町村や土地改良区等により維持管理されている。 これらのため池の約半数は江戸時代以前の築造であるなど、老朽化が進んだ施設も存在しており、万一、これらのため池が決壊した場合には、下流の農地や人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあることから、適切な維持管理や補強対策を講じていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(農政部) (ア) 管理の基本となる県全体の「ため池基本台帳」を整備し、毎年更新していく。 (イ) 「ため池基本台帳」に基づき、緊急度の高いものから順次補強工事を実施する。 (ウ) 市町村が行うハザードマップ作成に対して、支援を行う。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】 (ア) ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておくものとする。 (イ) 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備するものとする。 (ウ) 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施するものとする。 (エ) ため池ハザードマップを作成し、住民への周知を図るものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】 (ア) 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに市町村に緊急連絡ができるようにするものとする。 (イ) 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに市町村に結果を報告するものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。 また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 c 警報等や、避難勧告・避難指示(緊急)等の意味や内容 d 警報等発表時や避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時にとるべき行動</p> | <p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針 「自分の命は、自分で守る。」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。 また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。 しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。 3 学校における実践的な防災教育を推進する。 4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(1) 現状及び課題 災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限にとどめるうえで重要である。 現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップの作成・配布等、より実践的な活動が必要である。 また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 県民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、県ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。 a 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出袋(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 b 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策 c 警報等や、避難勧告・避難指示等の意味や内容 d 警報等発表時や避難指示、避難勧告、避難準備情報の発令時にとるべき行動 e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識</p> |

- e 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
- f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する配慮
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- n 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
- o 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
- p 避難生活に関する知識
- q 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- r 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- s 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

- (イ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

- (カ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を推進する。
- (キ) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

- f 「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
- g 地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
- h 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
- i 正確な情報入手の方法
- j 要配慮者に対する配慮
- k 男女のニーズの違いに対する配慮
- l 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- m 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- n 各地域における緊急避難場所及び避難経路に関する知識

- ~~o~~ 避難生活に関する知識
- ~~p~~ 平常時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ~~q~~ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
- ~~r~~ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて

- (イ) 避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、市町村が行う印刷物（ハザードマップ等）の作成配布について協力する。
- (ウ) 企業等に対しても地域社会の一員として研修会、講演会等への参加を呼びかける。
- (エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (オ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。

- ~~(カ)~~ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

イ【市町村が実施する計画】

- (ア) 上記ア（ア）の事項に加え、次の事項について防災知識の普及を図るものとする。
 - a 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - b 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識

- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
- (a) 避難の確保を図るため必要な事項
- (b) 浸水想定区域内の地下街等
- (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
- (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
- (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
- (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。
- (キ) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。
- (ク) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

- (イ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行うものとする。
- a 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
- (a) 避難の確保を図るため必要な事項
- (b) 浸水想定区域内の地下街等
- (c) 要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地
- b 土砂災害警戒区域については次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行うものとする。
- (a) 土砂災害に関する情報の伝達方法
- (b) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項
- (c) その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項
- c 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行うものとする。
- (ウ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (エ) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。
- (オ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。
- (カ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

- ~~(キ)~~ 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

ウ【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画するものとする。

エ【報道機関等が実施する計画】

報道機関等は、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

① 指定緊急避難場所への立退き避難

② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

(ウ) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保(テレビ、ラジオ、インターネット等)

(エ) 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認

(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

(カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

(キ) 備蓄食料の試食及び更新

(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ケ) 地域の防災マップの作成

(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災

オ【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に行き、以下の様な確認活動を通じて、防災意識を高めるものとする。

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

~~(イ)~~ 発災時の連絡方法等(連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認

~~(ウ)~~ 幼児や高齢者の避難についての役割の確認

~~(エ)~~ 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認

~~(オ)~~ 備蓄食料の試食及び更新

~~(カ)~~ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

~~(キ)~~ 地域の防災マップの作成

~~(ク)~~ 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

カ【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努めるものとする。

キ【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当(救急法)の講習会を実施するものとする。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、デパート、地下街等不特定多数の者が利用する施設の管理者の発災時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

防災上重要な各施設の指導部局は、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

イ【市町村が実施する計画】

市町村において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して発災時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

ウ【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災

訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施するものとする。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成するうえで重要である。

そのため、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等をととして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 学校においては、大規模災害にも対処できるように市町村その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努めるものとする。

(イ) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。

- a 防災知識一般
- b 避難の際の留意事項
- c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
- d 具体的な危険箇所
- e 要配慮者に対する配慮

(ウ) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。

4 地方公共団体の職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

防災関係の業務に従事した経験のない職員の防災知識は、必ずしも十分とは言えない。そこで防災関係の職員はもちろん、それ以外の職員に対しても防災知識の普及を図っていく。

(2) 実施計画

【県及び市町村が実施する計画】

県及び市町村は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図るものとする。

- ア 自然災害に関する一般的な知識
- イ 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ウ 職員等が果たすべき役割
- エ 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- オ 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

(1) 現状及び課題

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていく必要がある。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する計画】(危機管理部)

過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

イ【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 現状及び課題 現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 総合防災訓練 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 実施時期 共催する市町村と調整し決定する。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。 (ウ) 実施方法 県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。 <p>イ 地震総合防災訓練 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 実施時期 防災の日（9月1日）に実施するものとする。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施するものとする。 (ウ) 実施方法 | <p style="text-align: center;">第33節 防災訓練計画</p> <p>第1 基本方針 災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害発生時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。 そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。 また、発災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。 県、市町村、防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 防災訓練の種別</p> <p>(1) 現状及び課題 現在、県は、市町村との共催による実働型の総合防災訓練と、図上訓練を中心とした県地震総合防災訓練を実施している。また、市町村においても防災週間（8月30日～9月5日）を中心に、予想される災害の態様にあわせた防災訓練を実施している。 今後、訓練内容をより実践的で充実したものとしていく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア 総合防災訓練 県及び訓練実施場所を管轄する市町村は共催で防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 実施時期 共催する市町村と調整し決定する。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。 (ウ) 実施方法 県、県警察、訓練実施市町村、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加してウの(ア)から(オ)まで及び(ケ)に定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。 <p>イ 地震総合防災訓練 県、市町村、防災関係機関は、住民の参加を得て相互の協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震など大規模な地震を想定した県地震総合防災訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (ア) 実施時期 防災の日（9月1日）に実施するものとする。 (イ) 実施場所 訓練効果を考慮し、地震防災対策強化地域を中心に全県的に実施するものとする。 (ウ) 実施方法 |

県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の初動行動の熟知を図るよう努める。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

(ア) 水防訓練

県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

(ウ) 災害救助訓練

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行うものとする。

(エ) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。

(オ) 避難訓練

市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。

(ク) 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。

(コ) 複合災害を想定した訓練

県及び市町村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が

県は市町村、防災関係機関及び住民の参加を得てウの(カ)から(ケ)までに定める訓練を中心とした訓練を実施する。

実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の初動行動の熟知を図るよう努める。

ウ その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

(ア) 水防訓練

県及び水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行うものとする。

(イ) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防ぎょ訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行うものとする。

(ウ) 災害救助訓練

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、たき出し等の訓練を行うものとする。

(エ) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練等を行うものとする。

(オ) 避難訓練

市町村及び、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難指示、避難勧告、避難準備情報の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施するものとする。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。

非常参集訓練については、抜き打ち的に実施するものとする。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施するものとする。

また非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施するものとする。

(ク) 警備及び交通規制訓練

県警察は災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により警備及び交通規制訓練を実施する。

(ケ) 広域防災訓練

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施するものとする。

(コ) 複合災害を想定した訓練

県及び市町村は、地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が

困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

- (サ) 火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。

エ【市町村が実施する計画】

(ア) 市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

(イ) 市町村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

(ウ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫するとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

a 県は、市町村が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

b 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(警察本部)

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

困難になる事象)を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

- (サ) 火山防災協議会は、登山者等を想定した訓練を実施し、宿泊施設、観光施設、交通施設等の訓練への参加についても推進するとともに、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るものとする。

エ【市町村が実施する計画】

市町村は、自主防災組織、企業等の参加を得て、県に準じ各種の訓練を実施するものとする。

オ【住民が実施する計画】

住民は、県、市町村等が実施する訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

カ【企業等が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

(イ) 市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫するとともに次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

a 県は、市町村が行う自主防災組織の参加を得て行う訓練に対して、助言を行うものとする。

b 県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域または道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。(警察本部)

イ【訓練の実施機関において実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。

c 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(ア) 実践的な訓練の実施

a 訓練の実施機関は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。火山災害の場合は、噴火シナリオや火山ハザードマップ等を活用する。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

b 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関する多様な主体とも連携した訓練となるよう努めるものとする。

c 避難行動要支援者避難個別計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>ア 県内市町村と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。</p> <p>イ <u>災害廃棄物対策指針に基づき、災害廃棄物処理計画を必要に応じ適正な見直しを行う。</u></p> <p>ウ <u>発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な支援を行うとともに、仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。</u></p> <p>エ <u>災害廃棄物対策に関する近隣都県との広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。 また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。</p> <p>イ <u>災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</u></p> <p>ウ <u>発災時に、適正かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物(避難所ごみや仮設トイレのし尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p> <p>エ <u>県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。</u></p> <p>2 データの保存及びバックアップ</p> <p>(1) 現状及び課題 災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関</p> | <p style="text-align: center;">第34節 災害復旧・復興への備え</p> <p>第1 基本方針 災害廃棄物の発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。 また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 災害廃棄物の発生への対応</p> <p>(1)【県が実施する計画】(建設部、環境部)</p> <p>ア 県内市町村及び近隣都県等と連携し、大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努める。</p> <p>イ 災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定す る。</p> <p>(2)【市町村が実施する計画】</p> <p>ア 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の充実に努めるものとする。 また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図るものとする。</p> <p>イ 仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。</p> <p>2 データの保存及びバックアップ</p> <p>(1) 現状及び課題 災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地籍、建築物、権利関</p> |

係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。
これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【県が実施する計画】(林務部)

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の交付が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【県が実施する計画】

県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

【市町村が実施する計画】

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータが必要となる。
これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

(2) 実施計画

ア【県が実施する計画】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

イ【市町村が実施する計画】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

ウ【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

3 災害復旧用材の供給体制の整備

災害発生後の復興のためには、木材を安定的に供給する必要がある。

【県が実施する計画】(林務部)

県は、中部森林管理局及び長野県森林組合連合会等木材関係団体と木材供給体制の整備を図る。

4 罹災証明書の発行体制の整備

罹災証明書の公布が遅滞なく行われるような実施体制の整備を行う必要がある。

【県が実施する計画】

県は、市町村に対し、住家の被害認定調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家の被害認定調査の迅速化を図る。

【市町村が実施する計画】

市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する計画】（観光部） 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】 ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。 イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。</p> <p><u>(3) 【関係機関が実施する計画】</u> ア <u>観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進するものとする。</u> イ <u>観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努めるものとする。</u></p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1) 【県が実施する計画】（県民文化部、観光部） 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。</p> <p>(2) 【県及び市町村が実施する計画】（観光部） ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。 イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。</p> <p>(3) 【市町村が実施する計画】 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第40節 観光地の災害予防計画</p> <p>第1 基本方針 観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。 また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害発生時の防災環境づくりに努める。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 観光地での観光客の安全確保</p> <p>(1) 【県及び市町村が実施する計画】（観光部） 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。</p> <p>(2) 【市町村が実施する計画】 ア 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。 イ それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。</p> <p>2 外国人旅行者の安全確保策</p> <p>(1) 【県が実施する計画】（県民文化部、観光部） ア 研修会により、災害時の通訳ボランティアを養成し、事前登録するなど、災害時の活用体制を整備する。</p> <p>(2) 【県及び市町村が実施する計画】（観光部） ア 災害時に外国人旅行者へ避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進するものとする。 イ 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行うものとする。</p> <p>(3) 【市町村が実施する計画】 ア 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導體制を整備するものとする。</p> |

(4) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

(4) 【関係機関が実施する計画】

- ア 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど外国人旅行者の災害時安全確保を推進するものとする。
- イ 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮した情報提供体制、避難誘導体制の整備を図るものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第1 基本方針 風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア)【県が実施する対策】 市町村への通知 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村に発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行う。</p> <p>(イ)【市町村が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。 なお周知に当たっては、<u>関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 (ア)【県が実施する対策】 a 勤務時間内における取扱い (a) 連絡及び通知系統 長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理防災課長</p> | <p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第1 基本方針 風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 警報等の伝達活動</p> <p>(1) 基本方針 気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。 関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア 特別警報発表時の対応（下記内容以外はイと同じ） (ア)【県が実施する対策】 市町村への通知 気象に関する警報・注意報は、衛星系防災行政無線の一斉FAXにより全市町村により発信しているが、長野地方気象台から特別警報発表又は解除の通知があった場合は、併せて、県危機管理防災課から地方事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。また長野地方気象台等から、発表又は解除に関する情報について連絡があった場合も、同様に市町村に対し連絡を行う。</p> <p>(イ)【市町村が実施する対策】 住民等への周知の措置 県、消防庁、東日本電信電話㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。 なお周知に当たっては、災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 特別警報以外の気象警報等発表時の対応 (ア)【県が実施する対策】 a 勤務時間内における取扱い (a) 連絡及び通知系統 長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は危機管理防災課長</p> |

- が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。
- (b) 庁内放送の実施
すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
- (c) 応急措置等の指示
危機管理防災課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
- (d) 農作物対策の指示
農業技術課は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
- (e) 指示事項の市町村等への通知
地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

b 勤務時間外における取扱い

- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。
- (b) 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
- (c) (b)により通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- (d) 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

(イ)【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

(ウ)【市町村が実施する対策】

- a 市町村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- b 市町村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

(エ)【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ)【その他防災関係機関が実施する対策】

- が受領し、それぞれの気象警報・注意報等を伝達系統図により連絡する。
- (b) 庁内放送の実施
すべての気象警報・注意報等について、危機管理防災課長からその写しを受領した広報県民課は、速やかに庁内放送を実施し、庁内各課に周知する。
- (c) 応急措置等の指示
危機管理防災課長は地方事務所に、また河川課長及び道路管理課長は建設事務所に通知する場合は、当該気象警報・注意報等により予想される事態に対して、所及び市町村がとるべき措置をあわせ指示する。
- (d) 農作物対策の指示
農業技術課は農業改良普及センターに農作物等の技術対策について通知する。
- (e) 指示事項の市町村等への通知
地方事務所長及び建設事務所長は、通知された気象警報・注意報等にあわせて市町村長のとるべき措置として指示された事項を、ただちに管轄区域内の市町村及び関係機関に通知する。

b 勤務時間外における取扱い

- (a) 勤務時間外に長野地方気象台等から通知される気象警報・注意報等は、危機管理部の宿日直者が受領する。
- (b) 危機管理部の宿日直者は気象警報・注意報等を受領したときは、「勤務時間外における伝達系統図」により、それぞれの担当者に電話等により通知する。
- (c) (b)により通知を受けた危機管理部、建設部及び農政部の担当者は、活動計画に基づき登庁する必要がある場合は、登庁し、それぞれ主管課長に報告し指示を受けるとともに、伝達系統図により、地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者に通知する。
- (d) 地方事務所及び建設事務所等の気象警報・注意報等受信担当者は、気象警報・注意報等を受領したときは所属長に報告するとともに、アのeに準じ市町村及び関係機関に通知する。

(イ)【長野地方気象台等が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表するものとする。

なお地震等が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施するものとする。

(ウ)【市町村が実施する対策】

- a 市町村は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。
- b 市町村において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

(エ)【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮のうえ、速やかに放送を行うものとする。

(オ)【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
- b 水象関係
河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。

(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(ウ) 【市町村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

エ 水防に関する水位情報発表時の対応

【県が実施する対策】

洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者、量水標管理者及び関係市町村長に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所へ

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知するものとする。

(カ) 【住民が実施する対策】

以下の様な異常を発見した者は、ただちに市町村長又は警察官に通報するものとする。

- a 気象関係
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象
- b 水象関係
河川や湖沼の水位の異常な上昇

ウ 土砂災害警戒情報発表時の対応

(ア) 【県が実施する対策】

長野地方気象台との協議に基づき土砂災害警戒情報を発表・解除した際は、衛星系防災行政無線の一斉FAX等により市町村に通知する。併せて、砂防課から建設・砂防事務所を通じて速やかに当該市町村への電話連絡を行う。

また、長野県河川砂防情報ステーションへの掲載及び防災情報メール等を利用して発表・解除の情報をメール配信し、一般への周知に努める。

(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達するものとする。

(ウ) 【市町村が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(エ) 【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行うものとする。

2 住民の避難誘導対策

(1) 基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(2) 実施計画

ア 【県が実施する対策】（危機管理部、建設部）

(ア) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所へ

の移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- (イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。
- (ウ) 関係事業者の協力を得つつ、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備・高齢者等避難開始の伝達、避難勧告、避難指示（緊急）を行い、避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(イ) 避難行動要支援者については避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

(ウ) 住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

(エ) 災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

(オ) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(カ) 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

(コ) 住民に対する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

(キ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が

の移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- (イ) 県は、大雨による風水害の危険が高まった時に、市町村長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適切適時に判断できるよう、市町村等へ気象情報や降水量、降水予測、河川の水位情報、土砂災害警戒情報等について情報提供し、市町村等の活動を支援する。
- (ウ) ~~災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、~~携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、住民に対し、河川の水位情報等について情報提供する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行い、避難誘導活動を実施するものとする。

~~特に、~~避難行動要支援者については避難準備情報の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

~~(イ)~~ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

~~(ウ)~~ 市町村は、災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

~~(エ)~~ 住民に対する避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達に当たっては、~~災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、~~市町村防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。

~~(キ)~~ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が

困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

(ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

(ケ) 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

エ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（市町村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

ウ【水防団及び消防機関が実施する対策】

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

(略)

困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

~~(カ)~~ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

~~(キ)~~ 避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

ウ【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日用品等の備蓄物資を携行するものとする。

エ【要配慮者利用施設の管理者が実施する対策】

(ア) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。

(イ) 災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

3 災害の未然防止対策

(1) 基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(2) 実施計画

ア【水防管理者（市町村長）が実施する対策】

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

イ【河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等が実施する対策】

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

ウ【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

エ【住民が実施する対策】

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市町村長又は警察官に通報するものとする。

(略)

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。ただし、別表6にある5市については分割する。

| 区分 | 発表基準 |
|----------|---|
| 土砂災害警戒情報 | 2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。 |

(2) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して、府県気象情報の一種として発表する。

| 区分 | 発表基準 |
|------------|-------------|
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 100mm |

(略)

4 その他の情報

(1) 土砂災害警戒情報

長野県と長野地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する情報をいう。ただし、別表6にある5市については分割する。

| 区分 | 発表基準 |
|----------|---|
| 土砂災害警戒情報 | 2時間先までの予測雨量から求めた60分積算雨量と土壌雨量指数の関数曲線値が、土砂災害発生危険基準線を超えると予測した場合。 |

(2) 記録的短時間大雨情報

~~県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、府県気象情報の一種として発表する。~~

| 区分 | 発表基準 |
|------------|-------------|
| 記録的短時間大雨情報 | 1時間雨量 100mm |

(略)

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------------|------|------|-----|---------|-----------|-----|--------------|--------------------------------|-----|--------------|---|------|------|------|------|-----|---------|-----------|-----|--------------|---------------------|-----|--------------|
| <p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> | <p>第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> | <p>第1 基本方針 災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>第2 活動の内容</p> <p>1 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県<u>地域振興局</u>長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> | <p>第2 活動の内容</p> <p>1 報告の種別</p> <p>(1) 概況速報 災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。</p> <p>(2) 被害中間報告 被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。</p> <p>(3) 被害確定報告 同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。 県<u>地方事務所</u>長は、被災地における被害の状況から県危機管理防災課（災害対策本部室）の応援が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（災害対策本部室）は必要な職員により情報収集チームを構成し速やかに派遣するものとする。 また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、都道府県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td><u>地域振興局</u></td> </tr> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示(緊急)等避難状況</td> <td>市町村</td> <td><u>地域振興局</u></td> </tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 調査機関 | 協力機関 | 概況速報 | 市町村 | 県関係現地機関 | 人的及び住家の被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> | 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示(緊急)等避難状況 | 市町村 | <u>地域振興局</u> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査事項</th> <th>調査機関</th> <th>協力機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概況速報</td> <td>市町村</td> <td>県関係現地機関</td> </tr> <tr> <td>人的及び住家の被害</td> <td>市町村</td> <td><u>地方事務所</u></td> </tr> <tr> <td>避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況</td> <td>市町村</td> <td><u>地方事務所</u></td> </tr> </tbody> </table> | 調査事項 | 調査機関 | 協力機関 | 概況速報 | 市町村 | 県関係現地機関 | 人的及び住家の被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> | 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況 | 市町村 | <u>地方事務所</u> |
| 調査事項 | 調査機関 | 協力機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概況速報 | 市町村 | 県関係現地機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的及び住家の被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・指示(緊急)等避難状況 | 市町村 | <u>地域振興局</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査事項 | 調査機関 | 協力機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概況速報 | 市町村 | 県関係現地機関 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 人的及び住家の被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難準備情報・避難勧告・指示等避難状況 | 市町村 | <u>地方事務所</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--------------|---------------------------|--|
| 社会福祉施設被害 | 施設管理者 | 保健福祉事務所 |
| 農・畜・養蚕・水産業被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> ・農業改良普及センター・家畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合 |
| 農地・農業用施設被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> ・土地改良区 |
| 林業関係被害 | <u>地域振興局</u> ・市町村・森林管理署 | 森林組合 |
| 公共土木施設被害 | 建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関 | |
| 土砂災害等による被害 | 建設事務所・砂防事務所 | |
| 都市施設被害 | 市町村・流域下水道関係事務所 | 建設事務所 |
| 水道施設被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> |
| 廃棄物処理施設被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> |
| 感染症関係被害 | 市町村 | 保健福祉事務所 |
| 医療施設関係被害 | 施設管理者 | 保健福祉事務所 |
| 商工関係被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> ・商工会議所・商工会 |
| 観光施設被害 | 市町村 | <u>地域振興局</u> |
| 教育関係被害 | 設置者・管理者・市町村 | 教育事務所 |
| 県有財産被害 | 県関係機関 | |
| 市町村有財産被害 | 市町村 | |
| 公益事業関係被害 | 鉄道・通信・電力・ガス等関係機関 | <u>地域振興局</u> |
| 警察調査被害 | 警察署 | 市町村・警備業協会 |
| 火災即報 | 市町村 | |
| 危険物等の事故による被害 | 市町村 | |
| 水害等速報 | 水防関係機関 | |

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

| 被害種類 | 認定基準 |
|------------|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重傷者 軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。 |
| 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であ |

| | | |
|--------------|---------------------------|--|
| 社会福祉施設被害 | 施設管理者 | 保健福祉事務所 |
| 農・畜・養蚕・産業被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> ・農改良普及センター・畜保健衛生所・食肉衛生検査所・農業協同組合・森林組合 |
| 農地・農業用施設被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> ・土地改良区 |
| 林業関係被害 | <u>地方事務所</u> ・市町村・森林管理署 | 森林組合 |
| 公共土木施設被害 | 建設事務所・砂防事務所・市町村・地方整備局関係機関 | |
| 土砂災害等による被害 | 建設事務所・砂防事務所 | |
| 都市施設被害 | 市町村・流域下水道関係事務所 | 建設事務所 |
| 水道施設被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> |
| 廃棄物処理施設被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> |
| 感染症関係被害 | 市町村 | 保健福祉事務所 |
| 医療施設関係被害 | 施設管理者 | 保健福祉事務所 |
| 商工関係被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> ・商工会議所・商工会 |
| 観光施設被害 | 市町村 | <u>地方事務所</u> |
| 教育関係被害 | 設置者・管理者・市町村 | 教育事務所 |
| 県有財産被害 | 県関係機関 | |
| 市町村有財産被害 | 市町村 | |
| 公益事業関係被害 | 鉄道・通信・電力・ガス等関係機関 | <u>地方事務所</u> |
| 警察調査被害 | 警察署 | 市町村・警備業協会 |
| 火災即報 | 市町村 | |
| 危険物等の事故による被害 | 市町村 | |
| 水害等速報 | 水防関係機関 | |

○長野県隊友会は、協定に基づき、災害に結びつく異常兆候情報、被災・避難・救援情報等を県関係機関へ提供するものとする。

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

| 被害種類 | 認定基準 |
|------------|---|
| 死者 | 当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。 |
| 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。 |
| 重傷者 軽傷者 | 災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みのものとする。 |
| 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であ |

| | |
|------------------|---|
| | るかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 |
| 一部損壊 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 |
| 罹災世帯 | 災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹災者 | 罹災世帯の構成員とする。 |

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地域振興局等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、へ

| | |
|------------------|---|
| | るかどうかを問わない。 |
| 非住家 | 住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。 ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 |
| 住家全壊 (全焼・全流失) | 住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。 |
| 住家半壊 (半焼) | 住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。 |
| 一部損壊 | 全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 |
| 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 |
| 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 |
| 罹災世帯 | 災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 |
| 罹災者 | 罹災世帯の構成員とする。 |

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、県関係課及び関係機関より危機管理防災課（県災害対策本部）への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には市町村別内訳を添付するものとする。

(2) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市町村は直接県関係課に報告し、その後において地方事務所等の機関に報告する。

(3) 関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア 被害報告等

(ア) 県（本庁）の実施事項

- a 危機管理防災課（災害対策本部室）は、発災後直ちに県警察本部等と連携し、へ

リコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害
なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、**地域振興局**長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、**地域振興局**を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を**地域振興局**地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d **地域振興局**長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(ウ) 市町村の実施事項

- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は**地域振興局**長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

リコプターによる画像情報・目視情報等の概括的な情報の収集を行うとともに、得られた被害情報等を関係各課、関係機関及び消防庁に報告する。

- b 各課は、市町村単位または施設の種類別に被害状況を取りまとめる。
- c 各課は、とりまとめた被害状況を危機管理防災課（災害対策本部室）、関係行政機関（本省）、及び関係課に報告するものとする。
- d 危機管理防災課（災害対策本部室）は、各課及び関係機関の被害状況等を取りまとめ、すみやかに国（総務省消防庁）、その他関係省庁及び関係地方公共団体に報告するとともに、別節災害広報計画により報道機関に発表する。
この場合において、国に報告すべき災害は次のとおりとする。
 - (a) 県において災害対策本部を設置した災害
 - (b) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (c) (a)又は(b)に定める災害になるおそれのある災害
なお、この国への報告は、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。
- e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。
- f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、**地方事務所**長から情報収集チームの派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。
- g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、**地方事務所**を通じ被災市町村へ連絡する。
- h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。

(イ) 県現地機関等の実施事項

- a 各課（所）は、市町村単位に被害状況を取りまとめる。
- b 各機関の管理に属する施設の被害状況を取りまとめる。
- c 掌握した被害状況等を**地方事務所**地域政策課に報告または連絡するとともに県（本庁）の主管課に報告する。
- d **地方事務所**長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（災害対策本部室）に情報収集チームの派遣を求めるものとする。
- e 市町村に災害対策本部が設置された場合には、現地に赴き情報収集を行う。

(ウ) 市町村の実施事項

- a あらかじめ定められた「市町村地域防災計画」等における情報収集連絡体制をとり、第2の2において市町村が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第2の4に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第3直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。
- b 市町村における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は**地方事務所**長に応援を求めるものとする。
- c 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。
この場合の対象となる災害は(ア)のdに定めるとおりとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

(エ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ)「防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1)【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(2)【市町村が実施する事項】

ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県危機管理防災課（災害対策本部室）に連絡するものとする。

(オ)「防災情報システム」~~が運用開始された際には~~、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 水防情報

(ア) 雨量の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部（災害対策本部設置後は水防班。以下同じ。）は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部設置後は災害対策本部室。以下同じ。）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 雨量観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した雨量を、所轄建設事務所長に通報する。

(イ) 水位の通報（システム障害が発生した場合）

a 県水防本部は、建設事務所長からの通報をとりまとめ、必要な情報を県危機管理防災課（災害対策本部室）に通報する。

b 建設事務所長は、各観測員等からの通報を受けて水防本部長に通報するとともに関係建設事務所長に通報する。

c 水位観測員は、「県水防計画書」に定める要領により観測した水位を、所轄建設事務所長に通報する。

5 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1)【県が実施する事項】

ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。（危機管理部）

イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。（危機管理部）

ウ （一社）日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。（危機管理部）

エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。（危機管理部）

オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。（危機管理部）

カ 県（警察）有ヘリコプターによるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）

(2)【市町村が実施する事項】

ア 市町村防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図るものとする。

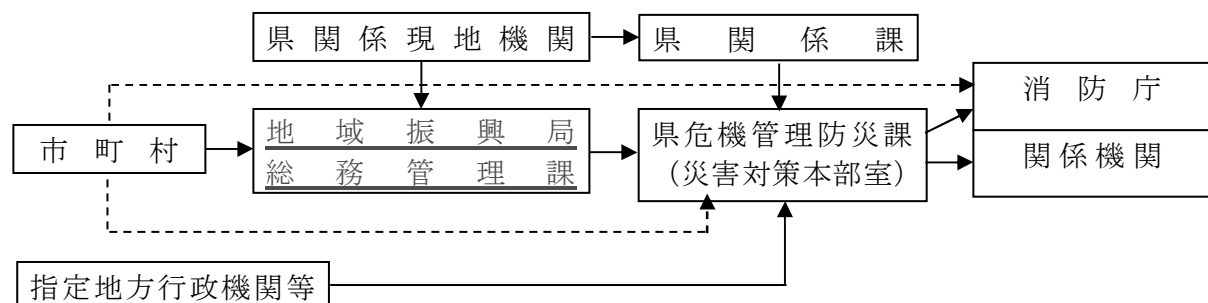
イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図るものとする。

(3)【電気通信事業者が実施する事項】

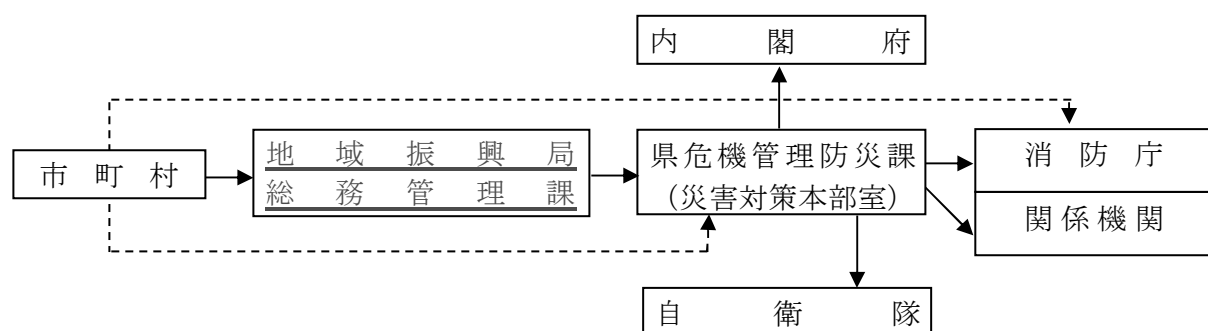
重要通信の優先的な取扱いを図るものとする。

別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号(表21の2))

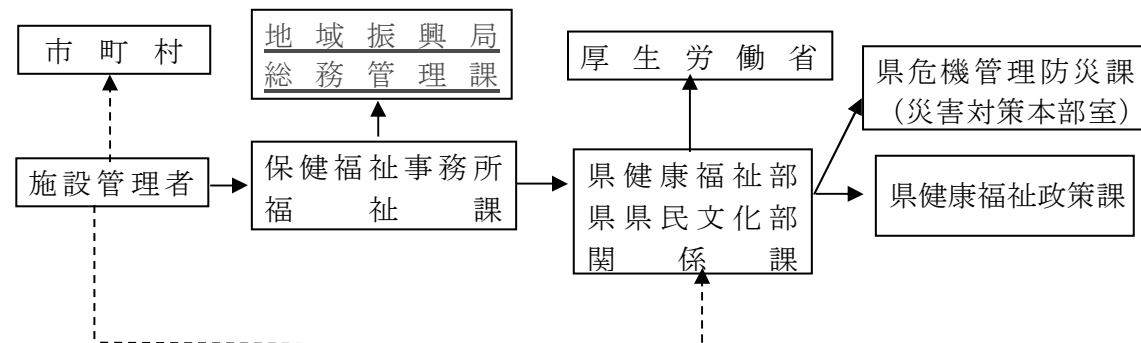


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示(緊急)等避難状況報告 様式2-1号

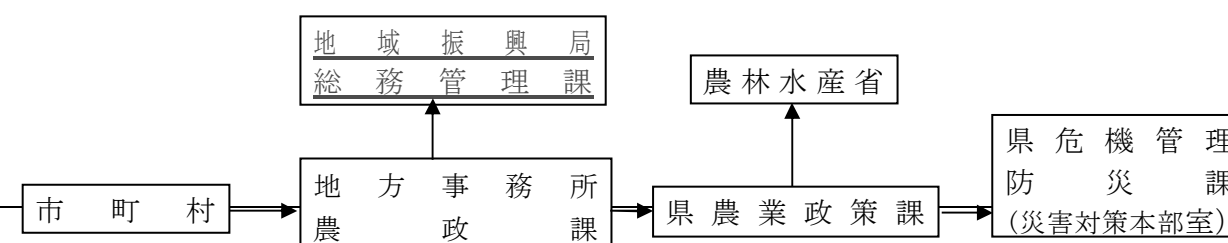


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

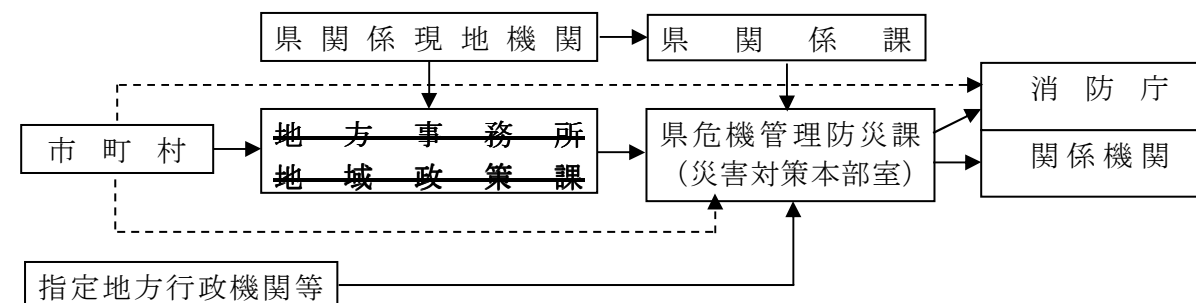


(4) 農業関係被害状況報告 様式5号
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

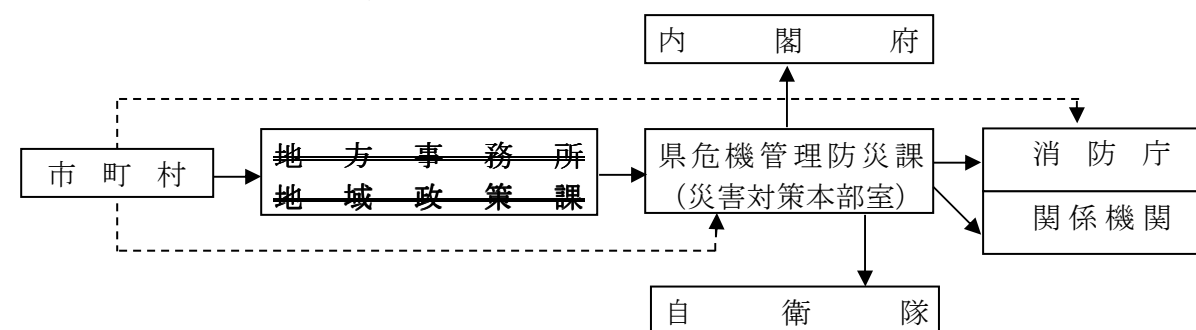


別記 災害情報収集連絡系統別記 災害情報収集連絡系統

(1) 概況速報 様式1号 (消防庁への速報は様式21号(表21の2))

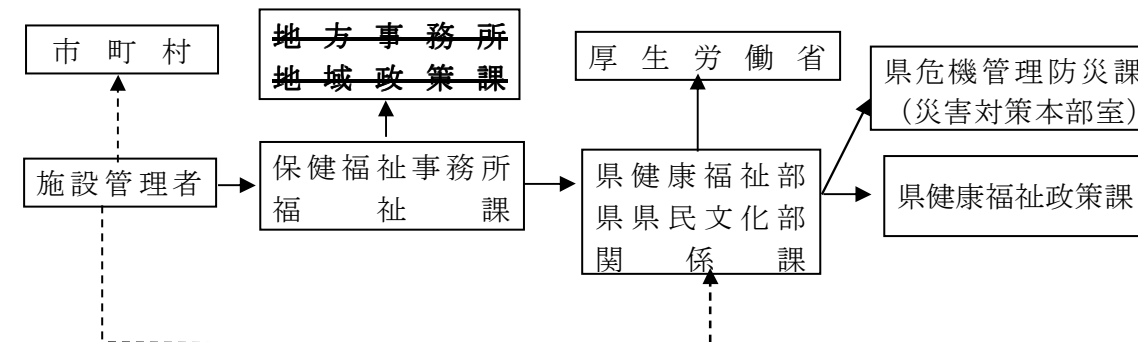


(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号
避難準備情報・避難勧告・避難指示等避難状況報告 様式2-1号

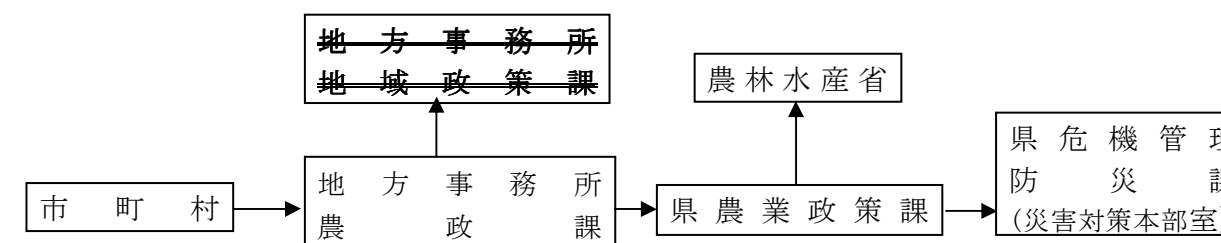


行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

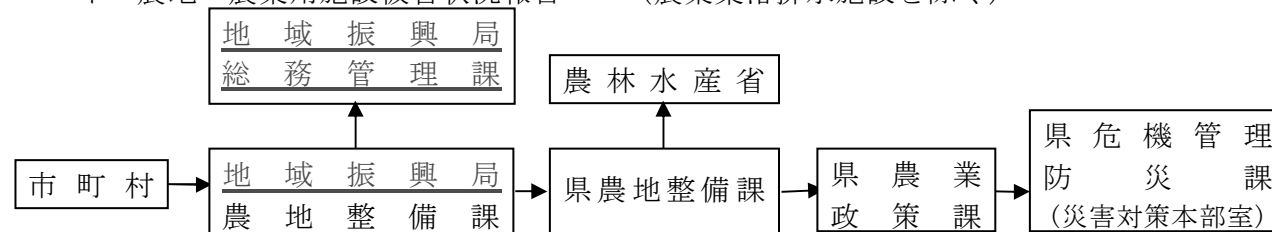
(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号



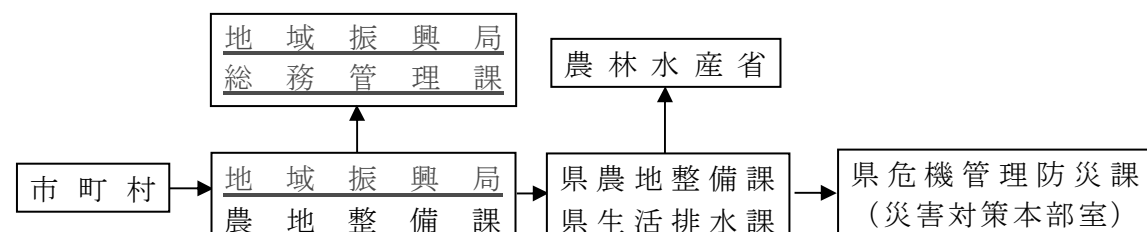
(4) 農業関係被害状況報告 様式5号
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

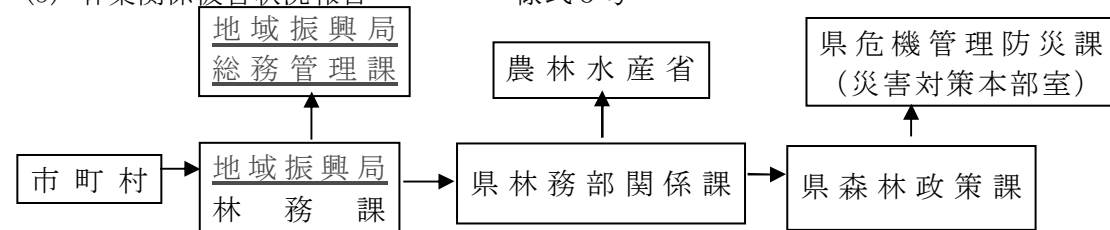


ウ 農業集落排水施設被害状況報告



(5) 林業関係被害状況報告

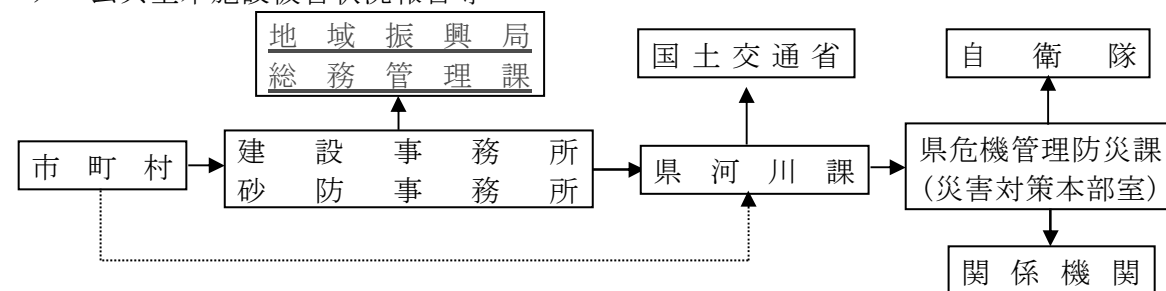
様式6号



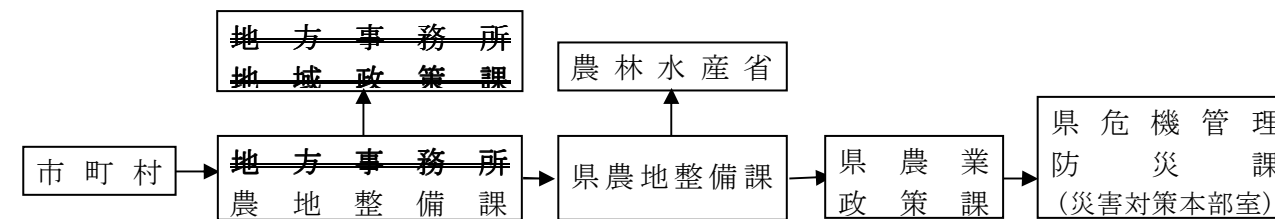
(6) 土木関係被害状況報告

様式7号

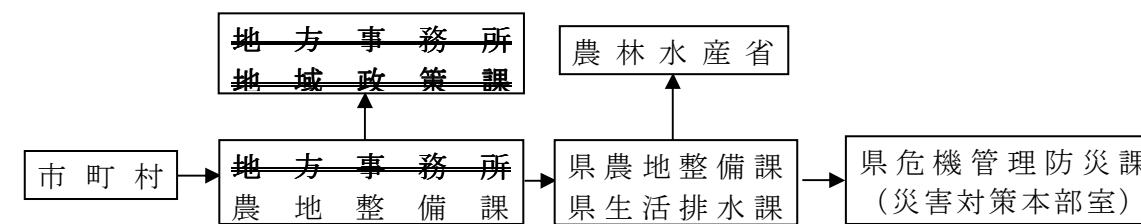
ア 公共土木施設被害状況報告等



イ 農地・農業用施設被害状況報告 (農業集落排水施設を除く)

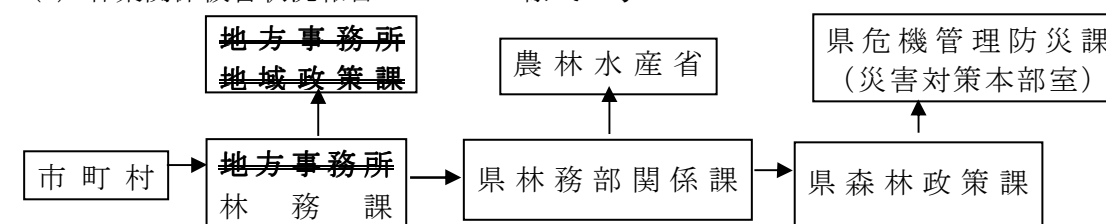


ウ 農業集落排水施設被害状況報告



(5) 林業関係被害状況報告

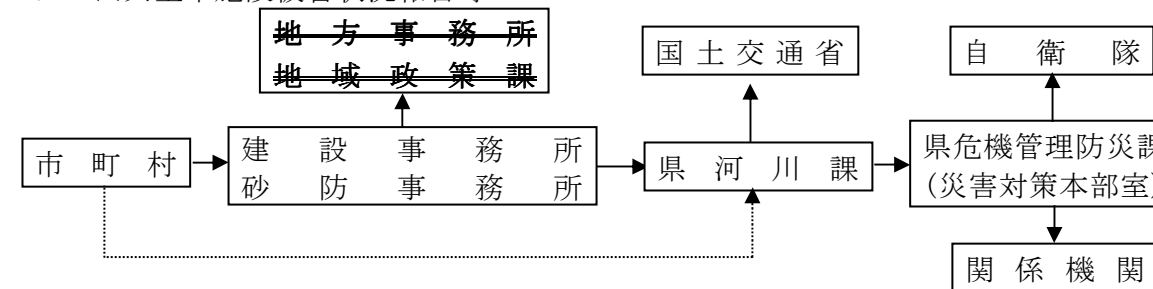
様式6号



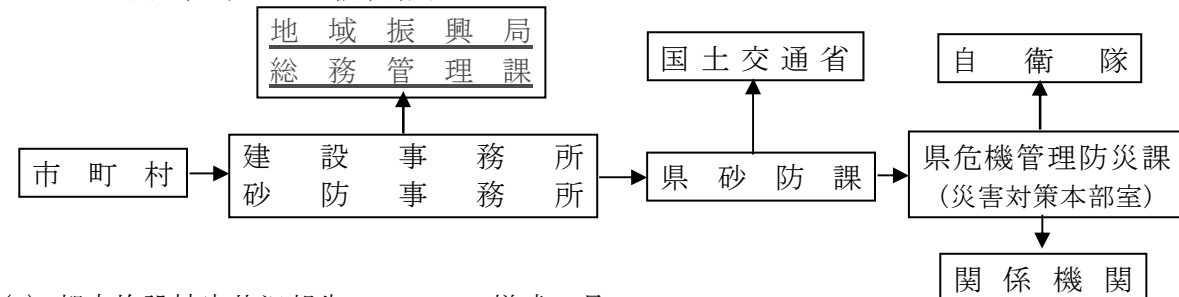
(6) 土木関係被害状況報告

様式7号

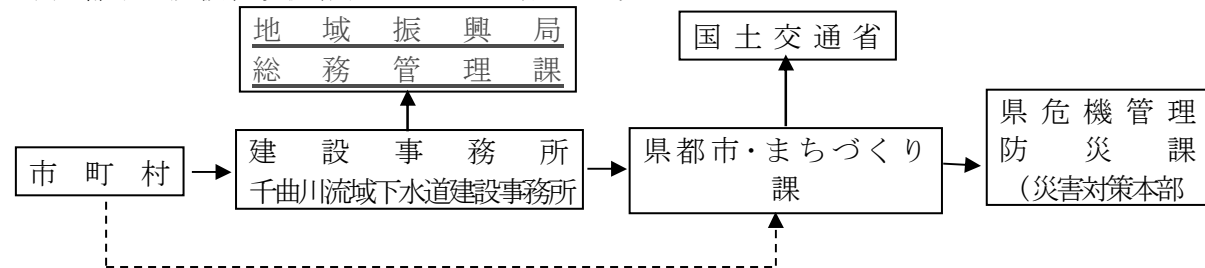
ア 公共土木施設被害状況報告等



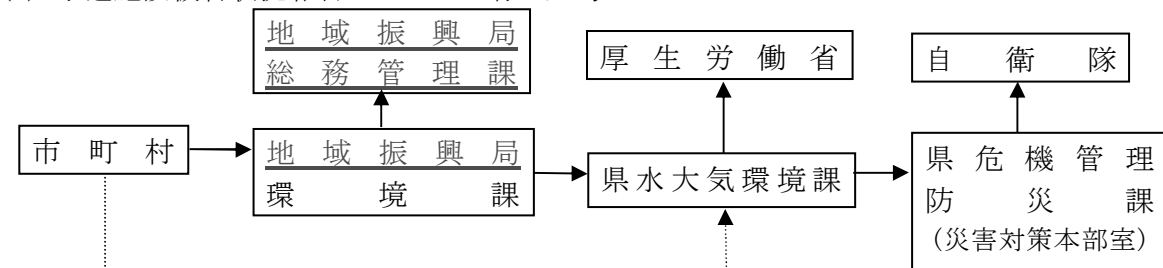
イ 土砂災害等による被害報告



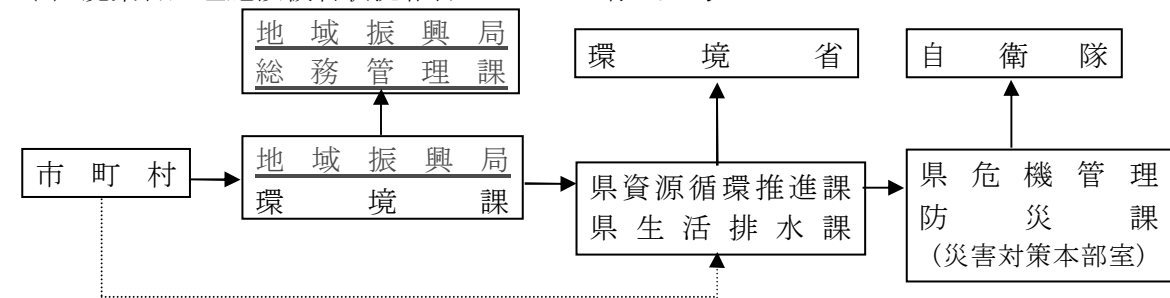
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



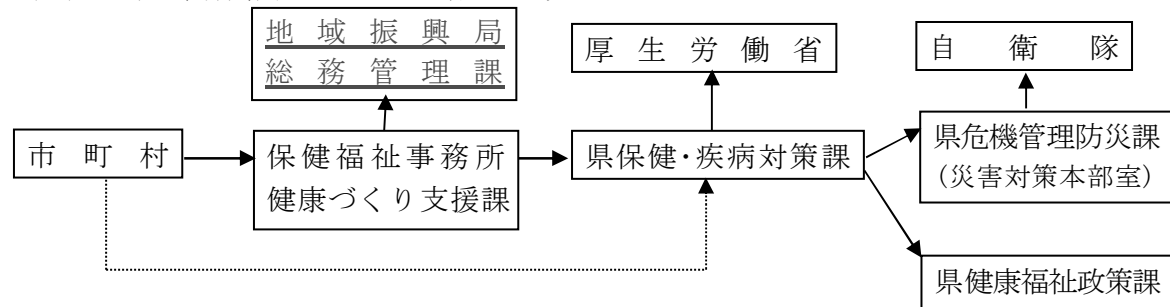
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号



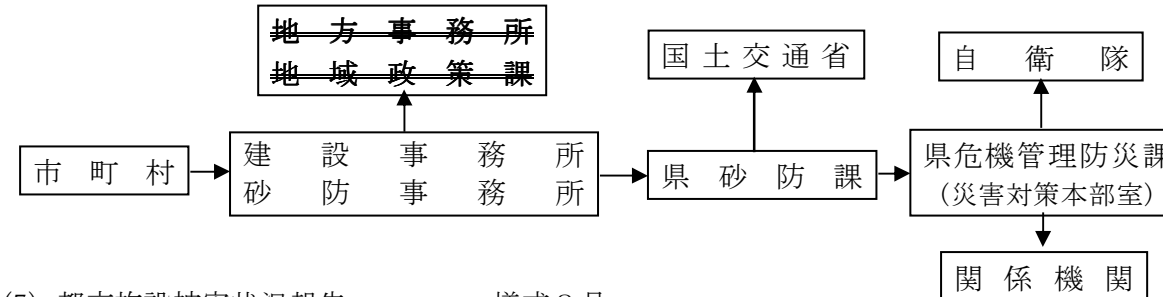
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号



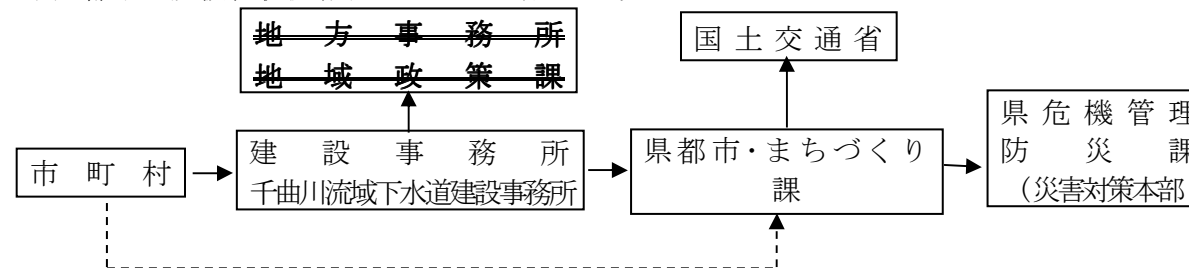
(10) 感染症関係報告 様式11号



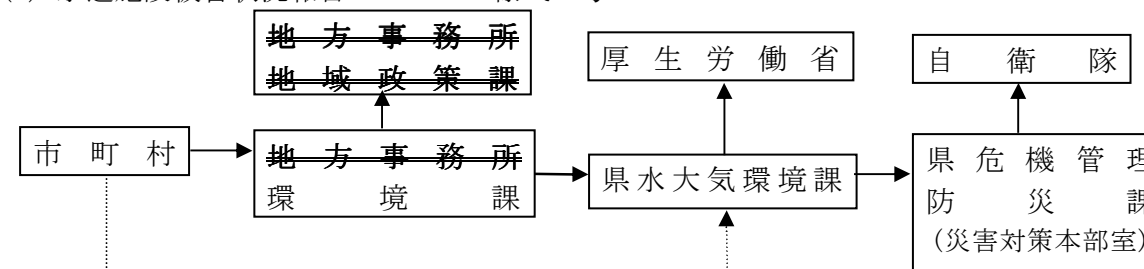
イ 土砂災害等による被害報告



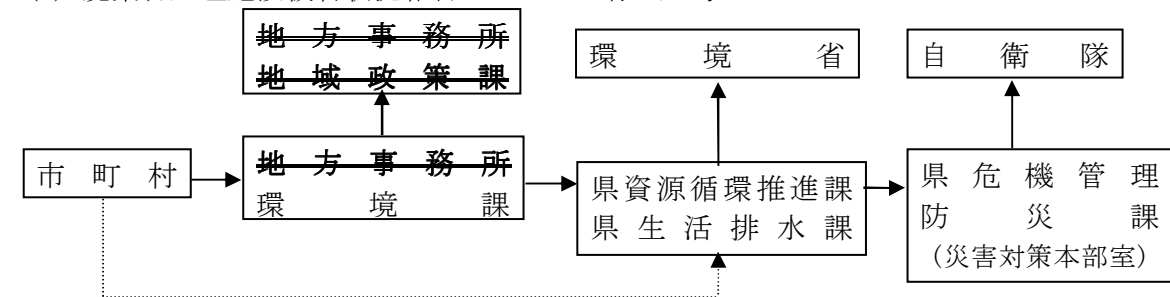
(7) 都市施設被害状況報告 様式8号



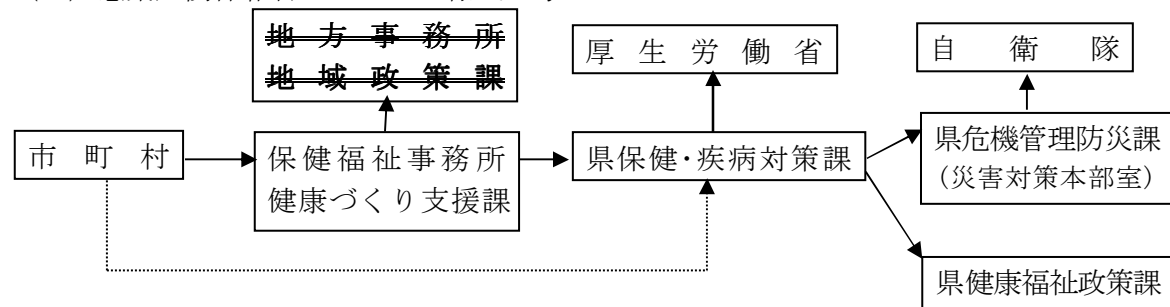
(8) 水道施設被害状況報告 様式9号

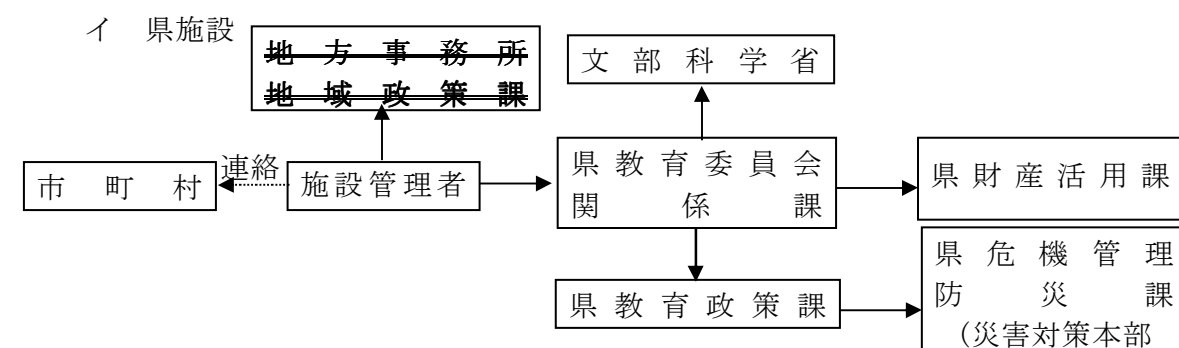
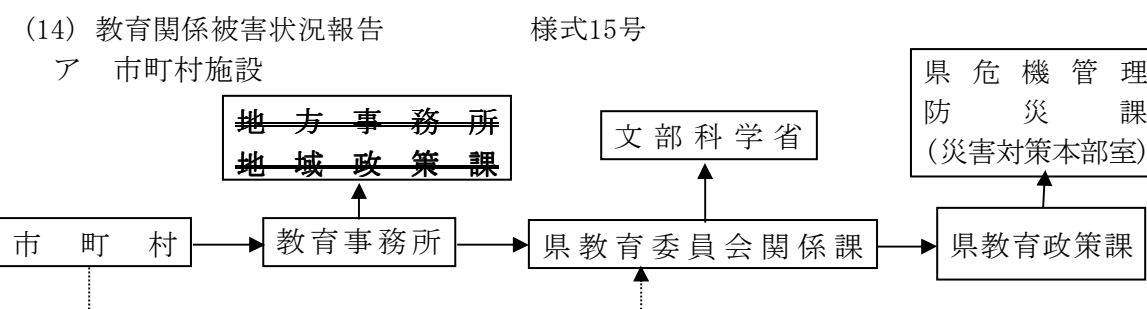
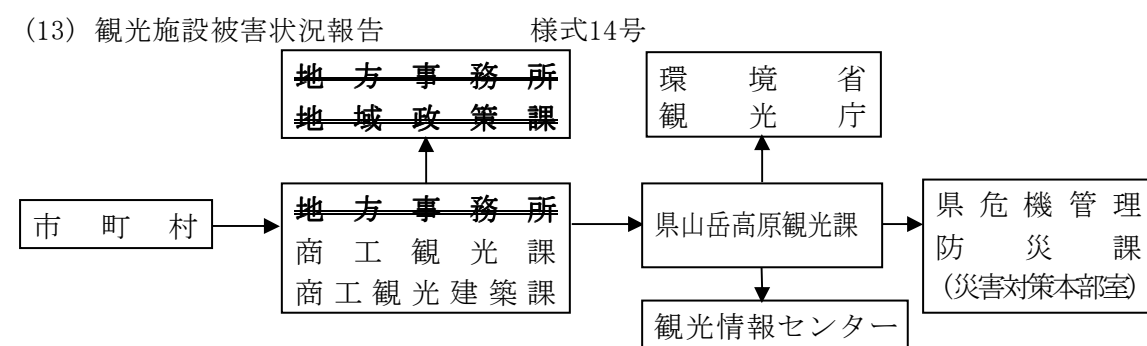
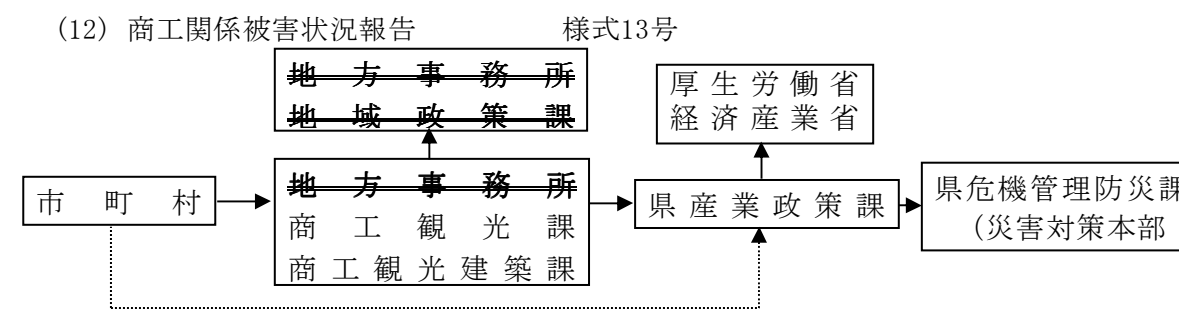
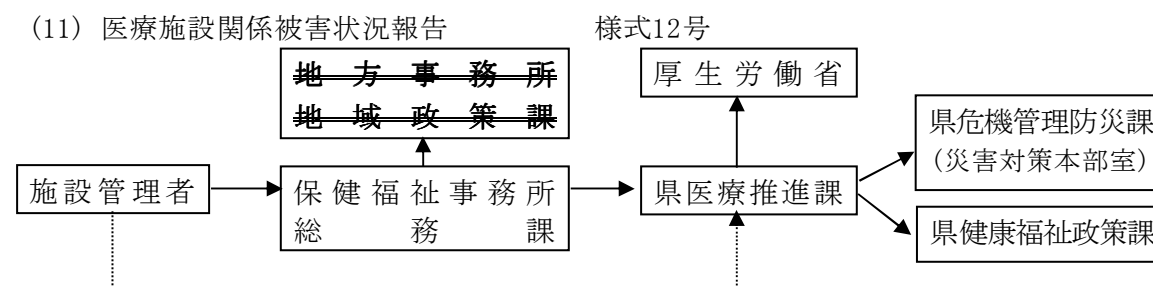
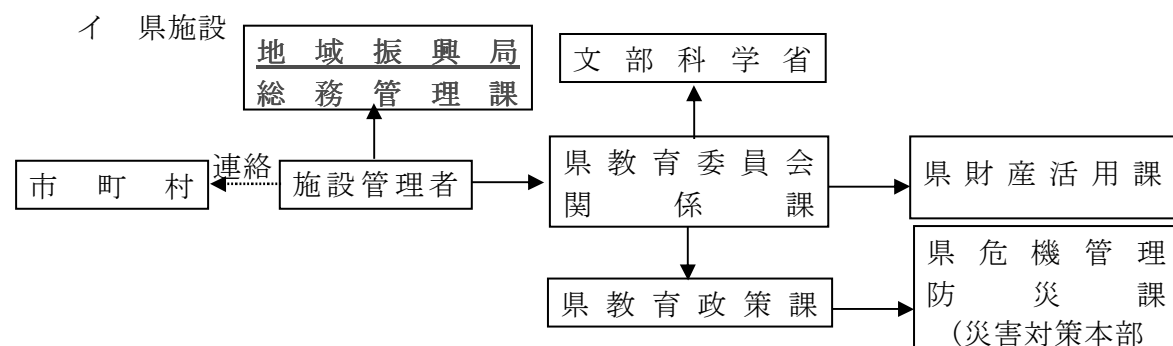
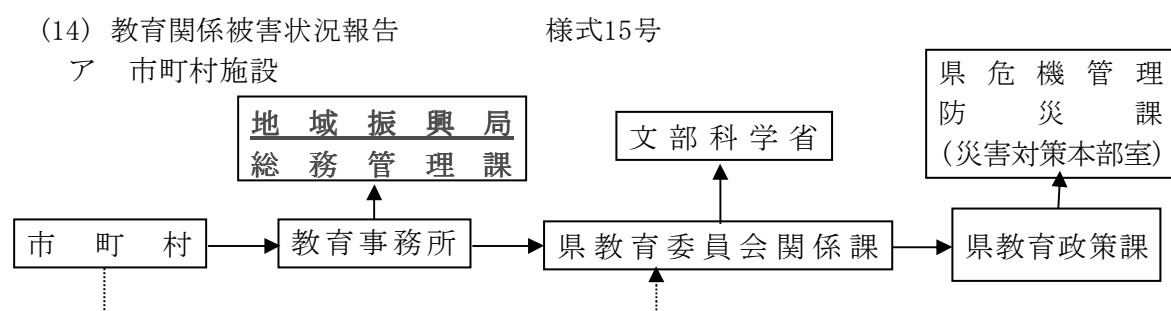
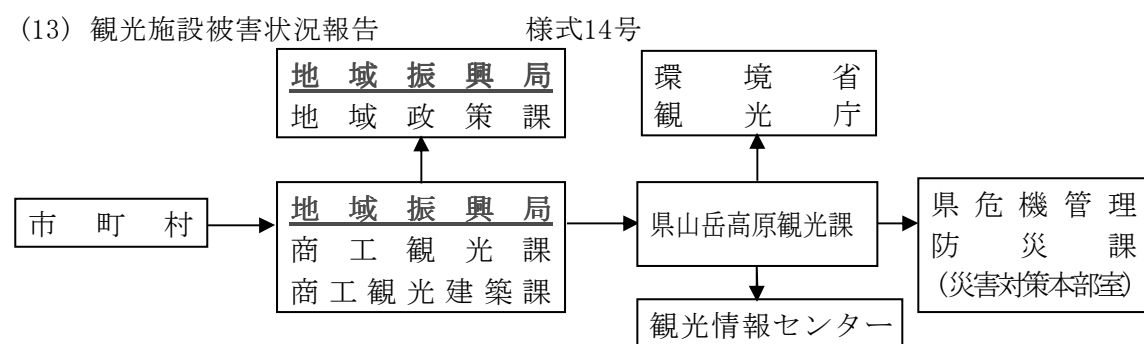
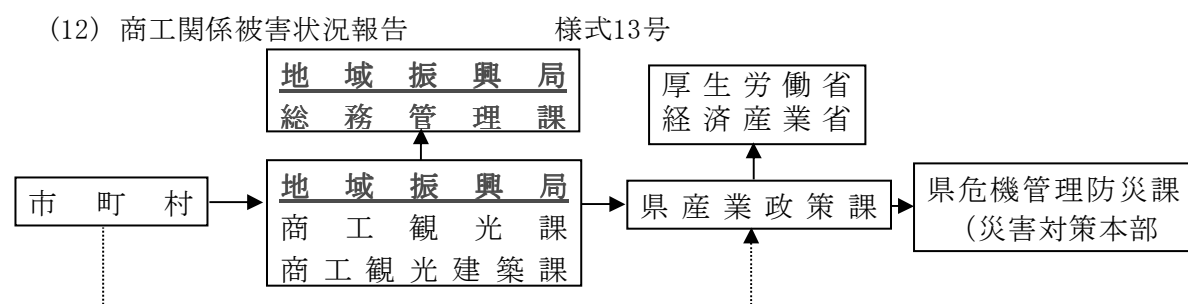
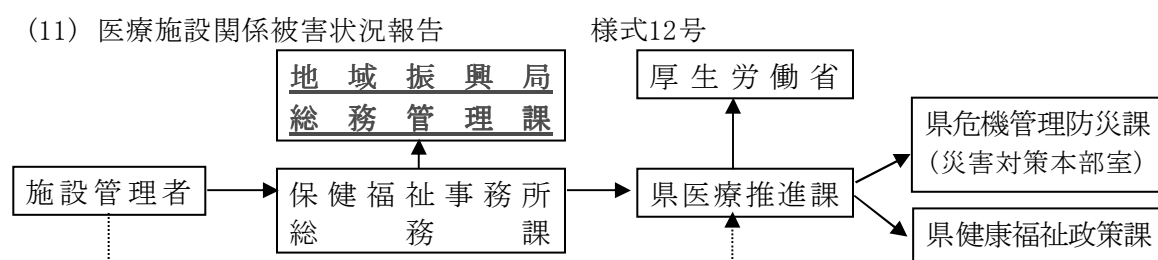


(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式10号

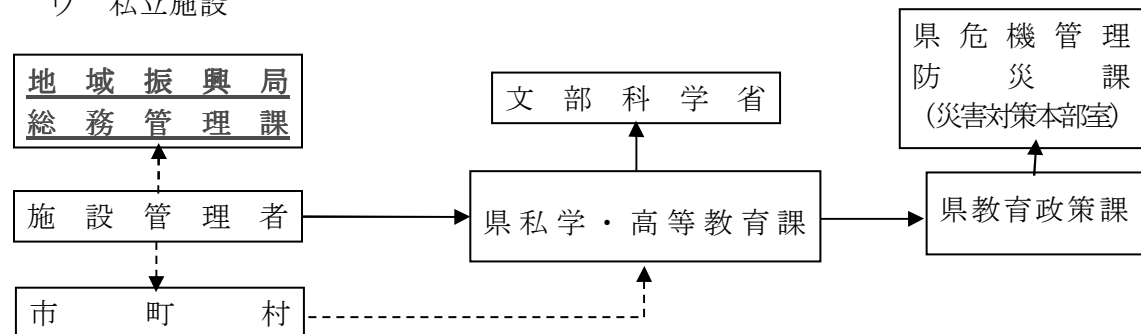


(10) 感染症関係報告 様式11号

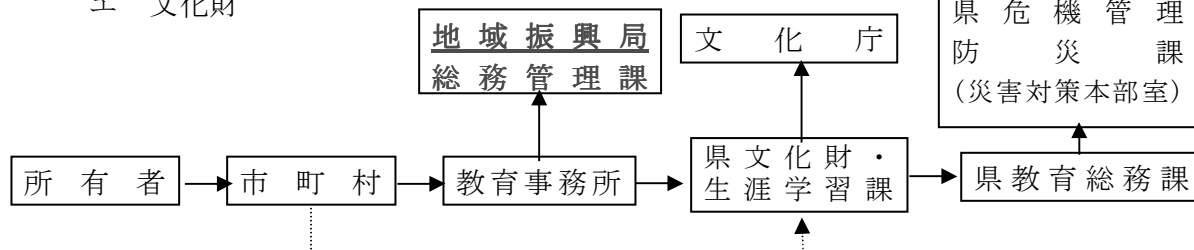




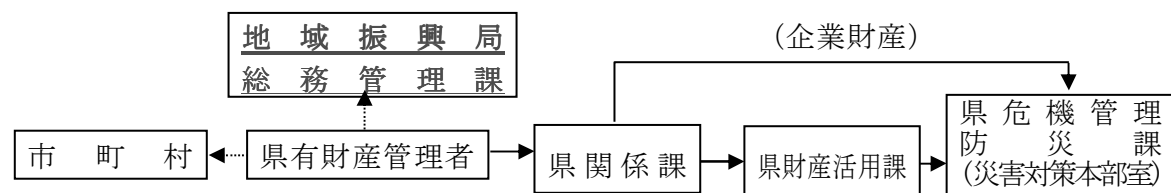
ウ 私立施設



エ 文化財

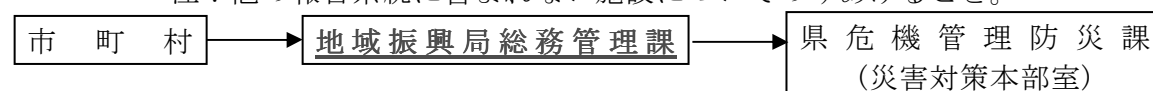


(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式16号

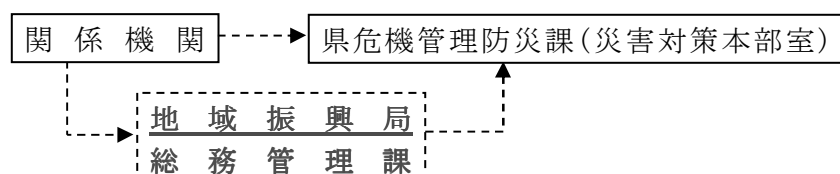


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

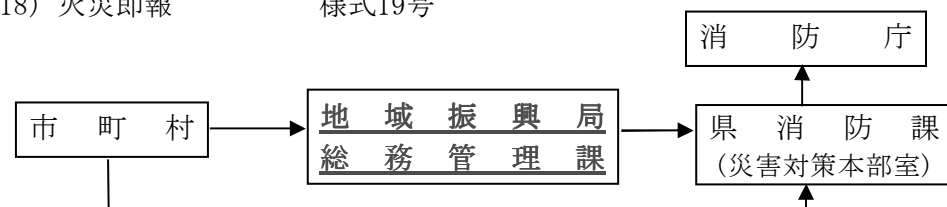


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式18号

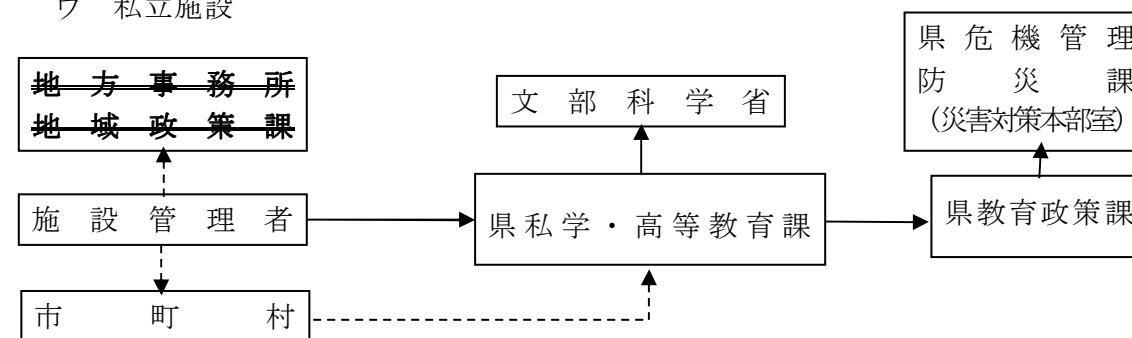


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

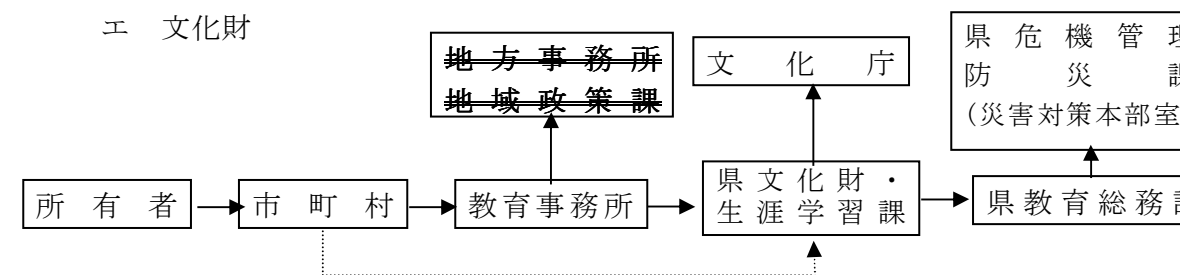
(18) 火災即報 様式19号



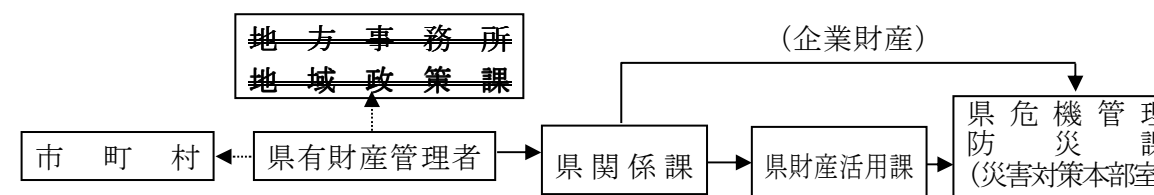
ウ 私立施設



エ 文化財

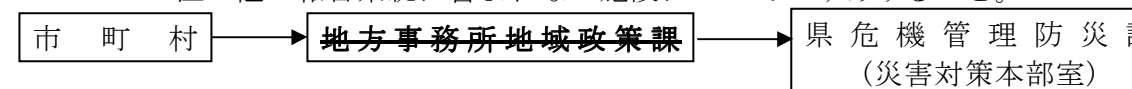


(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告 様式16号

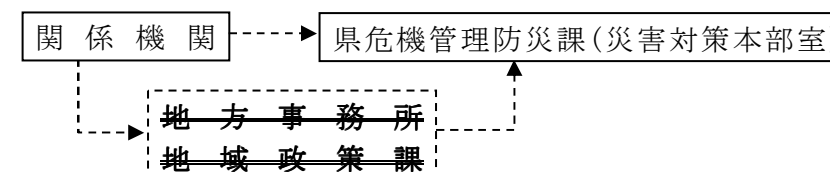


(16) 市町村有財産の被害状況報告 様式17号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

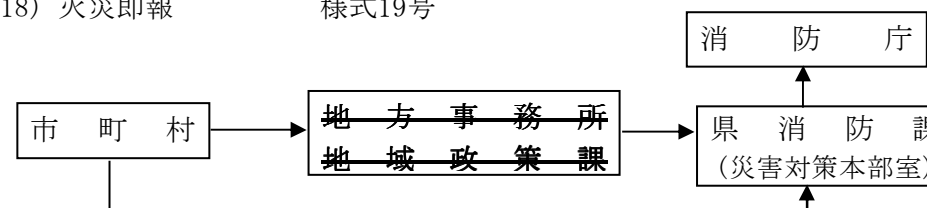


(17) 公益事業関係被害状況報告 様式18号

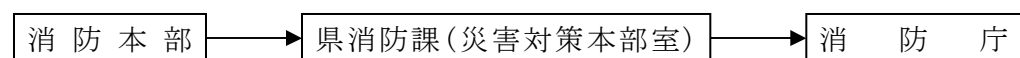


注：破線は地方事務所への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

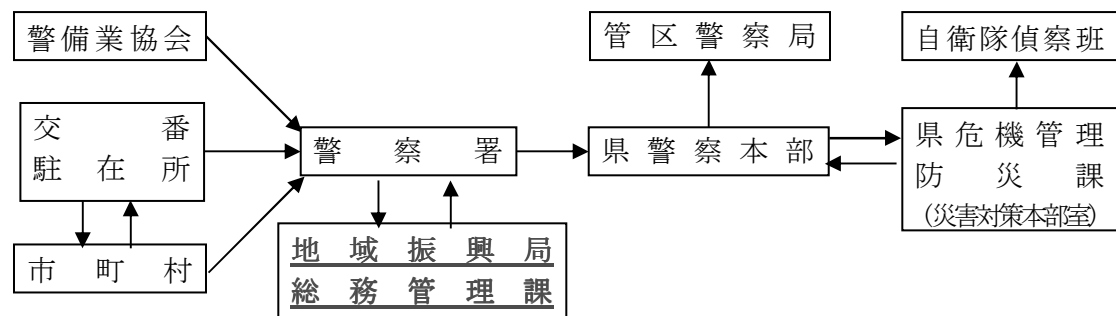
(18) 火災即報 様式19号



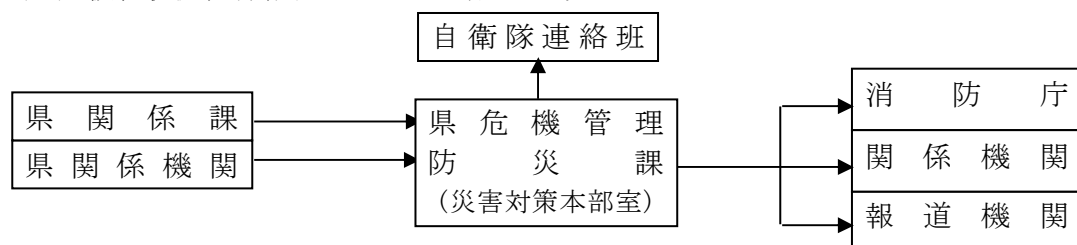
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式20号

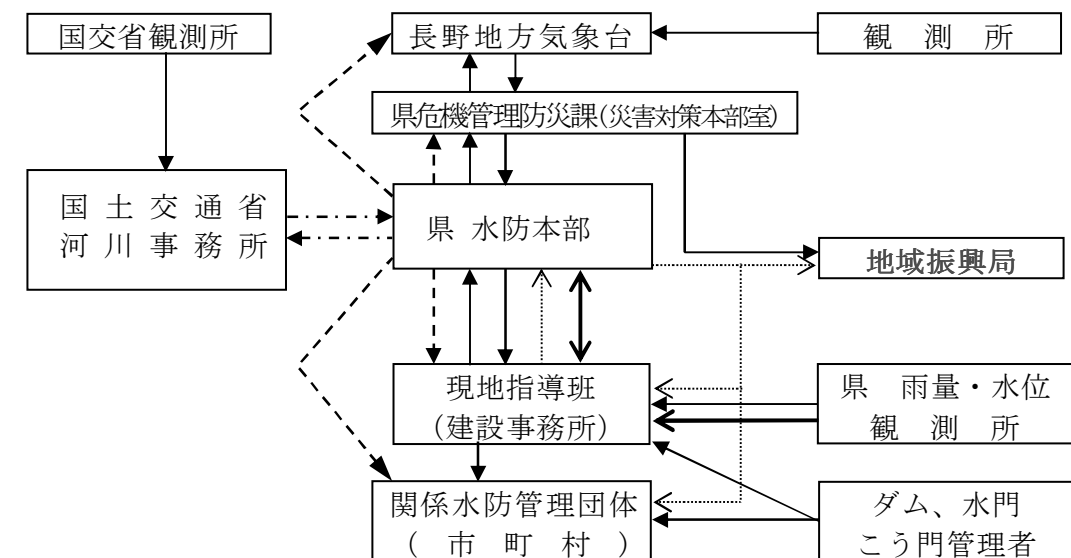


(21) 被害状況総合報告 様式21号



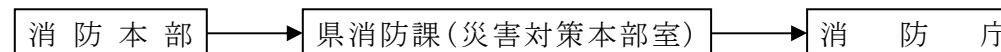
注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（2）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報
雨量・水位の通報

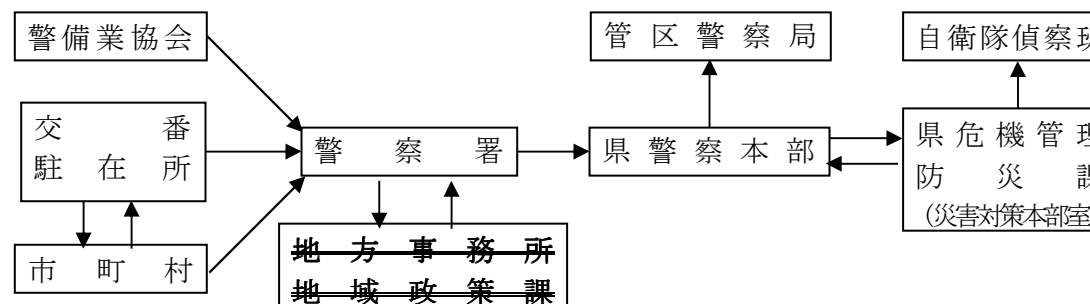


- はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
-→ はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- ▶ 統一河川情報システムを示す。
-▶ は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

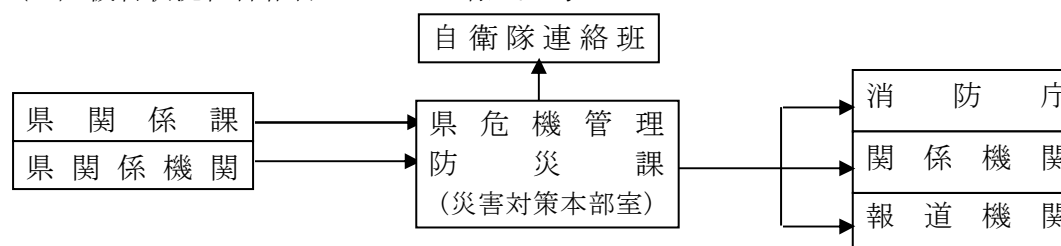
(19) 火災等即報（危険物に係る事故）



(20) 警察調査被害状況報告 様式20号



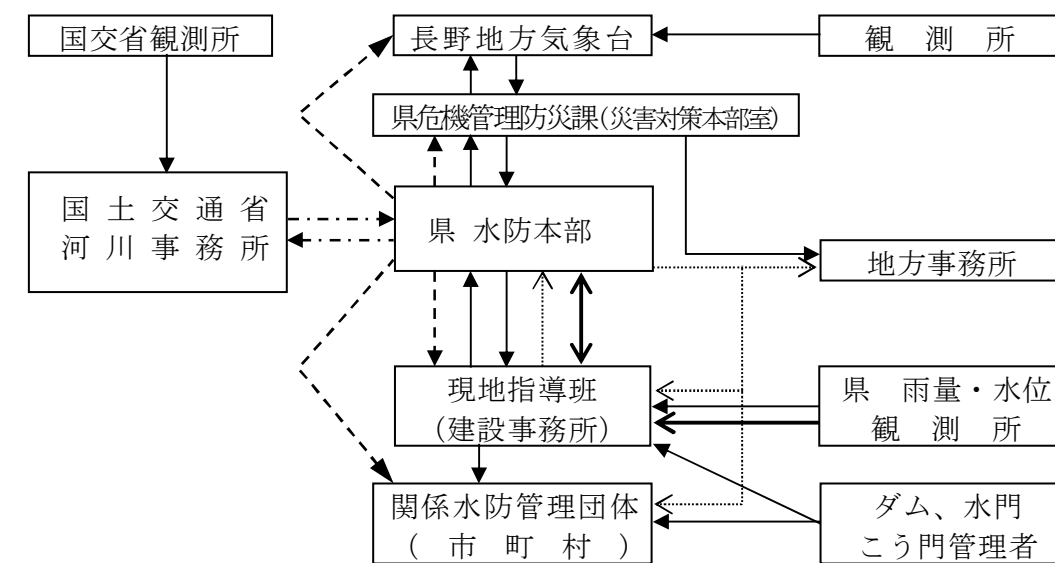
(21) 被害状況総合報告 様式21号



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は（2）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報



- はオンライン配信又はN T Tファクシミリ等による伝達を示す。
-→ はファクシミリによる伝達を示す。
- は長野県水防情報システムを示す。
- ▶ 統一河川情報システムを示す。
-▶ は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

新

旧

第3節 非常参集職員の活動

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第1 基本方針

各機関は、県の地域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、~~職員による~~迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

第3 活動の内容

1 【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

第3 活動の内容

1 【県が実施する対策】（全部局）

(1) 責務

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令又は県地域防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつその総合調整を行う。

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

各体制の人員については、別表「活動人員一覧」（資料編参照）による。

なお関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。

（活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準）

(2) 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制をとる。

各体制の人員については、別表「活動人員一覧」（資料編参照）による。

なお関係各課長は、あらかじめ各体制において活動する人員を決めておくものとする。

（活動開始基準の◎は事象発生と同時に活動を開始する基準）

| 活動体制 | 活動内容 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|--------|---|---|---|
| 警戒一次体制 | ○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。 | 右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。 | ◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様） ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）発表時（レベル未導入の火山においては火口周辺警報（火口周辺危険）発表時） ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合（危機管理部は班体制） ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時 |
| 警戒二次体制 | ○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。 | 右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。 | ◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）発表時（レベル未導入の火山においては火口周辺警報（入山危険）発表時） ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合 |

| 活動体制 | 活動内 | 活動期間 | 活動開始基準 |
|--------|---|---|---|
| 警戒一次体制 | ○災害発生前の体制で、情報収集・伝達を行う。（警戒二次体制以降に継続するための事前対策） ○危機管理部長が必要と認めた場合、増員を行う。 | 右の基準に該当した時から、注意報等が解除された時、又は危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行したまで。 | ◎県下に震度3の地震が発生した時 ◎県下に震度3未満の東南海・南海地震が発生した時（単独で発生した時も同様） ◎大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報発表時 ◎火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）発表時（レベル未導入の火山においては火口周辺警報（火口周辺危険）発表時） ○県内の市町村で住民に対し避難準備情報が発表された場合（危機管理部は班体制） ○災害が発生するおそれのある時で危機管理部長が必要と認めた時 |
| 警戒二次体制 | ○災害発生前の体制で、各部署連絡網の確認、情報収集等を行う。 ○災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行う体制とする。 | 右の基準に該当した時から、危機管理部長が酒備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。 | ◎県下に震度4の地震が発生した時 ◎火口周辺警報（噴火警戒レベル3、入山規制）発表時（レベル未導入の火山においては火口周辺警報（入山危険）発表時） ○県内の市町村で住民に対し避難勧告又は避難指示が発令された場合 |

| | | | | | | | |
|------|--|---|--|------|--|---|---|
| | | | ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時 | | | | ○以下のいずれかの状況下で危機管理部長が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・重大な災害が発生するおそれのある時 ・その他必要と認めた時 |
| 非常体制 | ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。 | 右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。 | ○県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ○噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 ・南海トラフ巨大地震発生時 | 非常体制 | ○災害発生直前又は発生後の体制で、警戒二次体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。 ○事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置し、情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行う体制とする。 | 右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。 | ○県下に震度5弱及び5強の地震が発生した時 ○大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報発表時 ○長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった時 ○噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備) ○以下のいずれかの状況下で知事が必要と認めた時 ・暴風・大雨・洪水警報発表時 ・土砂災害警戒情報・記録的短時間大雨情報発表時 ・災害が発生した時 ・激甚な災害が発生するおそれのある時 |
| 緊急体制 | ○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。 | 右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで | ○県下に震度6弱の地震が発生した時 ○噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域厳重警戒)発表時> ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時 | 緊急体制 | ○災害発生後の体制で、非常体制を強化し、広域的又は大規模災害に対処する体制をとる。 | 右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで | ○県下に震度6弱の地震が発生した時 ○噴火警報(噴火警戒レベル5、避難)発表時<レベル未導入の火山においては噴火警報(居住地域厳重警戒)発表時> ○大規模な災害が発生した場合、県下全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で知事が必要と認めた時 |
| 全体体制 | ○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。 | 右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。 | ○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○東海地震が発生した場合 ○東海地震注意情報が発表された場合 ○東海地震予知情報が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時 | 全体体制 | ○県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 ○災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。 | 右の基準に該当した時から、知事が酒配備の必要がないと認めた時又は他の体制に移行した時まで。 | ○県下に震度6強及び7の地震が発生した時 ○東海地震が発生した場合 ○東海地震注意情報が発表された場合 ○東海地震予知情報が発表された場合 ○県下全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、知事が必要と認めた時 |

○ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

○ 東南海・南海地震については、過去の発生の事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、本県で観測された震度が3未満の場合でも「警戒一次体制」をとることとし、国等への情報収集の結果、必要があると認められるときは、非常体制以降の体制とする。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ア) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(イ) その他の場合

前期(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。
なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(オ) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎事象発生と同時に活動を開始する基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(カ) その他の場合

前期(2)の「事象発生と同時に活動を開始する基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。
なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

(3) 職員の参集

ア 参集方法

(ウ) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎指示によらない参集の基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(エ) その他の場合

前期(2)の「指示によらない参集の基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

イ 自主参集

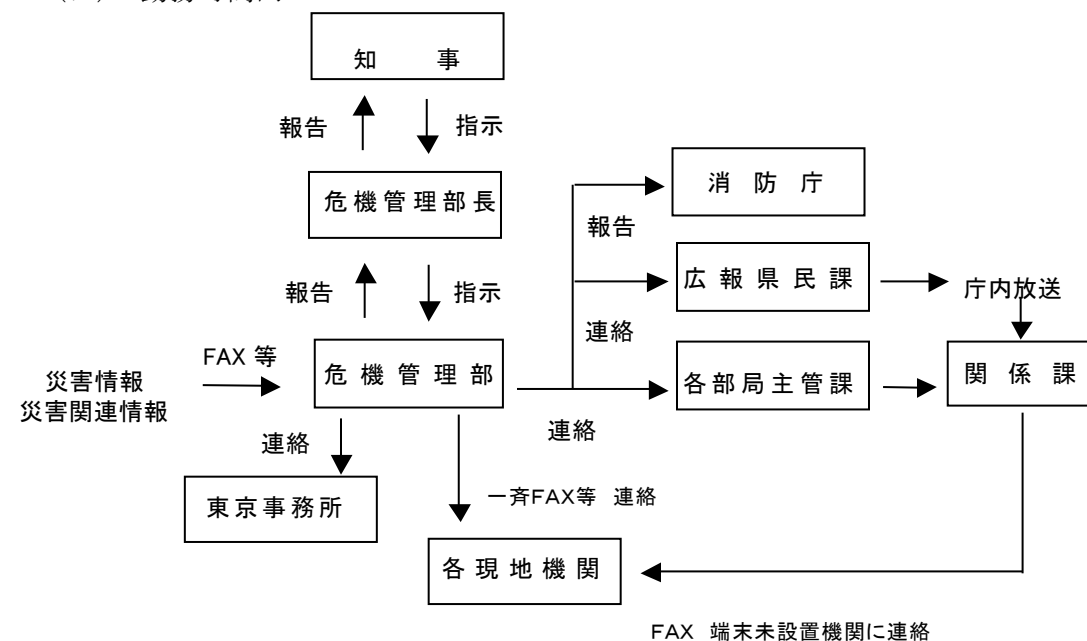
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



(3) 職員の参集

ア 参集方法

(キ) 指示によらない参集

職員は、日頃からテレビ、ラジオ等の災害関連情報に十分注意し、災害時はテレビ、ラジオ、インターネット等より情報を入手し、前記(2)の「◎指示によらない参集の基準」に該当する災害事象が発生した場合は、当該職員は連絡を待たず、直ちに参集するものとする。

(ク) その他の場合

前期(2)の「指示によらない参集の基準」以外に該当する災害事象が発生し、活動体制をとる場合は、危機管理部から関係職員へ参集の伝達を行う。

なお関係課長は、あらかじめ活動する人員への連絡方法を定めておくものとする。

イ 自主参集

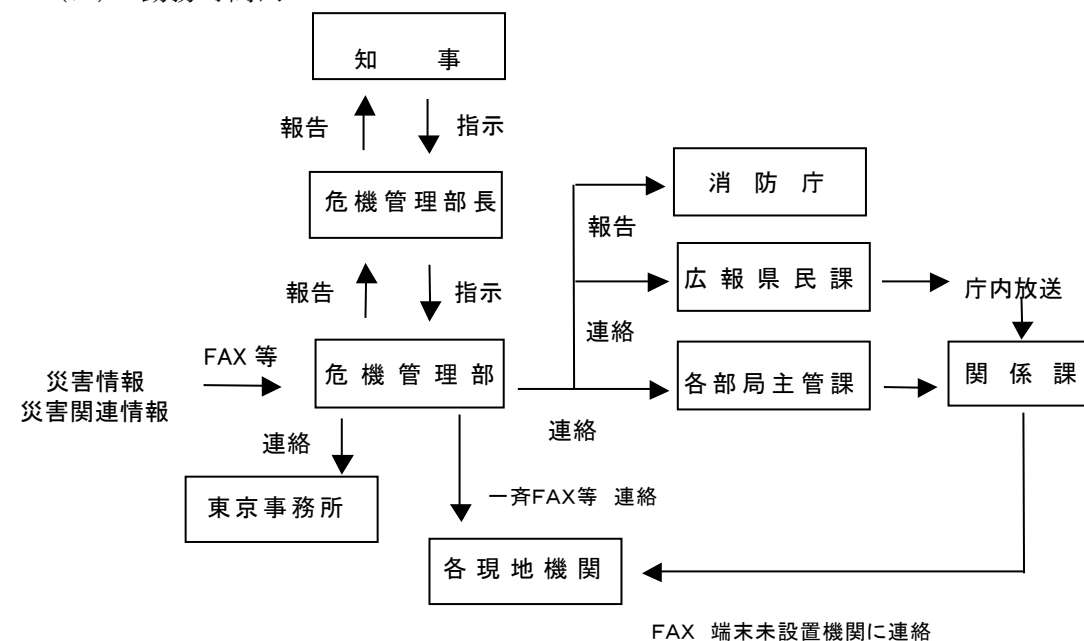
道路・鉄道の寸断等により、登庁ができない場合は、最寄りの現地機関又は市役所・町村役場に参集し、本来の所属機関に現在の所在地等の連絡をした上で、指示を受けるものとする。

なお職員は、自らの参集場所についてあらかじめ想定し、設定しておく。

ウ 伝達系統（指示によらない参集以外の場合）

配備決定に基づく危機管理部からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

(ア) 勤務時間内



オ 本部の移転

県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。

カ 活動要領

(ア) 災害対策本部室の活動要領

- a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。
- b 災害対策本部室に「総括調整」、「活動調整」、「情報収集・分析」、「物資調整」、「広域応援・救助」、「情報発信」、「庶務」の各担当を置く。
- c 災害対策本部室の各担当は、あらかじめ指名された職員等から構成する。
- d 災害対策本部室「物資調整担当」は、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会、(一社)長野県LPガス協会、長野県石油商業組合等）の代表者等により構成する。
- e 災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。
- f 上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むNPO・NGO等との連携・調整体制の構築を図るため「NPO・NGO代表等」を置く。
- g 「NPO・NGO代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。

(イ) 各部班の活動要領

- a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。
- b 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。
- c 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。
- d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。
- f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。

(ウ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。
- c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。
- d 本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

キ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財)中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。

ク 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合

オ 本部の移転

県庁舎が被災して防災中枢機能を維持できない場合は、県合同庁舎等の代替施設に県本部を移転する。

カ 活動要領

(ア) 災害対策本部室の活動要領

- a 災害対策本部は、原則として西庁舎防災センターの災害対策本部室に設置する。
- b 災害対策本部室に「総括調整」、「活動調整」、「情報収集・分析」、「物資調整」、「広域応援・救助」、「情報発信」、「庶務」の各担当を置く。
- c 災害対策本部室の各担当は、あらかじめ指名された職員等から構成する。
- d 災害対策本部室「物資調整担当」は、あらかじめ指名された職員、物資輸送関係機関（(公社)長野県トラック協会、赤帽長野県軽自動車運送協同組合、長野県倉庫協会、(一社)長野県LPガス協会、長野県石油商業組合等）の代表者等により構成する。
- e 災害対策本部室「活動調整担当」は「ヘリコプター運航調整会議」を開催し、各機関のヘリコプター運航に関する調整を行う。「ヘリコプター運航調整会議」は、「活動調整」、「広域応援・救助」各担当の職員、航空センター職員、自衛隊、警察等各機関の代表者等により構成する。
- f 上記のほか、災害対策本部室の中に、被災地支援に取り組むNPO・NGO等との連携・調整体制の構築を図るため「NPO・NGO代表等」を置く。
- g 「NPO・NGO代表等」は、広域的災害ボランティア支援団体のネットワークの代表者及び同様の活動を行う団体の代表者等により構成する。

(イ) 各部班の活動要領

- a 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ本部室長に報告するものとする。
- b 本部室長は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告するものとする。
- c 本部室長は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要のつど報道機関の協力を得て周知するものとする。
- d 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- e 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集するものとする。
- f 各部長は、所属の職員のうちから連絡調整員を指名し、基本的に本部室に常駐させるものとする。

(ウ) 本部員会議

- a 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が指定する場所で開催するものとする。
- b 本部員は、所掌事項に関する必要な資料を本部員会議に提出するものとする。
- c 本部員は、本部員会議の招集の必要を認めるときは、本部室長に申し出るものとする。
- d 本部員会議には、市町村、指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等の出席も可能とする。

キ 災害拠点施設の機能確保

災害拠点施設である県庁及び合同庁舎が被災した場合に、応急的に機能を確保するため、(一社)長野県電設業協会、(一財)中部電気保安協会、(一社)長野県空調衛生設備業協会との協定を活用し、機能確保を図るものとする。

ク 国の非常本部等の現地対策本部との連携

非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部が本県内に設置された場合

は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ケ 本部の廃止

本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

コ 長野県水防本部との関係

長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(5) 現地機関の体制

ア 現地機関の活動体制

県現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておくものとする。

イ 災害対策本部地方部

- (ア) 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部（以下「地方部」）を置く。
- (イ) 地方部の任務等については、長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）
また地方部の活動要領については、各地域の実情を考慮した上で、あらかじめ地方部長が定めておくものとする。

(6) 被災市町村への職員派遣

ア 市町村において災害対策本部が設置された場合、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地域振興局長は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を情報連絡員として市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、地域振興局と危機管理部へ情報を伝達するものとする。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

(7) 現地災害対策本部の設置

ア 知事は、国の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認められた場合は、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部の任務等については長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

(8) 職員の応援

ア 県職員間の応援は以下の順位で行う。

は、その現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

ケ 本部の廃止

本部長は、県内の地域において、災害が拡大するおそれなくなった場合、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止するものとする。

- (ア) 災害救助法による応急救助が完了したとき
- (イ) 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- (ウ) 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- (エ) 被害数値がおおむね確定したとき
- (オ) その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき

コ 長野県水防本部との関係

長野県水防本部は、県本部が設置されたときは、同本部の水防班としてその事務を処理する。

(5) 現地機関の体制

ア 現地機関の活動体制

県現地機関の長は、本庁の活動体制に準じ、各地域の実情を考慮した上で、各機関の活動体制をあらかじめ定めておくものとする。

イ 災害対策本部地方部

- (ア) 災害対策の円滑、適切な実施を図るため、災害対策本部地方部（以下「地方部」）を置く。
- (イ) 地方部の任務等については、長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）
また地方部の活動要領については、各地域の実情を考慮した上で、あらかじめ地方部長が定めておくものとする。

(6) 被災市町村への職員派遣

ア 市町村において災害対策本部が設置された場合、市町村が被災状況等の報告ができなくなった場合等に、当該市町村を所管する地方事務所長は、応急対策の実施等に必要があると認めるときは、県職員を情報連絡員として市町村災害対策本部に派遣し、情報収集を行わせるものとする。

イ 派遣された職員は情報を収集し、地方事務所と危機管理部へ情報を伝達するものとする。

ウ 被災市町村から県への被災状況報告ができない場合を想定し、どのような内容の情報をどのような手段で収集・連絡するか等を情報収集要領に定め、これにより活動する。

(7) 現地災害対策本部の設置

ア 知事は、国の現地災害対策本部が設置された場合若しくは、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認められた場合は、被災地に現地災害対策本部を置く。

イ 現地本部の任務等については長野県災害対策本部規程に定めるところによる。（資料編参照）

(8) 職員の応援

ア 県職員間の応援は以下の順位で行う。

- (ア) 知事部局等の部局内各課又は部局相互
- (イ) 所属の現地機関
- (ウ) 各機関相互

イ 県の全職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定に基づく他の県への応援要請（全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会、中央日本四県）
- (イ) 災害対策基本法第74条の規定に基づく他の県への応援要請
- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく、指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(9) 災害時の警備体制（警察本部）

ア 職員の招集・参集

警察職員は別に定める災害警備計画により、災害発生後速やかに参集し、災害警備体制の確立を図る。

イ 警備体制の種別

警察本部長は県下全域又は2以上の警察署の管轄区域にわたって、警察署長は管内において災害発生等の場合は、次の体制を発令するものとする。

- (ア) 準備体制
災害発生のおそれがあるが、発生までに時間的余裕がある場合には、準備体制を発令し、「災害警備準備室」を設置する。
- (イ) 警戒体制
災害の発生が予想され、その災害が切迫している場合は、警戒体制を発令し、前項の体制を強化する。
- (ウ) 非常体制
災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制を発令し、「災害警備本部」を設置して警備活動を行う。

ウ 警備活動

災害発生時等の警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 被害実態の把握
- (ウ) 危険箇所の警戒並びに避難の指示及び誘導
- (エ) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (オ) 交通の混乱防止
- (カ) 緊急交通路等の確保
- (キ) 被災地、避難所及び重要施設の警戒
- (ク) 被害に関する正確な情報等の提供及び広報
- (ケ) 行方不明者の調査・搜索
- (コ) 遺体の見分・検死及び身元の確認
- (サ) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- (シ) 不法事案等の予防及び取締り
- (ス) 困り事相談所の開設等による相談活動

2【市町村が実施する対策】

(1) 責務

市町村は、市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におい

- (ア) 知事部局等の部局内各課又は部局相互
- (イ) 所属の現地機関
- (ウ) 各機関相互

イ 県の全職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、以下の方法により他の機関の応援を求める。

- (ア) 災害時の相互応援協定に基づく他の県への応援要請（全国知事会、中部圏知事会、関東地方知事会、中央日本四県）
- (イ) 災害対策基本法第74条の規定に基づく他の県への応援要請
- (ウ) 災害対策基本法第29条、第30条、地方自治法第252条の17の規定に基づく、指定行政機関、指定地方行政機関への派遣要請、内閣総理大臣への職員の派遣についての斡旋、他の地方公共団体への職員の派遣要請

(9) 災害時の警備体制（警察本部）

ア 職員の招集・参集

警察職員は別に定める災害警備計画により、災害発生後速やかに参集し、災害警備体制の確立を図る。

イ 警備体制の種別

警察本部長は県下全域又は2以上の警察署の管轄区域にわたって、警察署長は管内において災害発生等の場合は、次の体制を発令するものとする。

- (ア) 準備体制
災害発生のおそれがあるが、発生までに時間的余裕がある場合には、準備体制を発令し、「災害警備準備室」を設置する。
- (イ) 警戒体制
災害の発生が予想され、その災害が切迫している場合は、警戒体制を発令し、前項の体制を強化する。
- (ウ) 非常体制
災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、非常体制を発令し、「災害警備本部」を設置して警備活動を行う。

ウ 警備活動

災害発生時等の警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 情報の収集及び伝達
- (イ) 被害実態の把握
- (ウ) 危険箇所の警戒並びに避難の指示及び誘導
- (エ) 被災者の救出及び負傷者等の救護
- (オ) 交通の混乱防止
- (カ) 緊急交通路等の確保
- (キ) 被災地、避難所及び重要施設の警戒
- (ク) 被害に関する正確な情報等の提供及び広報
- (ケ) 行方不明者の調査・搜索
- (コ) 遺体の見分・検死及び身元の確認
- (サ) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- (シ) 不法事案等の予防及び取締り
- (ス) 困り事相談所の開設等による相談活動

2【市町村が実施する対策】

(1) 責務

市町村は、市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合におい

ては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 組織、配備基準

市町村は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

3【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

ては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

(2) 組織、配備基準

市町村は、(1)の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における市町村災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、県に準じるよう努めるものとする。

(3) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、市町村長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

3【関係機関が実施する対策】

(1) 責務

ア 指定地方行政機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

イ 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

ウ 県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定に防災に関する責任を有する者

県の地域に災害が発生し、又は発生しようとしているときは、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、必要な施策を講じるものとする。

(2) 活動体制

ア 指定地方行政機関等は、(1)の責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

イ 県に災害対策本部が設けられたときは、災害応急対策の円滑な実施を図るため、指定地方行政機関、指定地方公共機関及び陸上自衛隊第13普通科連隊は、県の要請に基づいて、その所属職員を県災害対策本部又は同現地本部に派遣するものとする。

本部長 — 副本部長 — 本部員 — 危機管理監 — 本部室 (総括調整担当、活動調整担当、物資調整)

本部長 — 副本部長 — 本部員 — 危機管理監 — 本部室 (総括調整担当、活動調整担当、物資調整)

【参考】

長野県災害対策本部組織編成図

【参考】

長野県災害対策本部組織編成図



| 室・部 (室長、部長等) | 班、担当 (班 長、リーダー) | 分 掌 事 務 | 本部室 (室長、 危機管理部長) | 総括調整担当 (危機管理防災課長) | ① 災害対策本部の運営・調整に関すること。 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること。 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関すること。 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び 応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事 項を除く。）の可否の決定に関すること。 ⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避 難指示に関すること。 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。 ⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関すること。 ⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定に 関すること。 ⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関するこ と。 ⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関 すること。 ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に 関すること。 ⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関するこ と。 ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。 ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。 ⑲ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関するこ と。 ⑳ 被災者生活再建支援法に関すること。 |
|------------------------|---|---|------------------------|---|--|
| 本部室 (室長、 危機管理部長) | 総括調整担当 (危機管理防災課長) | <ol style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部の運営・調整に関すること。 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること。 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関すること。 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び 応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事 項を除く。）の可否の決定に関すること。 ⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避 難指示に関すること。 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。 ⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関すること。 ⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定関 すること。 ⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関するこ と。 ⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関 すること。 ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に 関すること。 ⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関するこ と。 ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。 ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。 ⑲ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関するこ と。 ⑳ 被災者生活再建支援法に関すること。 | | | <ol style="list-style-type: none"> ① 災害対策本部の運営・調整に関すること。 ② 災害対策本部の設置及び廃止の検討に関すること。 ③ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること。 ④ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること。 ⑤ 市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること。 ⑥ 防災関係機関との合同会議の開催に関すること。 ⑦ 自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び 応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事 項を除く。）の可否の決定に関すること。 ⑧ 災害対策基本法第60条第5項の規定による避難勧告及び避 難指示に関すること。 ⑨ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること。 ⑩ 事務分掌外事案に係る対応の調整に関すること。 ⑪ 各部への応援要員の配置、調整に関すること。 ⑫ 被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の可否の決定に 関すること。 ⑬ 災害救助法の適用及び救助事務の取りまとめ等に関するこ と。 ⑭ 避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関 すること。 ⑮ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に 関すること。 ⑯ 避難者の受入れに関する市町村幹旋の連絡調整に関するこ と。 ⑰ 各種特例措置実施に係る住民への情報提供に関すること。 ⑱ 各種支援策に係る住民への周知に関すること。 ⑲ 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金に関するこ と。 ⑳ 被災者生活再建支援法に関すること。 |
| | 活動調整担当 (危機対策幹) | <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること。 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 ③ ヘリコプター運航調整会議に関すること。 | | 活動調整担当 (危機対策幹) | <ol style="list-style-type: none"> ① 自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること。 ② 各機関のヘリコプターの運航調整に関すること。 ③ ヘリコプター運航調整会議に関すること。 |
| | 物資調整担当 (危機管理防災課危機管理 係長) ※物資輸送関係機関を含 む | <ol style="list-style-type: none"> ① 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。 ② 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理 に関すること。 ③ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する こと。 ④ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調 整及び幹旋に関すること。 ⑤ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要 請に関すること。 ⑥ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。 ⑦ 市町村からの食糧、生活必需品等の供給応援要請受付及び把 握に関すること。 ⑧ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給 の要請に関すること。 ⑨ 緊急輸送車両に関すること。 ⑩ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。 ⑪ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。 | | 物資調整担当 (危機管理防災課危機管理 係長) ※物資輸送関係機関を含 む | <ol style="list-style-type: none"> ① 食料品、生活必需品等の輸送に関すること。 ② 食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理 に関すること。 ③ 仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関する こと。 ④ 食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調 整及び幹旋に関すること。 ⑤ 国、他都道府県への食料品、生活必需品等供給に係る応援要 請に関すること。 ⑥ 寒冷期対策としての生活必需品等の確保に関すること。 ⑦ 市町村からの食糧、生活必需品等の供給応援要請受付及び把 握に関すること。 ⑧ 自衛隊、日本赤十字社に対する食料品、生活必需品等の供給 の要請に関すること。 ⑨ 緊急輸送車両に関すること。 ⑩ 県備蓄物資の供給の決定及び指示に関すること。 ⑪ 受入食料、物資の供給に係る決定及び指示に関すること。 |
| | 情報収集・分析担当 (火山防災幹) | <ol style="list-style-type: none"> ① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管 理に関すること。 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び 評価に関すること。 ③ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関するこ と。 ④ 被害情報の総合的な取りまとめに関すること。 ⑤ 避難状況の取りまとめに関すること。 ⑥ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の 収集、整理及び記録に関すること。 ⑦ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関 すること。 ⑧ 防災行政無線に関すること。 ⑨ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関すること。 ⑩ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関す ること。 ⑪ 災害即報の消防庁への報告に関すること。 ⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること。 ⑬ 災害対策本部室の映像機器等運用に関すること。 ⑭ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること。 ⑮ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する | | 情報収集・分析担当 (危機管理防災課防災専門 員) | <ol style="list-style-type: none"> ① 災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管 理に関すること。 ② 災害対策本部各部及び各班が収集した情報の整理、分類及び 評価に関すること。 ③ 重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関するこ と。 ④ 被害情報の総合的な取りまとめに関すること。 ⑤ 避難状況の取りまとめに関すること。 ⑥ 市町村、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の 収集、整理及び記録に関すること。 ⑦ 気象・地震情報等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関 すること。 ⑧ 防災行政無線に関すること。 ⑨ 市町村への情報提供（一斉FAX）に関すること。 ⑩ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関す ること。 ⑪ 災害即報の消防庁への報告に関すること。 ⑫ 災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること。 ⑬ 災害対策本部室の映像機器等運用に関すること。 ⑭ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること。 ⑮ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する |

| | | | | | | | |
|-------------------------------|---------------------------------------|--|--|--|--|-------------------|--|
| 企画振興部 部長 企画振興部長 部付 | ○連絡調整員 | ② 支援者間の連携促進と支援活動の調整に関する事 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | 部長 企画振興部長 部付 | ○連絡調整員 | ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 | | |
| | 総合政策班 (総合政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 | | 総合政策班 (総合政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 | | |
| | 情報政策班 (情報政策課長) | ① 行政情報ネットワークに関する事 ② 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 | | 情報政策班 (情報政策課長) | ① 行政情報ネットワークに関する事 ② 総合行政情報ネットワーク(LGWAN)に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 | | |
| | 広報県民班 (広報県民課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | 広報県民班 (広報県民課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | |
| | 交通政策班 (交通政策課長) | ① 松本空港利用者の安全対策に関する事 ② 松本空港の応急対策に関する事 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事 | | 交通政策班 (交通政策課長) | ① 松本空港利用者の安全対策に関する事 ② 松本空港の応急対策に関する事 ③ 交通機関に係る災害情報の収集に関する事 | | |
| | 市町村班 (市町村課長) | ① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事 | | 市町村班 (市町村課長) | ① 被災市町村の行政及び財政の連絡調整に関する事 ② 被災市町村に対する財政支援措置対応に関する事 | | |
| | 地域振興班 (地域振興課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | 地域振興班 (地域振興課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | |
| | 総務部 部長 総務部長 部付 県立大学設立担当部長 | ○連絡調整員 | | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | 総務部 部長 総務部長 部付 県立大学設立担当部長 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| 秘書班 (秘書課長) | | ① 幹部職員との連絡調整に関する事 | 秘書班 (秘書課長) | ① 幹部職員との連絡調整に関する事 | | | |
| 人事班 (人事課長) | | ① 派遣職員の選定等の調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 | 人事班 (人事課長) | ① 派遣職員の選定等の調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 | | | |
| 職員班 (職員課長) | | ① 本部職員の活動支援に関する事 ② 職員住宅の応急対策等に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する事 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する事 | 職員班 (職員課長) | ① 本部職員の活動支援に関する事 ② 職員住宅の応急対策等に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 ④ 職員の惨事ストレス対策に関する事 ⑤ 本部長の命ずる応急対策に関する事 | | | |
| 財政班 (財政課長) | | ① 災害経費の予算措置に関する事 | 財政班 (財政課長) | ① 災害経費の予算措置に関する事 | | | |
| 財産活用班 (財産活用課長) | | ① 県庁舎の応急対策等に関する事 ② 有線電話に関する事 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に関する事 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事 | 財産活用班 (財産活用課長) | ① 県庁舎の応急対策等に関する事 ② 有線電話に関する事 ③ 会議室の使用停止(災害対応への優先使用)に関する事 ④ 本部活動に必要な資機材及び車両等の確保に関する事 | | | |
| 税務班 (税務課長) | | ① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 | 税務班 (税務課長) | ① 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事 ② 被災者の県税の減免・徴収猶予に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 | | | |
| 情報公開・法務班 (情報公開・法務課長) | | ① 部内等の応援に関する事 | 情報公開・法務班 (情報公開・法務課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | |
| 県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課長) | | ① 県短期大学の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | 県立大学設立準備班 (県立大学設立準備課長) | ① 県短期大学の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | | |
| 行政改革班 (行政改革課長) | | ① 部内等の応援に関する事 | 行政改革班 (行政改革課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | |
| 総務事務班 (総務事務課長) | | ① 部内等の応援に関する事 | 総務事務班 (総務事務課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | |
| 職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センター所長) | | ① 部内等の応援に関する事 | 職員キャリア開発班 (職員キャリア開発センター所長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | |
| 県民文化部 部長 県民文化部 長 | | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事 | 県民文化部 部長 県民文化部 長 | | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事 |
| | | 文化政策班 (文化政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事 | | | 文化政策班 (文化政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び対策本部との調整に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 文化会館等の応急対策等に関する事 |
| | 県民協働班 (県民協働課長) | ① 部内等の応援に関する事 | 県民協働班 (県民協働課長) | | ① 部内等の応援に関する事 | | |
| | くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課長) | ① 食料・生活物資の調達に関する事 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事 | くらし安全・消費生活班 (くらし安全・消費生活課長) | | ① 食料・生活物資の調達に関する事 ② 物価の安定、物資の安定供給のための措置に関する事 | | |
| | 人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長) | ① 所管施設の応急対策に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | 人権・男女共同参画班 (人権・男女共同参画課長) | | ① 所管施設の応急対策に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | |
| | 国際班 (国際課長) | ① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する事 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事 | 国際班 (国際課長) | | ① 外国籍県民等への災害情報の広報に関する事 ② 外国籍県民等支援団体との連絡調整に関する事 | | |
| | 次世代サポート班 (次世代サポート課長) | ① 部内等の応援に関する事 | 次世代サポート班 (次世代サポート課長) | | ① 部内等の応援に関する事 | | |
| | 子ども・家庭班 (子ども・家庭課長) | ① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事 | 子ども・家庭班 (子ども・家庭課長) | | ① 児童福祉司、児童心理司の派遣に関する事 ② 要配慮者(乳幼児、妊産婦)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び保育所、児童福祉施設、婦人保護施設の応急対策等に関する事 | | |
| | 私学・高等教育班 | ① 私立学校の応急対策等に関する事 | 私学・高等教育班 (私学・高等教育課長) | | ① 私立学校の応急対策等に関する事 ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供 | | |

| | | | | | | | | |
|-------------------------|-------------------------------|--|--|-------------------------|-------------------------------|--|-------------------------|---|
| | (私学・高等教育課長) | ② 専修学校、各種学校の応急対策等に関する事 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事 ④ 部内等の応援に関する事 | | | | | | |
| 健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | 健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕 | ○連絡調整員 | ④ 部内等の応援に関する事 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | |
| | 健康福祉政策班 (健康福祉政策課長) | ① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事 | | | 健康福祉政策班 (健康福祉政策課長) | ① 部内の全体調整及び進行管理に関する事 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事 | | |
| | 医療推進班 (医療推進課長) | ① 災害医療本部の設置及び運営に関する事 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事 ⑤ 医療救護所の設置に関する事 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事 ⑦ 保健師等の派遣に関する事 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事 | | | 医療推進班 (医療推進課長) | ① 災害医療本部の設置及び運営に関する事 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事 ⑤ 医療救護所の設置に関する事 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事 ⑦ 保健師等の派遣に関する事 ⑧ 人工透析患者等の医療の供給に関する事 ⑨ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事 ⑩ ドクターヘリの運航に関する事 ⑪ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事 ⑫ 所管する現地機関の応急対策等に関する事 | | |
| | 地域福祉班 (地域福祉課長) | ① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事 ② ボランティアの受入等に関する事 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事 | | | 地域福祉班 (地域福祉課長) | ① 要配慮者の対応(災害時住民支え合いマップ)に関する事 ② ボランティアの受入等に関する事 ③ (福)長野県社会福祉議会との調整に関する事 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事 | | |
| | 健康増進班 (健康増進課長) | ① 管理栄養士の派遣に関する事 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事 | | | 健康増進班 (健康増進課長) | ① 管理栄養士の派遣に関する事 ② 要配慮者(高齢者)に係る市町村等への助言に関する事 | | |
| | 保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長) | ① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事 ② 歯科医師の派遣に関する事 ③ 心のケア対策に関する事 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事 | | | 保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長) | ① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事 ② 歯科医師の派遣に関する事 ③ 心のケア対策に関する事 ④ 要配慮者(難病患者、精神障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ⑤ 所管する現地機関の応急対策に関する事 | | |
| | 介護支援班 (介護支援課長) | ① 介護職員等の派遣に関する事 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事 | | | 介護支援班 (介護支援課長) | ① 介護職員等の派遣に関する事 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事 | | |
| | 障がい者支援班 (障がい者支援課長) | ① 手話通訳者の派遣に関する事 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事 | | | 障がい者支援班 (障がい者支援課長) | ① 手話通訳者の派遣に関する事 ② 要配慮者(障がい者)に係る市町村等への助言に関する事 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事 | | |
| | 食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長) | ① 食品衛生に関する事 ② 被災食品営業施設に関する事 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 ⑥ 特定動物の管理に関する事 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事 ⑧ 被災動物の救援に関する事 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事 | | | 食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長) | ① 食品衛生に関する事 ② 被災食品営業施設に関する事 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事 ⑥ 特定動物の管理に関する事 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事 ⑧ 被災動物の救援に関する事 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事 | | |
| | 薬事管理班 (薬事管理課長) | ① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ② 医療ガスの供給に関する事 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事 ④ 薬剤師班の派遣に関する事 | | | 薬事管理班 (薬事管理課長) | ① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事 ② 医療ガスの供給に関する事 ③ 毒物劇物の情報提供に関する事 ④ 薬剤師班の派遣に関する事 | | |
| | 災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長) | ① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事 | | | 災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長) | ① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生・感染症予防活動」の実施に係る事 | | |
| | 環境部 〔部長 環境部長〕 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | 環境部 〔部長 環境部長〕 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| | | 環境政策班 (環境政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 | | | | 環境政策班 (環境政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 |
| | | 環境エネルギー班 (環境エネルギー課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | | 環境エネルギー班 (環境エネルギー課長) | ① 部内等の応援に関する事 |
| | | 水大気環境班 (水大気環境課長) | ① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 | | | | 水大気環境班 (水大気環境課長) | ① 公共用水域等の水質汚濁に関する事 ② 応急給水の要請に関する事 ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事 |

| | | | | | | |
|--|---|--|--|--|---|--|
| | | ③ 水道応急復旧の要請に関する事 ④ 大気汚染に関する事 | | | 生活排水班 (生活排水課長) | ① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事 |
| | 生活排水班 (生活排水課長) | ① 下水道、農業集落排水施設、浄化槽の応急対策等に関する事 | | | 自然保護班 (自然保護課長) | ① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 |
| | 自然保護班 (自然保護課長) | ① 自然環境保全・利用施設の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | | 資源循環推進班 (資源循環推進課長) | ① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事 |
| | 資源循環推進班 (資源循環推進課長) | ① 廃棄物処理施設の被害状況調査に関する事 ② 災害廃棄物の処理に係る調整に関する事 ③ ごみ処理・し尿処理の広域調整に関する事 | | | 産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| | 産業労働部 部長 産業労働部長 部付 雇用就業支援担当部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | 産業政策班 (産業政策課長) | ① 部内の連絡調整に関する事 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事 |
| | 産業政策班 (産業政策課長) | ① 部内の連絡調整に関する事 ② 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ③ 生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関する事 ④ 二次被害防止のための指示及び要請に関する事 ⑤ 関係団体等への支援及び協力の要請に関する事 | | | 産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長) | ① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 |
| | 産業立地・経営支援班 (産業立地・経営支援課長) | ① 事業者(商業関係)に対する応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | | ものづくり振興班 (ものづくり振興課長) | ① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事 ④ 部内等の応援に関する事 |
| | ものづくり振興班 (ものづくり振興課長) | ① 高圧ガス、火薬類の災害防止に関する事 ② 事業者(保安関係)の応急対策等に関する事 ③ LPガスに係る物資の調達に関する事 ④ 部内等の応援に関する事 | | | 人材育成班 (人材育成課長) | ① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 |
| | 人材育成班 (人材育成課長) | ① 工科短期大学校及び技術専門校の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | | 労働雇用班 (労働雇用課長) | ① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事 ② 被災者等からの労働相談に関する事 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事 ④ 部内等の応援に関する事 |
| | 労働雇用班 (労働雇用課長) | ① 勤労者福祉センターの応急対策等に関する事 ② 被災者等からの労働相談に関する事 ③ 雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関する事 ④ 部内等の応援に関する事 | | | 観光部 部長 観光部長 部付 信州マージング戦略担当部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| | 観光部 部長 観光部長 部付 信州マージング戦略担当部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | 山岳高原観光班 (山岳高原観光課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事 |
| | 山岳高原観光班 (山岳高原観光課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事 ④ 観光客(外国人旅行者含む)の避難所受入に関する事 ⑤ 観光業者に対する応急対策等に関する事 | | | 観光誘客班 (観光誘客課長) | ① 部内等の応援に関する事 |
| | 観光誘客班 (観光誘客課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | 農政部 部長 農政部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| | 農政部 部長 農政部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | 農業政策班 (農業政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事 |
| | 農業政策班 (農業政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事 ④ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事 ⑤ 農業共同利用施設等の応急対策等に関する事 ⑥ 食料品等供給に係る協定締結団体への要請に関する事 ⑦ 被災した農畜産業者に対する支援対応に関する事 ⑧ 二次災害防止のための農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関する事 ⑨ 応急対策の実施又は農業協同組合、農業者等による応急対策の実施に係る指導に関する事 ⑩ 復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給確保に係る関係機関への協力要請に関する事 ⑪ 農作物及び農業用施設の被害状況の把握及び関係機関への情報提供に関する事 | | | 農業技術班 (農業技術課長) | ① 主要食糧の調達に関する事 ② 農作物の応急対策等に関する事 |
| | 農業技術班 (農業技術課長) | ① 主要食糧の調達に関する事 ② 農作物の応急対策等に関する事 | | | 園芸畜産班 (園芸畜産課長) | ① 園芸特産関係の応急対策等に関する事 ② 畜産関係の応急対策等に関する事 |
| | 園芸畜産班 (園芸畜産課長) | ① 園芸特産関係の応急対策等に関する事 ② 畜産関係の応急対策等に関する事 | | | 農地整備班 (農地整備課長) | ① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事 |
| | 農地整備班 (農地整備課長) | ① 農地、農業用施設の応急対策等に関する事 | | | 農村振興班 (農村振興課長) | ① 部内等の応援に関する事 |
| | 農村振興班 (農村振興課長) | ① 部内等の応援に関する事 | | | 林務部 部長 林務部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| | 林務部 部長 林務部長 | ○連絡調整員 ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | 森林政策班 (森林政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事 |
| | 森林政策班 (森林政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 公用令書による公用負担に関する事 | | | 信州の木活用班 (信州の木活用課長) | ① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 ② 木材の調達に関する事 |
| | 信州の木活用班 (信州の木活用課長) | ① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 ② 木材の調達に関する事 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|---------------------------|---|-------------------------------------|-------------------------------------|--|---|--|--------|--|
| | 信州の木活用班 (信州の木活用課長) | ① 林道及び林業関連施設の応急対策等に関する事 ② 木材の調達に関する事 | | | 森林づくり推進班 (森林づくり推進課長) | ① 林地及び治山施設の応急対策等に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 | | | |
| 建設部 部長 建設部長 部付 リア整備推進局長 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | 建設部 部長 建設部長 部付 リア整備推進局長 | 建設部 部長 建設部長 部付 リア整備推進局長 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | |
| | 建設政策班 (建設政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事 | | | 建設政策班 (建設政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 協定に基づく協会等機関への応援要請について ④ 土木資材の確保に関する事 ⑤ 公用令書による公用負担に関する事 ⑥ 障害物処理計画の策定及び策定に係る国等関係機関との協議に関する事 ⑦ 各施設の被害状況に関する情報の収集、整理及び記録並びに関係機関への提供に関する事 | | | |
| | 道路管理班 (道路管理課長) | ① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事 | | | 道路管理班 (道路管理課長) | ① 道路の応急対策等に関する事 ② 道路の保全に関する事 ③ 道路情報の収集及び提供に関する事 ④ 通行の規制及び迂回路に関する事 ⑤ 道路障害物の除去(啓開)に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | 道路建設班 (道路建設課長) | ① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事 | | | 道路建設班 (道路建設課長) | ① 道路の応急対策等に関する事 ② 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | 水防班 (河川課長) | ① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 | | | 水防班 (河川課長) | ① 部の災害情報等のとりまとめに関する事 ② 水防活動に関する事 ③ 河川管理施設の応急対策等に関する事 ④ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ⑤ 危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 | | | |
| | 砂防班 (砂防課長) | ① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事 | | | 砂防班 (砂防課長) | ① 砂防、地すべり、崖崩れ、雪崩に係る災害情報に関する事 ② 土砂災害発生箇所の応急対策等に関する事 ③ 砂防施設危険箇所に係る立入禁止区域の設定等の安全管理に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | 都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長) | ① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事 | | | 都市・まちづくり班 (都市・まちづくり課長) | ① 都市施設の応急対策等に関する事 ② 都市公園・駐車場に関する事 ③ 各施設の点検及びパトロールの実施及び調整に関する事 ④ 被災宅地の危険度判定に関する事 ⑤ 被災宅地危険度判定の実施に係る連携調整に関する事 ⑥ 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | 建築住宅班 (建築住宅課長) | ① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事 | | | 建築住宅班 (建築住宅課長) | ① 県営住宅入居者の避難誘導に関する事 ② 県営住宅の被害状況調査に関する事 ③ 被災県営住宅の応急対策に関する事 ④ 災害公営住宅の建設に関する事 ⑤ 被災者の県営住宅優先入居に関する事 ⑥ 公営住宅の被災者への提供に係る調整に関する事 ⑦ 住宅相談の実施及びそれに係る関係団体との連絡調整に関する事 ⑧ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑨ 被災住宅に係る住宅復興融資に関する事 ⑩ 被災建築物の情報収集に関する事 ⑪ 被災建築物の応急危険度判定に関する事 ⑫ 被災者用住宅の確保に関する事 ⑬ 応急仮設住宅の建設に関する事 ⑭ 応急復旧用の住宅建設資材の斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する事 ⑮ 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | 施設班 (施設課長) | ① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事 | | | 施設班 (施設課長) | ① 建設中の県有施設に係る被害状況調査に関する事 ② 各施設の点検及びパトロールの支援に関する事 ③ 被災県有施設の応急対策に係る技術支援に関する事 ④ 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | リア整備推進班 | ① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事 | | | リア整備推進班 | ① 部内等の応援に関する事 ② 水防活動の応援に関する事 | | | |
| | 会計部 | ○連絡調整員 | | | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 |
| | | | | | | | | 会計班 | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|--------------------------|---|--------------------------------------|--------------------------|---|--------|---------------------------|
| [部長 会計管理者] | 会計班 (会計課長) | ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事 | 会計管理者 (会計課長) | (会計課長) | ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 応急対策経費の出納に関する事 ④ 災害時の出納の処理方法に関する事 ⑤ 災害救助基金の出納に関する事 ⑥ 県内の災害に係る義援金の募集に関する事 | | |
| | 契約・検査班 (契約・検査課長) | ① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | | ① 本部の応急対策に係る物品の購入に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | |
| [部長 公営企業管理者 部付 企業局長] | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | 企業部 (部長 公営企業管理者 部付 企業局長) | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | |
| | 経営推進班 (経営推進課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事 | | 経営推進班 (経営推進課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 部の応急対策経費・物品の出納に関する事 | | |
| | 電気班 (電気事業課長) | ① 企業局発電施設の応急対策等に関する事 | | 電気班 (電気事業課長) | ① 企業局発電施設の応急対策等に関する事 | | |
| | 水道班 (水道事業課長) | ① 県営水道施設の応急対策等に関する事 ② 飲料水供給の応援に関する事 | | 水道班 (水道事業課長) | ① 県営水道施設の応急対策等に関する事 ② 飲料水供給の応援に関する事 | | |
| | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事 | | |
| [部長 教育長 部付 教育次長] | 教育政策班 (教育政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事 ⑥ 教職員の派遣に関する事 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事 ⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事 ⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事 | 教育部 (部長 教育長 部付 教育次長) | 教育政策班 (教育政策課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事 ② 部内の連絡調整に関する事 ③ 臨時休校、一斉下校等の状況把握及び報道機関への情報提供に関する事 ④ 教育施設における避難所開設の協力に関する事 ⑤ 教育活動の再開に係る検討に関する事 ⑥ 教職員の派遣に関する事 ⑦ 児童及び生徒の被害状況の把握に関する事 ⑧ 校舎待機児童及び生徒の状況把握に関する事 ⑨ 児童及び生徒に対する心のケアに関する事 ⑩ 文化財等の被害状況の把握に関する事 | | |
| | 義務教育班 (義務教育課長) | ① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事 ⑤ 授業継続のための措置に関する事 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事 | | 義務教育班 (義務教育課長) | ① 公立幼稚園、小・中学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 公立幼稚園、小・中学校の応急対策に関する事 ④ 児童生徒等の保護者への引渡しに関する事 ⑤ 授業継続のための措置に関する事 ⑥ 避難児童生徒等の応急教育に関する事 ⑦ 被災した児童生徒への就学援助に関する事 | | |
| | 高校教育班 (高校教育課長) | ① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 公立高等学校の応急対策に関する事 ④ 生徒の保護者への引渡しに関する事 ⑤ 授業継続のための措置に関する事 ⑥ 避難生徒の応急教育に関する事 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事 | | 高校教育班 (高校教育課長) | ① 公立高等学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 公立高等学校の応急対策に関する事 ④ 生徒の保護者への引渡しに関する事 ⑤ 授業継続のための措置に関する事 ⑥ 避難生徒の応急教育に関する事 ⑦ 被災した生徒への授業料免除、就学援助に関する事 ⑧ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事 | | |
| | 特別支援教育班 (特別支援教育課長) | ① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 特別支援学校の応急対策に関する事 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事 ⑤ 住民等の避難収容活動に関する事 ⑥ 授業継続のための措置に関する事 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事 | | 特別支援教育班 (特別支援教育課長) | ① 特別支援学校の災害情報収集・連絡活動に関する事 ② 児童生徒等に対する安全な避難誘導等に関する事 ③ 特別支援学校の応急対策に関する事 ④ 児童生徒の保護者への引渡しに関する事 ⑤ 住民等の避難収容活動に関する事 ⑥ 授業継続のための措置に関する事 ⑦ 避難児童生徒等の応急教育に関する事 ⑧ 被災した児童生徒への就学援助に関する事 ⑨ 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事 ⑩ 避難所の開設・管理運営への協力に関する事 | | |
| | 教学指導班 (教学指導課長) | ① 総合教育センターの応急対策等に関する事 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事 | | 教学指導班 (教学指導課長) | ① 総合教育センターの応急対策等に関する事 ② 被災した児童生徒の学用品の供給に関する事 | | |
| | 心の支援班 (心の支援課長) | ① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事 | | 心の支援班 (心の支援課長) | ① 被災した児童生徒等の心のケアに関する事 | | |
| | 文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長) | ① 社会教育施設等の応急対策等に関する事 ② 文化財の応急対策に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 | | 文化財生涯学習班 (文化財・生涯学習課長) | ① 社会教育施設等の応急対策等に関する事 ② 文化財の応急対策に関する事 ③ 部内等の応援に関する事 | | |
| | 保健厚生班 (保健厚生課長) | ① 学校保健及び学校安全対策に関する事 ② 学校給食の確保に関する事 ③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事 | | 保健厚生班 (保健厚生課長) | ① 学校保健及び学校安全対策に関する事 ② 学校給食の確保に関する事 ③ 職員住宅等の被害情報収集、応急対策に関する事 | | |
| | スポーツ班 | ① 体育施設の応急対策等に関する事 | | スポーツ班 (スポーツ課長) | ① 体育施設の応急対策等に関する事 ② 部内等の応援に関する事 | | |
| | | | | | 警察部 | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 |

| | | |
|--|---------------------|--|
| 警察部 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 | (スポーツ課長) | ② 部内等の応援に関する事。 |
| | ○連絡調整員 | ① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事。 |
| | 実施班 (警備第二課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 災害警備の実施に関する事。 |
| | 犯罪予防班 (生活安全企画課長) | ① 犯罪の予防に関する事。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関する事。 |
| | 交通規制班 (交通規制課長) | ① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関する事。 |

| | | |
|---|---------------------|--|
| 部長 警察本部長 部付 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長 | 実施班 (警備第二課長) | ① 部内の災害情報収集及び被害状況の報告に関する事。 ② 災害警備の実施に関する事。 |
| | 犯罪予防班 (生活安全企画課長) | ① 犯罪の予防に関する事。 ② 危険物の保安及び便乗悪質行為の防止、取締りに関する事。 |
| | 交通規制班 (交通規制課長) | ① 道路調査及び交通情報の収集、伝達に関する事。 ② 交通規制に関する事。 ③ 緊急通行車両等の確認事務に関する事。 |

| | |
|--|--|
| 議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 | ①各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。) |
|--|--|

| | |
|--|--|
| 議会議務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 | ①各部の応援に関する事。 (本部長または副本部長の要請により、上記各部の応援を行う。) |
|--|--|

- 【備考】
- ・本部室の各担当は、危機管理防災部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
 - ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
 - ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

【備考】

- ・本部室の各担当は、危機管理防災部、企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部職員によって構成する。
- ・上記企画振興部、総務部、県民文化部、産業労働部、農政部各班の分掌事務は、本部室以外のものである。
- ・原子力災害対策に係る分掌事務は別に定める。

| 室・部 (室長、部長等) | 班 (班 長) | 分 掌 事 務 |
|---|------------|--|
| 地方部 地方部長 (地域振興局長) 副地方部長 地域振興局副局長 県税事務所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者 | 総務班 | ① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。 |
| | 環境班 | ① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。 |
| | 保健福祉班 | ① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。 |
| | 農政班 | ① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。 |
| | 林務班 | ① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。 |
| | 商工班 | ① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。 |
| | 観光班 | ① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。 |
| | 建築班 | ① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。 |
| | 土木班 | ① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く） |
| | 教育班 | ① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。 |
| | 警察班 | ① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。 |

| 室・部 (室長、部長等) | 班 (班 長) | 分 掌 事 務 |
|---|-----------------------|--|
| 地方部 地方部長 (地方事務所長) 副地方部長 地方事務所副所長 保健福祉事務所長 建設事務所長 その他地方部長が 指名する者 | 総務班 | ① 本部組織の本部室、企画振興部、総務部、県民文化部及び会計部の分掌事務の例による。 |
| | 環境班 | ① 本部組織の環境部の分掌事務の例による。 |
| | 保健福祉班 | ① 本部組織の健康福祉部の分掌事務の例による。 |
| | 農政班 | ① 本部組織の農政部の分掌事務の例による。 |
| | 林務班 | ① 本部組織の林務部の分掌事務の例による。 |
| | 商工班 | ① 本部組織の産業労働部の分掌事務の例による。 |
| | 観光班 | ① 本部組織の観光部の分掌事務の例による。 |
| | 建築班 | ① 本部組織の建設部（建築住宅班、施設班の分掌事務に限る）の分掌事務の例による。 |
| | 土木班 | ① 本部組織の建設部の分掌事務の例による。（建築班の分掌事務を除く） |
| | 教育班 | ① 本部組織の教育部の分掌事務の例による。 |
| 警察班 | ① 本部組織の警察部の分掌事務の例による。 | |

| 現地本部 (現地本部長) | 班 (班 長) | 分 掌 事 務 |
|------------------------------|--------------|----------------|
| そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員] | 同 左 (同 左) | ① そのつど本部長が定める。 |

| 現地本部 (現地本部長) | 班 (班 長) | 分 掌 事 務 |
|------------------------------|--------------|----------------|
| そのつど本部長が定める。 [本部長が指名する職員] | 同 左 (同 左) | ① そのつど本部長が定める。 |

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

注) 各班が分掌事務を推進する場合、他の班と関連する事項のあるときは、それぞれ協議して実施するものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮するものとする。 また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。</p> <p>第3 活動の内容 1 応援要請 (1) 基本方針 被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 消防に関する応援要請(危機管理部) a 市町村長等に対する指示 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。 b 他都道府県に対する応援要請 (a) 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。 ○ 緊急消防援助隊 ○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター ○ その他、他都道府県からの消防隊</p> | <p style="text-align: center;">第4節 広域相互応援活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災地方公共団体等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。(別記参照) なお、被災地方公共団体等にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、応援要請に当たっては、受入れ体制に不備が生じないよう十分配慮するものとする。 また、被災地以外の地方公共団体等にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。</p> <p>第2 主な活動 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。 2 災害覚知時に速やかな応援体制を整える。 3 応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。 4 応援活動に伴う経費を負担する。</p> <p>第3 活動の内容 1 応援要請 (1) 基本方針 被災地方公共団体等においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認められた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 消防に関する応援要請(危機管理部) a 市町村長等に対する指示 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)の消防長又は水防法に規定する水防管理者に対して相互応援協定の実施その他災害防御の措置に関して必要な指示を行う。 b 他都道府県に対する応援要請 (a) 知事は、大規模災害時等の非常事態の場合において、これらの災害が発生した市町村長から消防の応援に関して、他都道府県の応援を要請され、かつ県内の消防力をもってはこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、近隣都県に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる事項について、消防組織法第44条の規定により、速やかに消防庁長官に応援を要請する。また、その結果は要請市町村長に通知する。 ○ 緊急消防援助隊 ○ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター ○ その他、他都道府県からの消防隊</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。</p> <p>(イ) 警察に関する応援要請（警察本部） 県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定により、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。 〈援助の要求事項〉</p> <p>a 援助を必要とする理由 b 援助を依頼する先の都道府県警察 c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備 d 派遣の日時、場所 e 援助を必要とする期間等</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>a 市町村長に対する要請 知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。 この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。</p> <p>(a) 応援すべき市町村名 (b) 応援の範囲又は区域 (c) 担当業務 (d) 応援の方法</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(a) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。 また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。</p> <p>○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県 ○ 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県 ○ 「災害時等の応援に関する協定」中部圏知事会 9県1市 ○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」新潟県、山梨県、静岡県</p> <p>(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定により、他の都道府県知事等に応援を要請する。 〈応援の要請事項〉</p> <p>○ 応援を求める理由及び災害の状況 ○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等 ○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 ○ その他必要な事項</p> <p>(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2の規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。</p> <p>c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等</p> | <p>(b) 知事は、前項の場合において、災害の規模及び被害の状況等から緊急を要し、要請を待ついとまがなく、かつ必要があると認められる場合は、速やかに消防庁長官に応援要請をし、その旨及びその結果を被災市町村長に通知する。</p> <p>(イ) 警察に関する応援要請（警察本部） 県公安委員会は、災害発生に伴う県内の警備対策等の実施に関し、必要があると認めるときは、次の事項を明らかにして、警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法第60条の規定に基づき、警察災害派遣隊の援助の要求を行うものとする。 〈援助の要求事項〉</p> <p>a 援助を必要とする理由 b 援助を依頼する先の都道府県警察 c 援助のための派遣を受けることが必要な人員及び装備 d 派遣の日時、場所 e 援助を必要とする期間等</p> <p>(ウ) 消防・警察以外に関する応援要請等（危機管理部）</p> <p>a 市町村長に対する要請 知事は、市町村において実施する応急措置等が的確かつ円滑に行われるため、特に必要があると認めるときは、他の市町村に対して応援すべきことを要請する。 この場合において、知事は次の事項を示さなければならない。</p> <p>(a) 応援すべき市町村名 (b) 応援の範囲又は区域 (c) 担当業務 (d) 応援の方法</p> <p>b 他の都道府県等に対する応援要請</p> <p>(b) 知事は、大規模災害時等が発生した場合において、その災害応急対策の実施に当たり、自己のもつ人員、資機材、物資等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他の都道府県等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、次に掲げる相互応援協定に基づき、速やかに他の都道府県知事等に応援を要請する。 また、次に掲げる相互応援協定以外の場合にも、一層の連携強化が図られるよう努める。</p> <p>○ 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」全国知事会47都道府県 ○ 「震災時等の相互応援に関する協定」関東地方知事会 1都9県 ○ 「災害時等の応援に関する協定」中部圏知事会 9県1市 ○ 「中央日本四県（新潟県、山梨県、長野県、静岡県）の災害時の相互応援等に関する協定」新潟県、山梨県、静岡県</p> <p>(b) 知事は、前項の場合における相互応援協定に基づく応援を受けても十分な災害応急対策が実施できないと認められるときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第74条の規定に基づき、他の都道府県知事等に応援を要請する。 〈応援の要請事項〉</p> <p>○ 応援を求める理由及び災害の状況 ○ 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等 ○ 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等 ○ その他必要な事項</p> <p>(c) 大規模災害発生時等に、応援の要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合や、仮に要求を行ってもなお不十分な場合には、災害対策基本法第74条の2の規定により国へ他の都道府県に対して応援を要求するよう求める。</p> <p>c 指定行政機関等に対する応急措置の実施要請等</p> |
|---|---|

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第3節 非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

(a) 知事は、応急措置を実施するため、又は、県内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定に基づき、指定行政機関の長等に対し道路の啓開等について、応急措置の実施を要請する。

なお、職員の派遣要請については、「第3節 非常参集職員の活動」による。

(b) 被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関する技術的な支援のため、国の緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の出動を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 消防に関する応援要請

a 県内市町村に対する応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

b 他都道府県への応援要請

市町村長(消防の事務を処理する一部事務組合の長を含む。)は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

(a) 緊急消防援助隊

(b) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

(c) その他、他都道府県からの消防隊

(イ) 消防以外に関する応援要請

a 他市町村に対する応援要請

市町村長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村(代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村)は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度6強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

- 応援を求める理由及び災害の状況
- 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○ その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

○ その他必要な事項

b 県に対する応援要請等

市町村長等は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に**基づき**、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請するものとする。

c 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求めるものとする。

ウ【公共機関及びその他事業者が実施する対策】

公共機関及びその他事業者は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害の状況等から、自己のもつ人員、資機材等のみではこれに対処できない、又はできないことが予測される場合は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに他の公共機関及びその他事業者に応援を要請するものとする。

2 応援体制の整備

(1) 基本方針

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

(ア) 情報収集及び応援体制の確立

県、市町村、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、大規模災害時等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(イ) 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(ウ) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(エ) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

- (ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。
- (イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。
- (ウ) 主な支援内容は以下のとおり。
 - a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
 - b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
 - c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

イ【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

- (ア) 長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行うものとする。
- (イ) 県及び市町村は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」(資料編参照)に基づき支援を行うものとする。
- (ウ) 主な支援内容は以下のとおり。
 - a 被災県等への職員派遣及び物資の提供
 - b 被災者の受入及び施設の提供
 - (a) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (b) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
 - c その他被災県等との協議の中で必要と認められた支援

3 受援体制の整備

(1) 基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

(2) 実施計画

【県（危機管理部、関係各部署）、市町村、公共機関及びその他事業者が実施する対策】

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

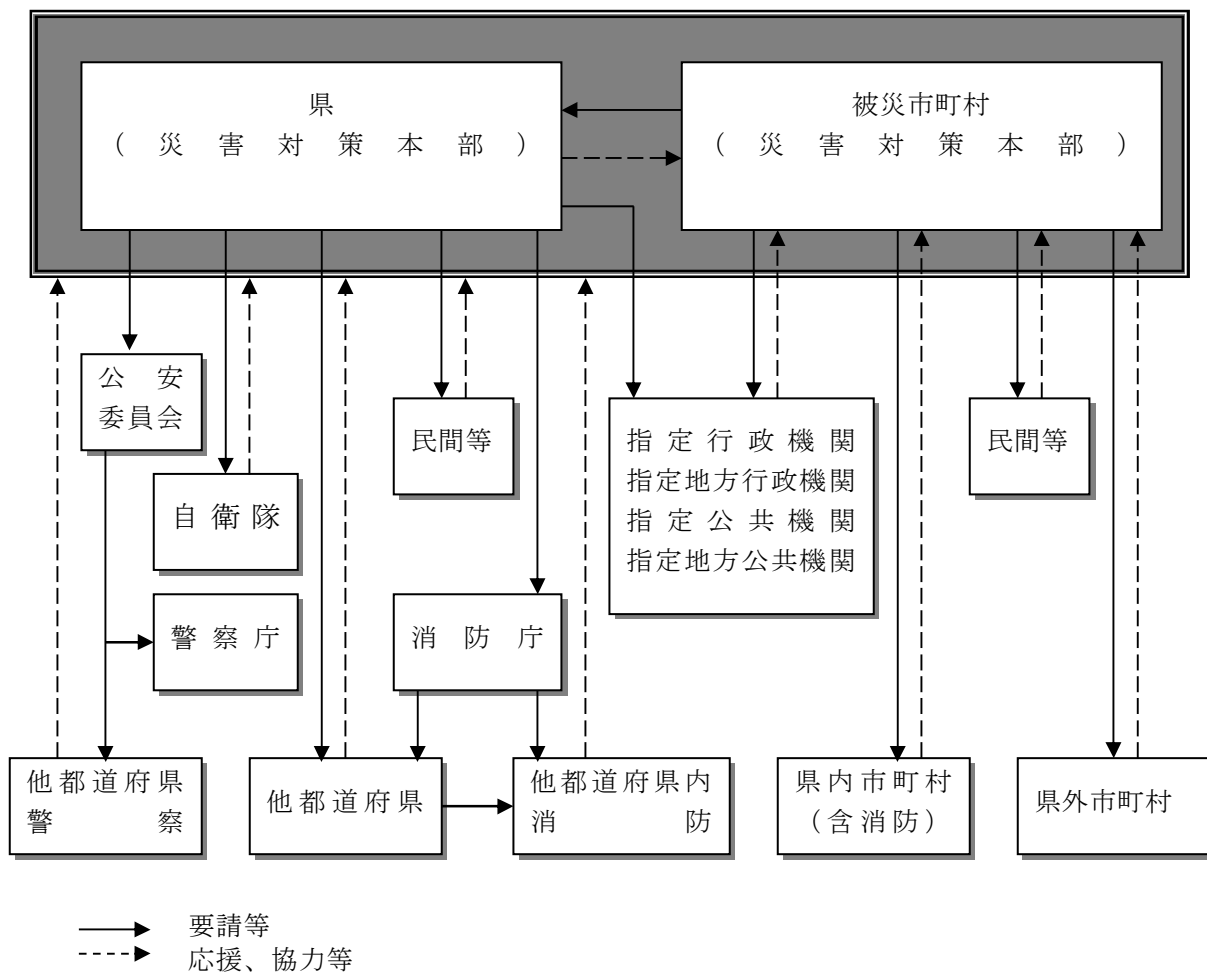
また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

4 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

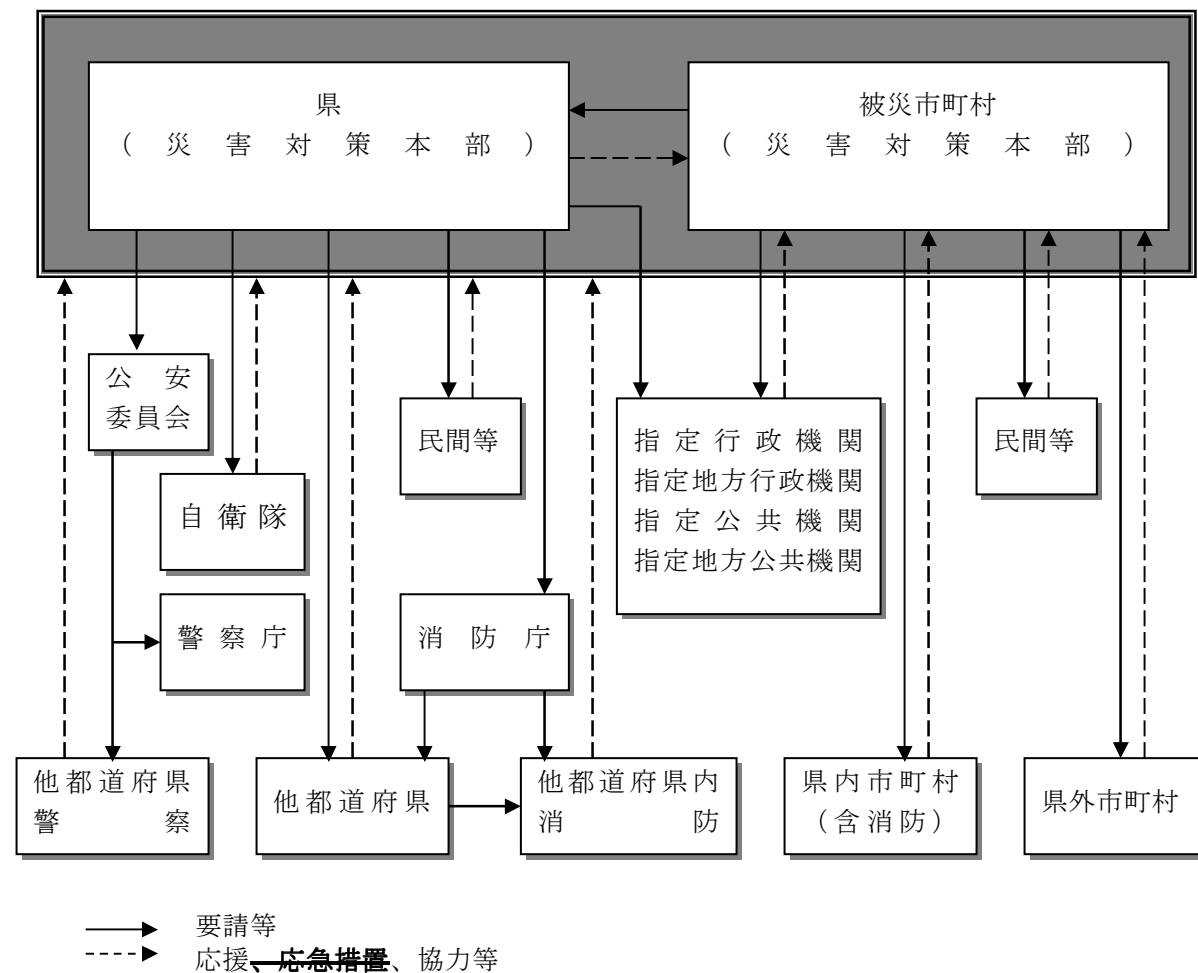
(別記)

広域相互応援体制



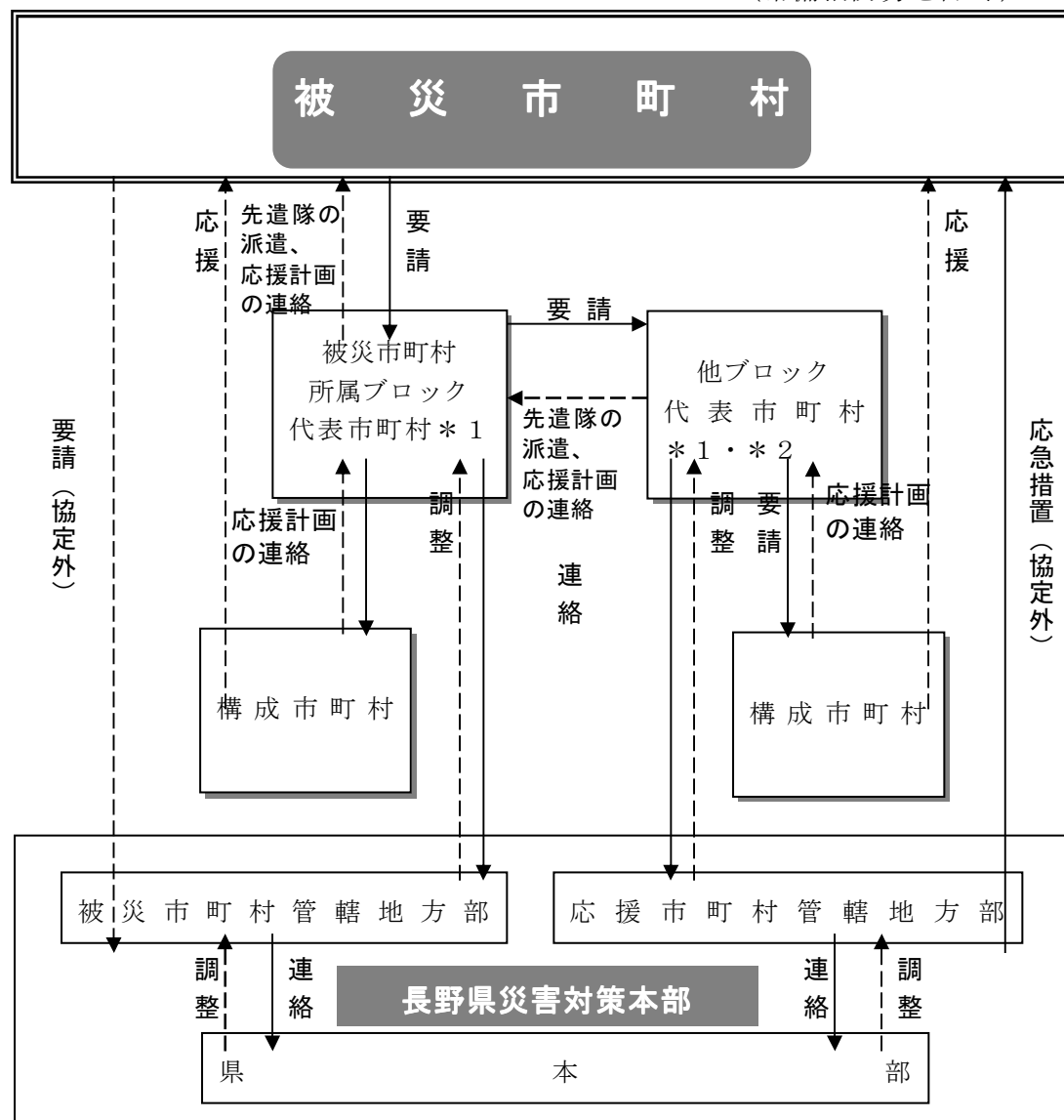
(別記)

広域相互応援体制



長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

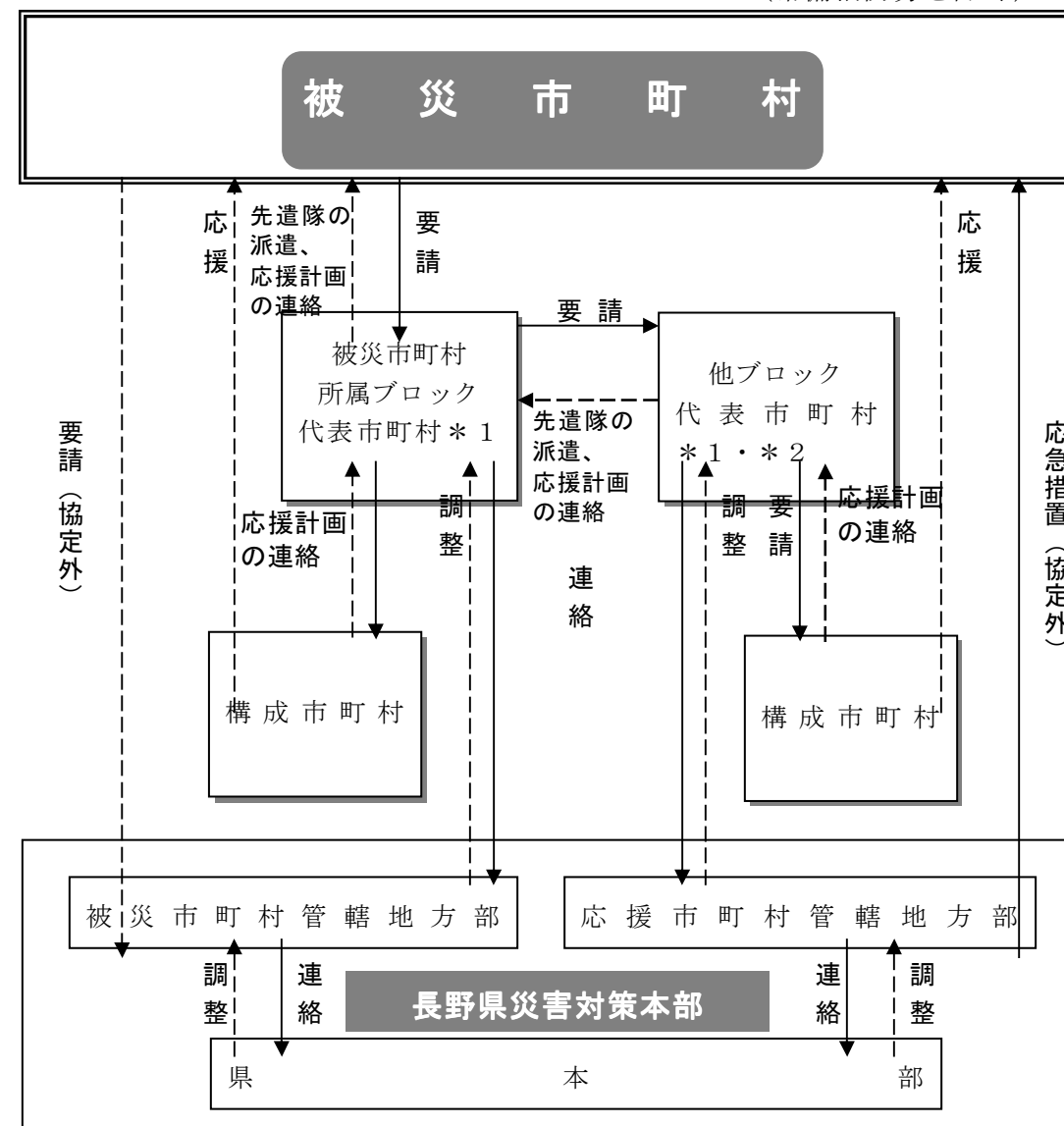
(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定。
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|-----|---------------|------|------------------------------|---------|-----|---------|--------------------------|-------|--|-----------|-----------------|------|--------------------------------------|------|--|--|-----|---|-----|---------------|------|------------------------------|---------|-----|---------|--------------------------|-------|--|-----------|-----------------|------|--------------------------------------|------|--|
| <p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 基本方針 災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。 自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。 2 県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。 4 派遣に要した経費の負担について定める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 基本方針 災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(全部局) (ア) 派遣の要請 a 要請の要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">公共性</td> <td>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。</td> </tr> <tr> <td>緊急性</td> <td>差し迫った必要があること。</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</td> </tr> </table> <p>b 救援活動の内容 自衛隊の救援活動の具体的内容(災害派遣を要請できる範囲)は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">救 助 活 動</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の捜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等 の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力</td> </tr> </tbody> </table> | 公共性 | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。 | 緊急性 | 差し迫った必要があること。 | 非代替性 | 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 | 救 助 活 動 | 内 容 | 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 | 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助 | 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等の捜索救助 | 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等 の水防活動 | 消防活動 | 利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力 | <p>第6節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1 基本方針 災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。 自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。 2 県、市町村等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。 4 派遣に要した経費の負担について定める。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 派遣要請</p> <p>(1) 基本方針 災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(全部局) (ア) 派遣の要請 a 要請の要件</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">公共性</td> <td>公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。</td> </tr> <tr> <td>緊急性</td> <td>差し迫った必要があること。</td> </tr> <tr> <td>非代替性</td> <td>自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。</td> </tr> </table> <p>b 救援活動の内容 自衛隊の救援活動の具体的内容は、災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">救 助 活 動</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の捜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の捜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等 の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力</td> </tr> </tbody> </table> | 公共性 | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。 | 緊急性 | 差し迫った必要があること。 | 非代替性 | 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 | 救 助 活 動 | 内 容 | 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 | 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助 | 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等の捜索救助 | 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等 の水防活動 | 消防活動 | 利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力 |
| 公共性 | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急性 | 差し迫った必要があること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非代替性 | 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救 助 活 動 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等の捜索救助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等 の水防活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防活動 | 利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 公共性 | 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 緊急性 | 差し迫った必要があること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 非代替性 | 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 救 助 活 動 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害状況の把握 | 車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 避難の援助 | 避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 遭難者等の捜索救助 | 行方不明者、負傷者等の捜索救助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水防活動 | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積み込み等 の水防活動 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 消防活動 | 利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

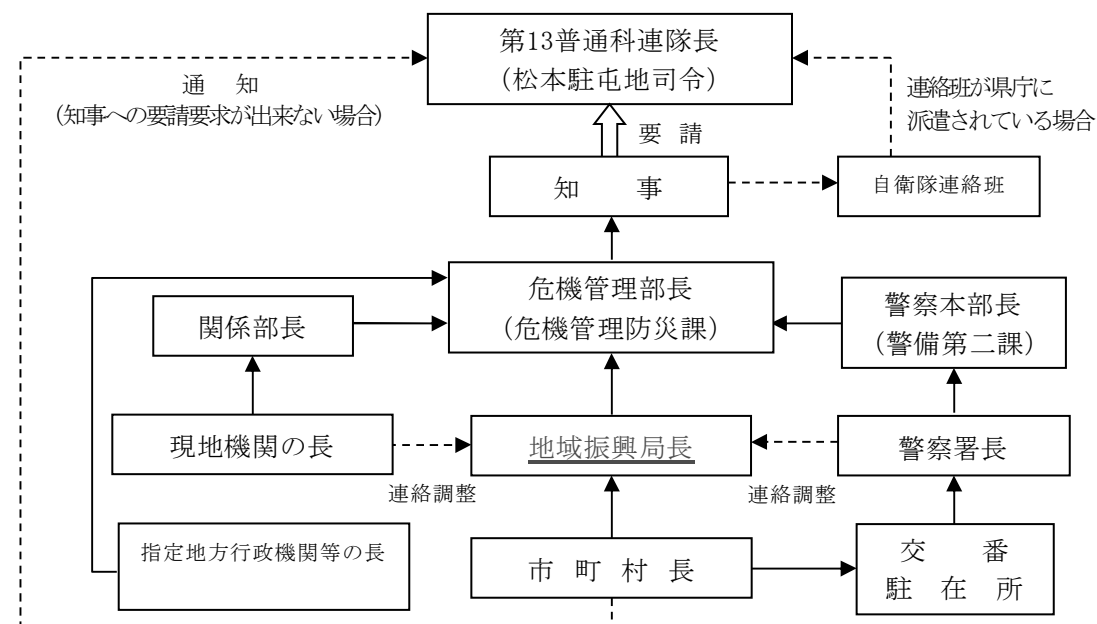
| | |
|-------------|---|
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| 炊飯及び給水 | 被者に対する炊飯及び給水 |
| 物資の無償貸与又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置 |

(イ) 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手続

a 県現地機関における措置

- 地域振興局長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。
- 地域振興局長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- 地域振興局長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地域振興局長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。
- (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により

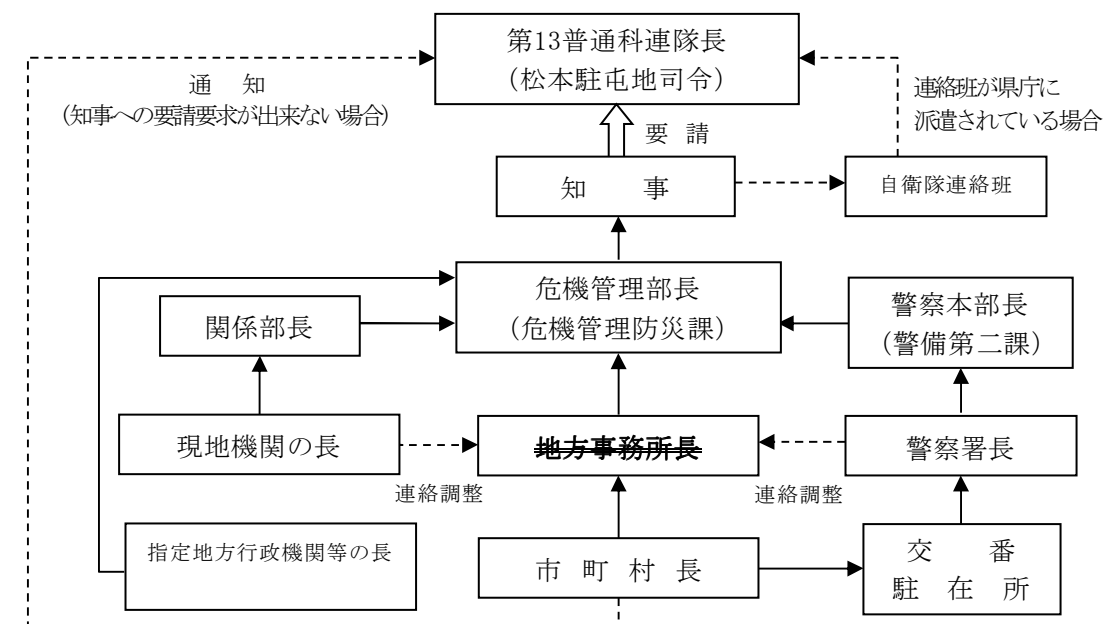
| | |
|-------------|---|
| 道路又は水路の啓開 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去 |
| 応急医療、救護及び防疫 | 被災者に対する応急医療、救護及び防疫 |
| 人員及び物資の緊急輸送 | 緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送 |
| 炊飯及び給水 | 被者に対する炊飯及び給水 |
| 物資の無償貸与又は譲与 | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与 |
| 危険物の保安及び除去 | 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去 |
| その他 | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置 |

(イ) 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度5弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第13普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣に係る事前準備を依頼する。

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手続

a 県現地機関における措置

- 地方事務所長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに危機管理部長（危機管理防災課）に文書または口頭をもって報告する。
- 地方事務所長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- 地方事務所長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。
- 他の現地機関の長は、各機関の所管する災害応急対策活動に自衛隊の派遣を要すると認められるときは、地方事務所長と連絡調整を行い、文書又は口頭をもって所管部局長に報告する。
- (d)において口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により

報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地域振興局長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書の宛先・連絡先

| 要請文書の宛先 | |
|--|--|
| 陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1) | |
| 連絡先 | |
| 時間内 | 時間外 |
| 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76 | 駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線 301) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76 |

- (c) (b)の要請は、自衛隊連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

- (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。

d 要請手続

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

(オ) 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は1(2)ア(ア) bの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求めるものとする。

- (ア) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。

報告する。

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地方事務所長と連絡調整を行い警察本部長（警備第二課）に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。

c 本庁（警察本部を含む）における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地方事務所長からの報告及び要求もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

要請文書の宛先・連絡先

| 要請文書の宛先 | |
|--|--|
| 陸上自衛隊第13普通科連隊長 (松本市高宮西1-1) | |
| 連絡先 | |
| 時間内 | 時間外 |
| 第3科長 TEL NTT 0263-26-2766(内線235) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76 | 駐屯地当直司令 TEL NTT 0263-26-2766(内線 302) 防災行政無線 81-535-79 FAX NTT 0263-26-2766(内線239) 防災行政無線 81-535-76 |

- (c) (b)の要請は、~~部隊~~連絡班が県庁に派遣されている場合は、当該連絡班を通じ、連絡班が派遣されていないときは、直接部隊に要請する。

- (d) 知事が第13普通科連隊長に対し、口頭をもって派遣要請をしたときは、事後において速やかに文書による要請を行う。

d 要請手続

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (a) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (b) 派遣を希望する期間
- (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (d) その他参考となるべき事項

(オ) 県警の先導

要請に当たり、必要に応じ、出動部隊の県警による先導の手配を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は1(2)ア(ア) bの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、以下により要請を求めるものとする。

- (ア) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって地方事務所長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。

- (イ) 市町村長は、(ア)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。
- (ウ) 市町村長は、(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。
- また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
指定地方行政機関等の長は1(2)ア(ア) bの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。
- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 部隊等との連絡調整者
部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

| 区 分 | 統括連絡調整者 | 現地連絡調整者 |
|------------------|---------|-----------------|
| 災害対策本部が置かれていない場合 | 危機管理部長 | <u>地域振興局長</u> 等 |
| 災害対策本部が置かれている場合 | 災害対策本部長 | 地方部長 |
| 現地本部が置かれている場合 | 災害対策本部長 | 現地本部長 |

(イ) 連絡調整者の任務

- a 総括連絡調整者
- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。
- ①地域別優先順位
 - ②地域別必要人員
 - ③地域別所要資材の確保及び輸送方法
- (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。
- b 現地連絡調整者
- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連

- (イ) 市町村長は、(ア)により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに地方事務所長を通じ文書による要求をするものとする。
- (ウ) 市町村長は、(ア)の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知するものとする。
- また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定地方行政機関等における措置
指定地方行政機関等の長は1(2)ア(ア) bの範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。
- a 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の災害応急復旧について自衛隊の派遣を要するときは、文書または口頭をもって危機管理部長（危機管理防災課）に要求する。
- b 指定地方行政機関の長は、aにより口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに文書による要求をする。

2 派遣部隊との連絡調整

(1) 基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 部隊等との連絡調整者
部隊等との本庁及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。

| 区 分 | 統括連絡調整者 | 現地連絡調整者 |
|------------------|---------|-----------------|
| 災害対策本部が置かれていない場合 | 危機管理部長 | <u>地方事務所長</u> 等 |
| 災害対策本部が置かれている場合 | 災害対策本部長 | 地方部長 |
| 現地本部が置かれている場合 | 災害対策本部長 | 現地本部長 |

(イ) 連絡調整者の任務

- a 総括連絡調整者
- (a) 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第13普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- (b) 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第13普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- (c) 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画をたてる。
- ①地域別優先順位
 - ②地域別必要人員
 - ③地域別所要資材の確保及び輸送方法
- (d) 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、現地連絡調整者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。
- b 現地連絡調整者
- (a) 現地連絡調整者は、災害対策本部が設置されていない場合は、派遣要請の内容に応じ、関係現地機関の長がこれに当たる。
- (b) 現地連絡調整者は、部隊等との連絡にあたるため連絡員を定め速やかに現地派遣部隊の長、総括連絡調整者及び関係市町村長に通知する。
- (c) 現地連絡調整者は、関係区域間における部隊、市町村その他関係機関等との連

絡調整を行う。

(d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業箇所別必要人員及び機材
- ③作業箇所別優先順位
- ④ヘリポート
- ⑤資材の調達方法
- ⑥本部事務所
- ⑦宿泊施設
- ⑧資材置場、炊事場
- ⑨駐車場

(e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

(f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

(イ) 市町村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

(ウ) 市町村は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地域振興局に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をする。

絡調整を行う。

(d) 現地連絡調整者は、部隊の効果的な活動を図るため、次の事項について計画をたて、施設等については市町村と協力し、準備を行う。

- ①作業箇所及び作業内容
- ②作業箇所別必要人員及び機材
- ③作業箇所別優先順位
- ④ヘリポート
- ⑤資材の調達方法
- ⑥本部事務所
- ⑦宿泊施設
- ⑧資材置場、炊事場
- ⑨駐車場

(e) 現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

(f) 災害の状況により現地連絡調整者が替わった場合は、引き継ぎを受けた現地連絡調整者は、その旨及び連絡員の職氏名及び連絡場所を関係機関に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

(イ) 市町村長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。また、派遣部隊と市町村及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

(ウ) 市町村は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定地方行政機関等における措置

- a 指定地方行政機関等が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- b 指定地方行政機関等は、部隊の宿舍、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

(イ) 自衛隊における措置

- a 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び県その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を本庁もしくは地方事務所に、偵察班を現地にそれぞれ派遣する。
- b 第13普通科連隊長は、災害に際し、被害がまさに発生しようとしており事情が真にやむを得ないと認めた場合は知事の要請を受け、連絡班等および部隊を派遣する。

エ【住民が実施する対策】

自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行うものとする。

3 派遣部隊の撤収要請

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

(ア) 危機管理部長は、第13普通科連隊長及び現地連絡調整者と協議して部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、その旨を知事に報告し、その指揮を受けて第13普通科連隊長に対し派遣部隊の撤収の要請をする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

イ【市町村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

(イ) 危機管理部長は、第13普通科連隊長から撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長、関係現地機関の長、市町村長及びその他関係機関の長に通知する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村長は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

指定地方行政機関等における措置

指定地方行政機関の長等は、部隊の活動の必要がなくなつたと認めるときは、現地連絡調整者に報告するものとする。

4 経費の負担

(1) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

下記に記載する負担以外の救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、県が調整して決定する。

イ【市町村が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市町村等が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く）
- (イ) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (ウ) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (エ) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

ウ【関係機関が実施する対策】

自衛隊における措置

第13普通科連隊長は、上記の経費について、文書により、市町村長に請求するものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある確な対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、県警察本部、市町村、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部） (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。 (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。 (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。 (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。 特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。 また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。 (オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。 イ【市町村が実施する対策】 (ア) 市町村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と</p> | <p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第1 基本方針 大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある確な対応を行う。 また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県、県警察本部、市町村、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 救助・救急活動</p> <p>(1) 基本方針 消防機関、警察等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。 また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、建設部、警察本部） (ア) 知事は、災害発生時の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、市町村長、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）の消防長に対し、相互応援協定の実施その他救助・救急活動に関し、必要な指示を行う。 (イ) 市町村長等からの要請又は必要に応じて、他の地方公共団体等への応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。 (ウ) 市町村長等の要請に基づき、消防防災ヘリコプター等による、偵察、救助活動等を実施する。 (エ) 警察本部長は、被害状況を把握し、迅速に機動隊を出動させる。 特に、高層建築物、高速道路等において被害が発生した場合においては、高度な救助能力を有する警察災害派遣隊の即応部隊である広域緊急援助隊を迅速に派遣する。 また、被災地の警察署員及び応援機動隊員等により救出救助部隊を速やかに編成し、消防機関等と捜索区割等の調整を行う。 (オ) 道の駅を部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。 イ【市町村が実施する対策】 (ア) 市町村消防計画における救助・救急計画等に基づき、管轄警察署、医療機関等と</p> |

連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。
- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。
- (エ) 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 長野県災害医療本部の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。
- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、災害拠点病院を

連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努めるものとする。

- (イ) 必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。
- (ウ) 消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。
- (エ) 消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。
- (オ) 消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。
- (カ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

ウ【住民及び自主防災組織が実施する対策】

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班等に協力するものとする。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努めるものとする。

2 医療活動

(1) 基本方針

長野県災害医療活動指針に基づいた活動を行う。

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部、健康福祉部、警察本部）

- (ア) 長野県災害医療本部の設置及び運営を行う。
- (イ) 保健福祉事務所（保健所）に地方部保健福祉班を置き、災害時における保健衛生・感染症予防活動を行うとともに、医療施設の被害状況、診療機能の稼働状況、医療用資機材の需給状況、施設への交通状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握する。
- (ウ) 市町村長等からの要請又は必要に応じ、他の都道府県に対して、広域相互応援体制に基づく応援要請を行うとともに、関係機関に救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- (エ) 県立病院等の職員によりあらかじめ救護班を編成する。
- (オ) 市町村からの協力要請に基づき、救護班により別に掲げる医療救護活動等に当たるとともに、必要に応じ救護班と市町村、消防機関、医療機関等の関係機関間で医療供給体制についての連絡調整を行う。
- (カ) 市町村からの要請により、又は必要があると認められるときは、災害拠点病院を

中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。

- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力をを行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。(危機管理部、健康福祉部、警察本部)
- (ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。
- (ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。
- (コ) 市町村からの医薬品等供給要請に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。
- (サ) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (シ) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。
- (ス) 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市町村立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行うものとする。
また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請するものとする。
- (イ) 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。
- (ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備するものとする。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請するものとする。
- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。
- (オ) 医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業

中心とした地方部単位の後方医療体制の確保を行う。

- (キ) 災害拠点病院、救命救急センター等への重篤傷病者の搬送、救護班等医療活動従事者の緊急輸送について、市町村からの要請により、ドクターヘリの出動による協力をを行い、必要に応じ、消防防災ヘリコプター・県警ヘリコプター・自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。(危機管理部、健康福祉部、警察本部)
- (~~ク~~) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を指示する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。
- (~~ケ~~) 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。
- (~~コ~~) 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村地域防災計画において、関係機関と協議の上、災害時における医療救護体制について定めるとともに、市町村立医療機関等の職員又は地区医師会の協力を得て、あらかじめ救護班を編成し、災害時においては、別に掲げる医療救護活動等を行うものとする。
また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請するものとする。
- (イ) 管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の避難所への輸送体制を整備するものとする。
- (ウ) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備するものとする。
また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請するものとする。
- (エ) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請するものとする。
- (オ) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把

者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めるときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。
- (オ) (一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

- (カ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。
- (キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。
- (ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、県、市町村からの要請に基づき、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。
- (サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。
- (シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行うものとする。

握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行うものとする。
- (イ) 日本赤十字社長野県支部長は、県、市町村から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めるときは、医療救護班等を派遣し、避難所・医療救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。また、災害の状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、赤十字防災ボランティアを派遣するものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行うものとする。
- (エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内3箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。
また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。
- (オ) (一社)長野県医師会、郡市医師会、(一社)長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、(公社)長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣するものとする。

〈救護班等の業務内容〉

- 負傷の程度の判定
- 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定
- 救急処置の実施
- 救急活動の記録
- 遺体の検案
- その他必要な事項

- (カ) 災害派遣医療チーム(DMAT)を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施するものとする。
- (キ) (一社)長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行うものとする。
また、県、市町村から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣するものとする。
- (ク) 災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行うものとする。
- (ケ) 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。
- (コ) (一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給するものとする。
- (サ) 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行うものとする。
- (シ) (公社)長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

エ【住民が実施する対策】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は自発的に救急活動を行うよう心掛けるものとする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難指示(緊急)</u>、<u>避難勧告</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>を行う。</p> <p><u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する者、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> | <p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針</p> <p>風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。</p> <p>その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。</p> <p>特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所内に所在しているため避難準備情報の提供、<u>避難指示</u>、<u>避難勧告</u>、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備情報の提供、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>の実施者は適切にその実施を行い、速やかにその内容を住民に周知する。 2 市町村長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。 3 避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。 4 市町村は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 6 県及び市町村は、速やかに住宅の確保等を行う。 7 県、市町村及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難準備情報、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基本方針 <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>を行う。</p> <p>避難準備情報を伝達する者、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>を行う者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難準備情報の伝達、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示</u>を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> |

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

| 実施事項 | 機 関 等 | 根 拠 | 対象災害 |
|------------|---------------|----------------------------|--------------|
| 避難勧告 | 市町村長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| 避難指示(緊急) | 市町村長 | 〃 | 〃 |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 |
| | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 〃 |
| 避難所の開設、受入れ | 市町村長 | | |

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)の意味

- 「避難準備・高齢者等避難開始」
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
- 「避難勧告」
その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 「避難指示(緊急)」
被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始及び報告、通知等

(ア) 市町村長の行う措置

a 避難指示(緊急)、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示(緊急)、避難勧告を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

なお災害の危険性が高まり、避難指示(緊急)又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断されるた場合
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要する

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア)

| 実施事項 | 機 関 等 | 根 拠 | 対象災害 |
|------------|---------------|----------------------------|--------------|
| 避難勧告 | 市町村長 | 災害対策基本法第60条 | 災害全般 |
| 避難指示 | 市町村長 | 〃 | 〃 |
| | 水防管理者 | 水防法第29条 | 洪水 |
| | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第29条・地すべり等防止法第25条 | 洪水及び地すべり災害全般 |
| | 警察官 | 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条 | 災害全般 |
| | 自衛官 | 自衛隊法第94条 | 〃 |
| 避難所の開設、受入れ | 市町村長 | | |

- (イ) 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市町村長の事務を、市町村長に代わって行う。
- (ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

イ 避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味

- 「避難準備情報」
人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。
- 「避難勧告」
その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。
- 「避難指示」
被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難指示、避難勧告、避難準備情報及び報告、通知等

(ア) 市町村長の行う措置

a 避難指示、避難勧告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示、避難勧告を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内の二階以上の場所への待避等の確保措置をとるよう、地域の居住者等に対し指示するものとする。

なお災害の危険性が高まり、避難指示又は避難勧告の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断されるた場合
- (b) 長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要する

と判断される地域

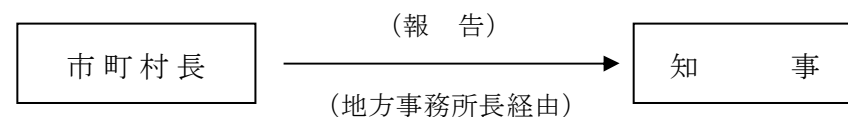
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- (d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が被害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備・高齢者等避難開始

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備・高齢者等避難開始を伝達するものとする。

- (a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

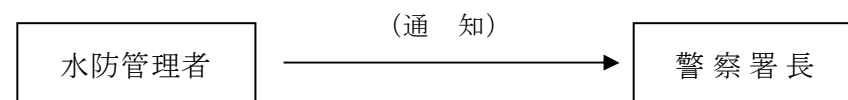
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

と判断される地域

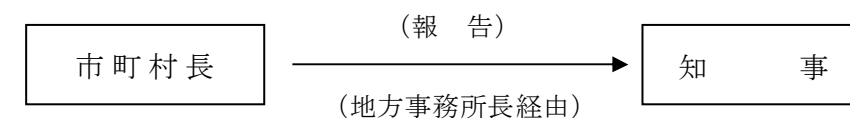
- (c) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- (d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (e) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- (f) 河川がはん濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- (g) 上流の地域が被害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (h) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (i) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (j) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (k) 避難路の断たれる危険のある地域
- (l) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (m) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

- (a) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（はん濫注意情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

c 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

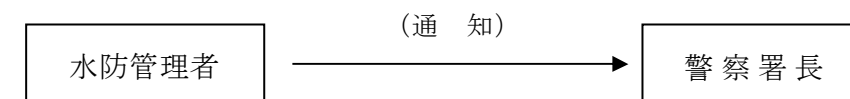
※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行う措置

a 指示

水防管理者は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



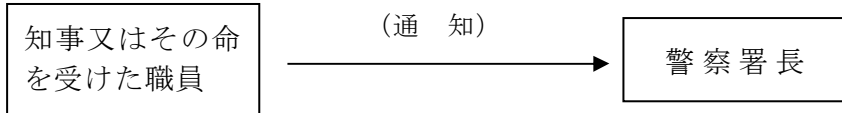
(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行う措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

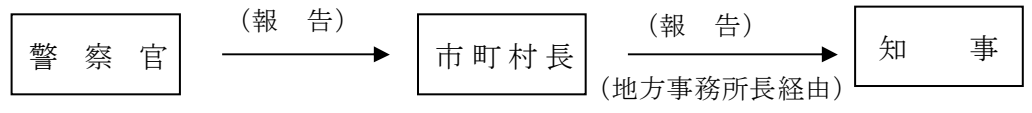
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

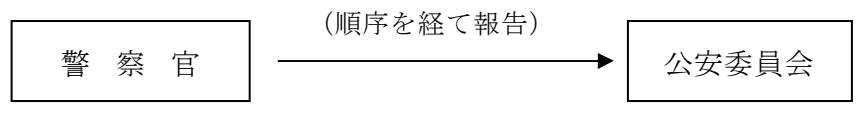
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

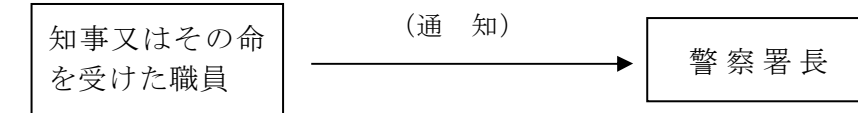
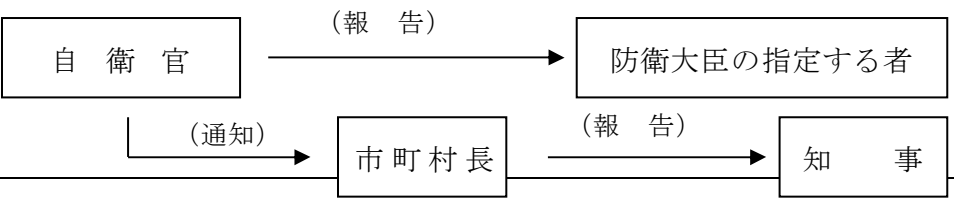


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



(エ) 警察官の行う措置

a 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、各警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市町村災害対策本部等に伝達し、避難勧告等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

- (a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。
- (b) 市町村関係者と緊密な連絡体制を保持すること。
- (c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

(e) 避難のための勧告、指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行う。

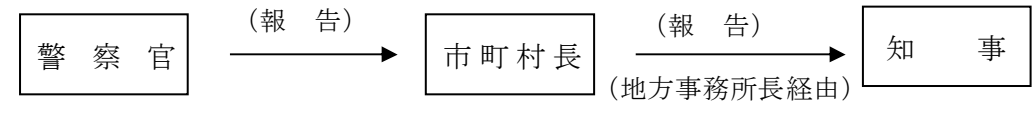
(g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

(h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市町村等の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

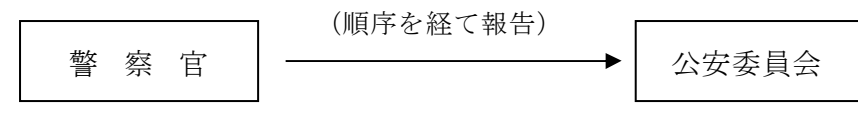
(i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c)による場合（災害対策基本法第61条）



(b) 上記 a (d)による場合（警察官職務執行法第4条）

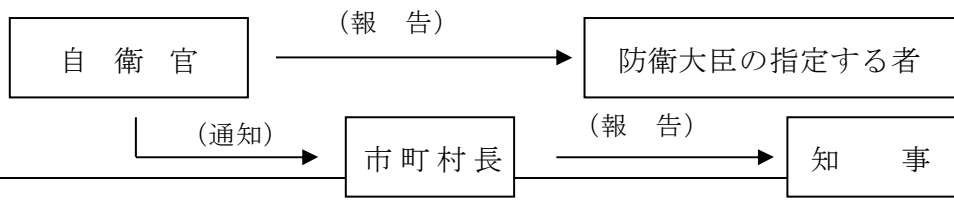


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいらない場合に限り「(エ) a 警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

b 報告（自衛隊法第94条）



エ 避難指示（緊急）、避難勧告の時期

上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示（緊急）、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の内容

避難指示（緊急）、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 県及び市町村は、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) 避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急）をはじめとする災害情

エ 避難指示、避難勧告の時期

上記ウ(ア)a(a)～(i)に該当する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示、避難勧告を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

オ 避難指示、避難勧告、避難準備情報の内容

避難指示、避難勧告を行うに際して、次の事項を明確にする。また、避難準備情報の伝達についても同様とする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 緊急避難場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路または通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

カ 住民への周知

(ア) 避難指示、避難勧告、避難準備情報を行った者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。
- (ウ) 市町村長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。
- (エ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市町村長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。
- (オ) 県及び市町村は、~~災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線~~、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (カ) ~~避難準備情報~~・避難勧告・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災

報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク 県有施設における避難活動

災害発生時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすおそれがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮する。

(ア) 施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

(イ) 避難指示、避難勧告、避難準備情報は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 市町村長、市町村職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市町村長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示(緊急)、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を經由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行うものとする。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示、避難勧告を行った者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア【上記1(2)アの実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先するものとする。

(イ) 誘導の方法

a 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示するものとする。

b 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定するものとする。

c 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置するものとする。

d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期するものとする。

e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努めるものとする。

f 高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市町村が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送するものとする。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行うものとする。

g 市町村は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市町村において処置できないときは、市町村は所轄の地方事務所を經由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行うものとする。

被災市町村は、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施するものとする。

i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用するものとする。

j 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(ウ) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)

a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせを図る。

b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせを図る。

(イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

(ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

(エ) 県立学校における対策(教育委員会)

a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

(オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物

(貴重品、必要な食料、衣類、日用品等)とするよう適宜指導するものとする。

イ【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合

住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意避難地区で避難を要する場合

住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。

この場合にあつては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

市町村は収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

(ア) 市町村長の報告により、避難所の開設状況を把握するとともに、市町村の要請に応じ避難所に必要な資機材の調達及びあっせんに努めるものとする。(危機管理部)

a 市町村からの要請に備え、協定締結先の長野県建設機械リース業協会に調達可能な在庫量等について、主な品目別に確認し、市町村から要請があった場合調達及びあっせを図る。

b 市町村からのテントの要請があった場合は、協定締結先の長野県テントシート装飾工業組合に対し、調達及びあっせを図る。

(イ) 避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認められた場合は、可能な範囲において、職員を派遣する。

(ウ) 災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、国の非常本部等に支援を要請する。(危機管理部)

(エ) 県立学校における対策(教育委員会)

a 指定避難所としてあらかじめ指定を受けている県立の高等学校及び特別支援学校が避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放する。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

b 学校長は、避難所の運営について、必要に応じ市町村に協力する。なお、市町村の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

c 幼児及び児童生徒が在学時に災害が発生し、避難所として利用される場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

(オ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な

資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
 - f 避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため避難所を開設するものとする。
また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得るものとする。
- (イ) 要配慮者に配慮して必要に応じて、福祉避難所を設置するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。
- (ウ) 避難所を開設したときは、市町村長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。
- (エ) 避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。
 - a 避難者
 - b 住民
 - c 自主防災組織
 - d 他の地方公共団体
 - e ボランティア
- (オ) 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- (カ) 避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努めるものとする。
- (キ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (ク) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置をとるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (ケ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (コ) 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (サ) 避難所への収容及び避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。
 - a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

- b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
- c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

- b 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。
- c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。
 - (a) 介護職員等の派遣
 - (b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
 - (c) 病院や社会福祉施設等への受入れ
- d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。
- (シ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。
- (ス) 市町村教育委員会及び学校長は、県が実施する対策の例（ア(エ)参照）に準じて、市町村の地域防災計画をふまえ、適切な対策を行うものとする。
- (セ) 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (ソ) やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (タ) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 避難所の運営について必要に応じ市町村長に協力するものとする。
- (イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行うものとする。
- (ウ) 日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力するものとする。
 - a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
 - b 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市町村に提供するものとする。

エ【住民が実施する対策】

避難所の管理運営については市町村長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 広域的な避難を要する場合の活動

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要が生じた場合は、県、市町村及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会、(公社)全日本不動産協会長野県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 必要に応じて、避難先の調整、移送ルートの調整を行う。
- (イ) 被害が甚大で県域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、広域応援協定締結都県市又は国の非常本部等に支援を要請する。
- (ウ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努める。
- (エ) 被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被害が甚大で市町村域を越えた広域の避難・収容が必要と判断される場合には、県に支援を要請するものとする。
- (イ) 被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、避難先の市町村に対し、避難所の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう要請するものとする。
- (ウ) この場合、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させるものとする。
- (エ) 避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施するものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることができるよう努めるものとする。

6 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市町村は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市町村が住宅の提供を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 利用可能な県営住宅等を把握し、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (イ) 賃貸住宅管理者等から利用可能な賃貸住宅等の情報提供を受けた場合、被災市町村に情報提供を行う。(建設部)
- (ウ) (一社)長野県宅地建物取引業協会との協定に基づき、民間賃貸住宅の情報提供及び媒介の協力を求める。
- (エ) 災害救助法が適用された場合、市町村と連携し、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等を提供する。(建設部)
 - a 賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
 - b 応急仮設住宅等の提供戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で市町村長から要請のあった戸数とする。
 - c 応急仮設住宅は、県有地又は市町村が提供する敷地等に建設する。
 - d (一社)プレハブ建築協会、(一社)全国木造建設事業協会及び(一社)長野県建設業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。

- 業協会との協定に基づき住宅建設を要請する。
- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
- a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- e 入居者の決定は、市町村の協力を得て行う。
 - f 応急仮設住宅の維持管理は、原則として市町村長に委任する。
- (オ) 市町村からの要請に応じて、生活衛生同業組合（12団体）との協定に基づき、以下について協力を求める。（健康福祉部）
- a 避難所としてのホテル・旅館の提供
 - b 食材の供給・炊き出し
 - c 入浴、理・美容、クリーニング等の支援

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供するものとする。
- (イ) 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供するものとする。
- (ウ) 災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するものとする。
 - a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とするものとする。
 - b 応急仮設住宅の建設のため、市町村公有地又は私有地を提供するものとする。
 - c 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力をを行うものとする。
 - d 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行うものとする。
- (エ) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供するものとする。
- (オ) 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅などを把握し、被災市町村に情報提供を行うものとする。
- (カ) 応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心にケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮するものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供できるよう努めるものとする。

(2) 実施計画

ア【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被

(エ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。
- (イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。
- (ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第1 基本方針 災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当県の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施 2 緊急物資等の輸送 3 道路の応急復旧による生活の確保 <p>の優先順位をもって当たるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 孤立予想地域に対しては各市町村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 孤立実態の把握対策</p> <p>(1) 基本方針 全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(危機管理部) 県は、市町村における孤立状況を直ちに調査する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。</p> <p>(イ) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。</p> <p>2 救助・救出対策</p> <p>(1) 基本方針</p> | <p style="text-align: center;">第13節 孤立地域対策活動</p> <p>第1 基本方針 災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当県の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施 2 緊急物資等の輸送 3 道路の応急復旧による生活の確保 <p>の優先順位をもって当たるものとする。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 孤立予想地域に対しては各市町村から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。 4 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 孤立実態の把握対策</p> <p>(1) 基本方針 全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平常時からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】(危機管理部) 県は、市町村における孤立状況を直ちに調査する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。</p> <p>(イ) 孤立予想地域に対し、NTT回線及び防災行政無線等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。</p> <p>2 救助・救出対策</p> <p>(1) 基本方針</p> |

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとする。
- (イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報するものとする。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告するものとする。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。
- (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、市町村防災行政無線の整備されていない市町村にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について、協力を求める。(危機管理部)
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求めるものとする。(危機管理部)
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置するものとする。

災害発生時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部)

- (ア) 市町村からの要請に備え、ヘリコプターの出動体制を確立するものとする。
- (イ) 市町村に対し、ヘリポート及び要員の確保について指示する。
- (ウ) 負傷者等の搬送の場合は、着陸地を管轄する市町村と連携し、救急車及び収容先病院に関する手配について指示する。
- (エ) 孤立状態から救出すべき要配慮者及び観光客等については、市町村の要請に基づき、早期に救出できるよう手配するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報するものとする。
- (イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告するものとする。
- (ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮するものとする。
- (エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、市町村防災行政無線の整備されていない市町村にあっては、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行うものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

- (ア) 電気通信事業者に対し、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置について、協力を求める。(危機管理部)
- (イ) アマチュア無線による災害時の応援に関する協定に基づき、日本アマチュア無線連盟長野県支部に対して、情報の伝達について協力を求めるものとする。(危機管理部)
- (ウ) 警察は、孤立地域へ警察無線を携帯した警察官を派遣する等の対策を検討する。(警察本部)

イ【市町村が実施する対策】

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】(東日本電信電話株)

- (ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (イ) 避難場所等に、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置するものとする。

エ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市町村との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。
- (イ) 市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。(本章第10節「緊急輸送活動」による)

イ【市町村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び市町村との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確認するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。
- (イ) 豪雪にともなう道路障害については、計画（第10節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努める。
- (ウ) 市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

エ【住民が実施する対策】

農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市町村との連絡確保に自ら努めるものとする。

4 食料品等の生活必需物資の搬送

(1) 基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 市町村からの要請に基づき、各種ヘリコプターの手配、調整を行う。
- (イ) 市町村からの要請に基づき、陸上輸送力の確保について手配する。(本章第10節「緊急輸送活動」による)

イ【市町村が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

- (ア) 孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあうものとする。
- (イ) 住民自らも、隣接地域及び市町村との連絡確保に努めるものとする。

5 道路の応急復旧活動

(1) 基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確認するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（建設部）

- (ア) 孤立地域に通ずる県管理道路については、速やかな復旧に努めるものとする。
- (イ) 豪雪にともなう道路障害については、計画（第10節「緊急輸送活動」）に基づき、迅速な除雪活動による孤立解消に努める。
- (ウ) 市町村が行う応急復旧活動に関し、要請に基づいて、被害状況、二次災害の危険性、応急工事の内容等を速やかに調整し、道路管理者のとるべき措置について助言する。

イ【市町村が実施する対策】

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

道路管理の責を有する各機関は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。 また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</p> <p>第2 主な活動 1 県は、関係業界団体、国等との協定に基づき食料品等を調達する。市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (1) 基本方針 被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料により対応する。 また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) <u>地域振興局</u>長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該<u>地域振興局</u>の備蓄食料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が当該<u>地域振興局</u>の備蓄量を上回る場合は、当該<u>地域振興局</u>長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の<u>地域振興局</u>に備蓄食料の供給を依頼する。(危機管理部) (イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。(危機管理部) (ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。(県民文化部) (エ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、(一社)長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。(産業労働部) (オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部) (カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。(農政部) (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づ</p> | <p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。 また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。</p> <p>第2 主な活動 1 県は、関係業界団体、国等との協定に基づき食料品等を調達する。市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。</p> <p>第3 活動の内容 1 食料品等の調達 (1) 基本方針 被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市町村や県の備蓄食料により対応する。 また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からの備蓄食料の供給要請に備え、品目別に数量を確認するとともに、要請があった場合、当該地方事務所の備蓄食料の供給を行う。また、供給した食料の種類及び数量を危機管理部長あて報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所長は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所に備蓄食料の供給を依頼する。(危機管理部) (イ) 市町村からの食料の要請量が県の備蓄により供給できない場合は、必要に応じて、隣接県に対してあらかじめ締結された協定に基づいて食料の供給を要請する。(危機管理部) (ウ) 長野県生活協同組合連合会との協定に基づき食料の供給を要請する。(県民文化部) (エ) 市町村の要請に基づき、協同組合長野アークス、松本流通センター協同組合、上田卸商業協同組合、飯田卸売商業協同組合、諏訪商業協同組合、長野県商店街振興組合連合会、長野県商店会連合会、(一社)長野県LPガス協会との協定に基づき食料の供給を要請する。(産業労働部) (オ) 「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき、農林水産省に災害救助用米穀の供給を要請する。(農政部) (カ) 「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」により県内外の米穀販売事業者に応急米穀の供給を要請する。(農政部) (キ) 長野県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会長野県本部との協定に基づ</p> |

き食料の供給を要請する。(農政部)

- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。(危機管理部・農政部)
- (ケ) 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (コ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)及び(ケ)については発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
- (サ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（**地域振興局長**）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行うものとする。
- (イ) 米穀販売事業者
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ウ) 卸売市場業者
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。
各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず当該市町村の備蓄食料の供給を行うものとする。
- (イ) 市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（**地域振興局長**）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。
- (ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

き食料の供給を要請する。(農政部)

- (ク) 株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート及び株式会社イトーヨーカ堂との協定に基づき食料の供給を要請する。(危機管理部・農政部)
- (ケ) 株式会社デリックちくまとの協定に基づき食料の供給を要請する。(農政部)
- (コ) 上記(ウ)、(エ)、(キ)、(ク)及び(ケ)については発災後適切な時期に、調達可能な備蓄量等について、主な品目別に確認する。(危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部)
- (サ) 上記(ア)、(イ)については、保健福祉事務所管理栄養士の協力を得て、様々な状況の被災者のニーズに対応できるよう配慮する。(危機管理部、健康福祉部)

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（**地方事務所長**）に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

- (ア) 農林水産省
農林水産省は、知事又は市町村長からの政府所有米穀の緊急引渡要請を踏まえ、災害救助用米穀の引渡しを行うものとする。
- (イ) 米穀販売事業者
「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急用米穀の取り扱いに関する協定書」に基づき供給を行うものとする。
- (ウ) 卸売市場業者
生鮮農畜水産物について、被災住民に対し、必要な数量ができるだけ迅速に供給されるよう、県内卸売市場間での協定に基づき、被災卸売市場に対しその他の市場から優先的な供給を行うものとする。

2 食料品等の供給

(1) 基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。
各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(2) 実施計画

ア【市町村が実施する対策】

- (ア) 市町村は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず当該市町村の備蓄食料の供給を行うものとする。
- (イ) 市町村は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（**地方事務所長**）に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に対して供給するものとする。
- (ウ) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

イ【関係機関が実施する対策】（日本赤十字社長野県支部）

当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区・分区と連携を取り、赤十字防災ボランティアの労力を提供し炊き出し等、被災者援護に協力するものとする。

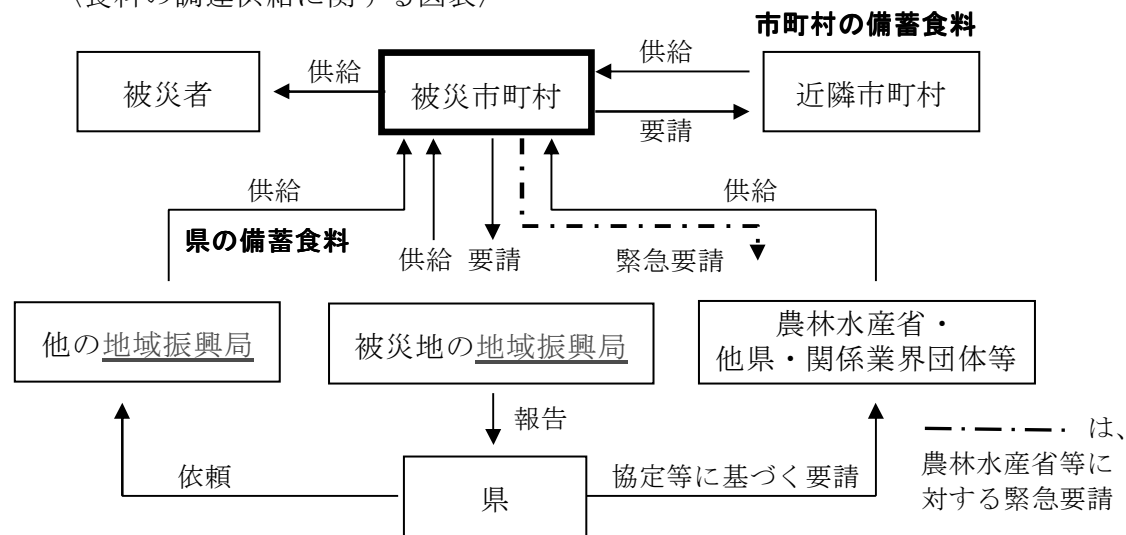
ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

| 供給の対象 | 精米必要量 |
|--|-------------------|
| 1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | 1食当たり 精米200グラム |
| 2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | 1食当たり 精米300グラム |

〈食料の調達供給に関する図表〉



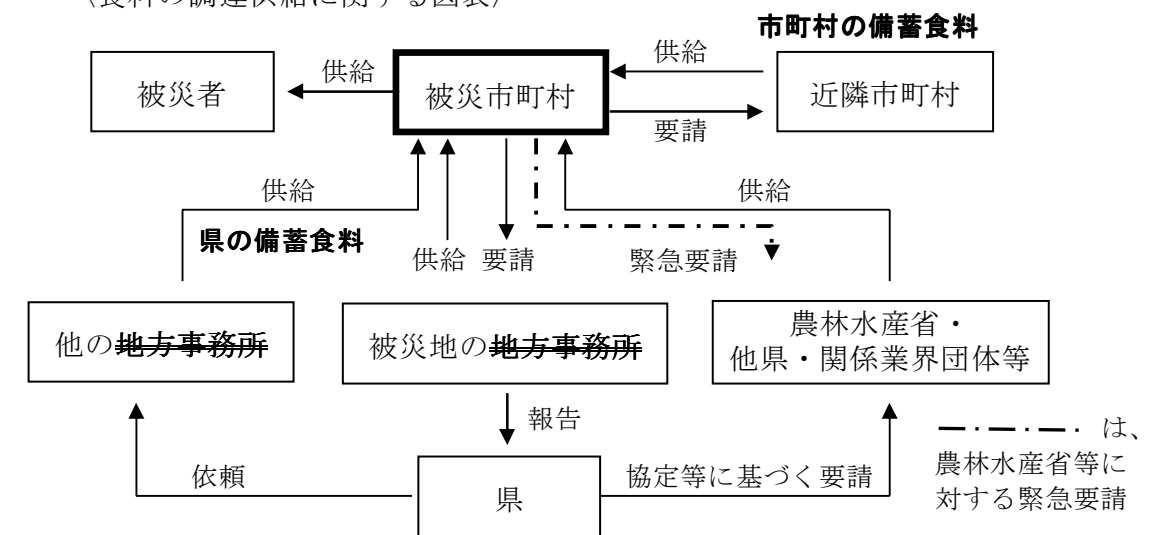
ウ【住民が実施する対策】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努めるものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

| 供給の対象 | 精米必要量 |
|--|-------------------|
| 1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合 | 1食当たり 精米200グラム |
| 2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合 | 1食当たり 精米300グラム |

〈食料の調達供給に関する図表〉



| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第2 主な活動 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の調達 (1) 基本方針 飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。 被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部) (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。(環境部) (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部) (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部) イ【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 <u>a 浄水場や配水池の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。</u> <u>b 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓により、飲料水の調達が可能か確認する。</u> <u>c 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。</u> <u>d 給水袋等給水資材の備蓄場所・数量の確認を行う。</u> <u>e ボトルウォーター「川中島の水」の備蓄場所・数量の確認を行う。</u></p> | <p style="text-align: center;">第15節 飲料水の調達供給活動</p> <p>第1 基本方針 飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、被災市町村で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。 また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市町村において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により当該市町村での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。</p> <p>第2 主な活動 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 飲料水の調達 (1) 基本方針 飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。 被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。 (2) 実施計画 ア【県が実施する対策】 (ア) 被害状況、飲料水・給水用具の確保状況等の情報収集を行う。(環境部) (イ) 被災の状況により、相互応援要綱等による調整及び必要に応じ国、他都道府県及び県内の他の事業者への応援要請を行う。(環境部) (ウ) 地方事務所長は災害発生時に、管内市町村からボトルウォーターの供給について要請があった場合、当該地方事務所のボトルウォーターの供給を行うとともに、供給数量を危機管理部長あてに報告する。なお、市町村からの要請量が当該地方事務所の備蓄量を上回る場合は、当該地方事務所は危機管理部長に必要量を報告し、危機管理部長は他の地方事務所にボトルウォーターの供給を依頼する。(危機管理部) (エ) サントリービバレッジサービス株式会社との協定に基づきボトルウォーターの供給を要請する。(危機管理部) イ【水道事業者等が実施する対策】 (ア) 県企業局が実施する対策 a 「安心の蛇口」について、飲料水の調達が可能か確認する。 b 「川中島の水」について、備蓄場所及び本数の確認を行う。 c 浄水場の点検を実施し、飲料水の調達が可能か判断する。 d 非常用水源井戸により飲料水の調達を行う。</p> |

- (イ) 市町村が実施する対策
 - a 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。
 - b プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。
 - c 被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(環境部)

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

- a 断水地域の把握等、情報の収集を行う。
- b 管路の点検を行い、優先して重要給水施設へ飲料水を供給する。
- c 給水車により、市町村が設置した飲料水供給場所へ飲料水を供給する。
- d 「安心の蛇口」設置個所では、組立式応急給水栓による、飲料水の供給に協力する。
- e ボトルウォーター「川中島の水」や給水袋等の給水資材を、市町村が設置した飲料水供給場所へ供給・配布する活動を市町村と協力して行う。
- f 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。

(イ) 市町村が実施する対策

- a 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
- b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
- c 給水用具の確保を行うものとする。
- d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。
- e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
- f 被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
- g 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
- h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

- (イ) 市町村が実施する対策
 - a 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行うものとする。
 - b プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行うものとする。
 - c 被災市町村で対応が困難な場合は応援要請を行うものとする。

ウ【住民が実施する対策】

ポリタンク等給水用具の確保を行うものとする。

2 飲料水の供給

(1) 基本方針

市町村は、市町村地域防災計画の定めるところにより、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(環境部)

- (ア) 断水地域の把握等、情報の収集・提供を行う。
- (イ) 感染症の発生を未然に防止するため、飲料水の供給について市町村に助言する。
- (ウ) 相互応援要綱等による連絡調整を行うほか、他都道府県等からの応援が必要な場合は、厚生労働省等に要請を行う。

イ【水道事業者等が実施する対策】

(ア) 県企業局が実施する対策

- ~~a 「安心の蛇口」について点検を行い、応急給水栓(10口)により給水作業を行う。~~
- ~~b 「川中島の水」について、市町村が設置した飲料水供給場所への供給及び配布を行う。~~
- ~~c 断水地域の把握を行う。~~
- ~~d 市町村が行う飲料水の供給作業への協力を行う。~~

(イ) 市町村が実施する対策

- a 断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。
- b 出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。
- c 給水用具の確保を行うものとする。
- d 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。
- e 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。
- f 被災の状況により、当該市町村のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。
- g 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。
- h 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第1 基本方針 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。 このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 ア 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。 イ <u>情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努めるものとする。</u></p> <p>2 応急対策の実施体制</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。 イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる</p> | <p style="text-align: center;">第25節 下水道施設等応急活動</p> <p>第1 基本方針 市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。 また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。 このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 情報の収集連絡、被害規模の把握</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要がある。 このため、下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳、浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。</p> <p>2 応急対策の実施体制</p> <p>(1) 基本方針 県及び市町村は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。</p> <p>(2) 実施計画 【県（環境部）及び市町村が実施する対策】 ア 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。 イ 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる</p> |

ものとする。

ウ 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、県及び市町村は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努めるものとする。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせるものとする。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。
- c 処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

ものとする。

3 応急対策の実施

(1) 基本方針

下水道施設等が被災した場合においても、ライフラインとしての機能を確保するため、県及び市町村は、備蓄してある応急資機材等の活用を図る他、必要に応じて関係団体等の協力を得て、下水道施設等の機能回復のために必要な緊急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県（環境部）及び市町村が実施する対策】

(ア) 管渠

- a 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努めるものとする。
- b 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせるものとする。

(イ) 処理場等

- a 停電によりポンプ場及び処理場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場及び処理場の機能回復に努めるものとする。
- b 処理場等への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行うものとする。
- c 処理場等での下水処理機能が停止した場合においては、応急的に簡易処理を行う等の措置をとるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力するものとする。

ウ【住民が実施する対策】

下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力するものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。 2 市町村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。 3 <u>電気通信事業者</u>は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 県防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(1) 基本方針 災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。</p> <p>(2) 実施計画 【県が実施する対策】</p> <p>ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)</p> <p>イ 通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、臨時無線回線等を開設し通信の確保に当たる。(危機管理部、総務部、建設部)</p> <p>ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)</p> <p>エ 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。(危機管理部)</p> <p>2 市町村防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(1) 基本方針 災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 【市町村が実施する対策】</p> <p>ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。</p> <p>イ 通信施設が被災した場合には、市町村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。</p> <p>ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごとに必要な対策計画を定める。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。 2 市町村は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。 3 日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保を行う。 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。 5 警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。 <p>第3 計画の内容</p> <p>1 県防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(1) 基本方針 災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、市町村及び防災関係機関との通信回線の確保に当たる。</p> <p>(2) 実施計画 【県が実施する対策】</p> <p>ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。(危機管理部、総務部、建設部)</p> <p>イ 通信施設が被災した場合には、県職員と業者により復旧活動を行うほか、臨時無線回線等を開設し通信の確保に当たる。(危機管理部、総務部、建設部)</p> <p>ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。(危機管理部、総務部、建設部)</p> <p>エ 通信のふくそうが発生し、情報収集・伝達に支障が発生した場合には、通信の統制を行い、利用可能な電話機を制限し重要通信を確保する。(危機管理部)</p> <p>2 市町村防災行政無線通信の応急活動</p> <p>(1) 基本方針 災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 【市町村が実施する対策】</p> <p>ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握するものとする。</p> <p>イ 通信施設が被災した場合には、市町村職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。</p> <p>ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、</p> |

- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- オ 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

3 電気通信施設の応急活動

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難所等に特設公衆電話の設置を行う。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所に特設公衆電話の設置に努めるものとする。

ウ 無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置

避難所等への無料公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置に努めるものとする。

エ 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器(マルチチャージャ)、衛星携帯電話等の貸出しに努めるものとする。

オ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板を速やかに提供するものとする。

カ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置をとるものとする。

(イ) 会館設備

- a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行うものとする。
 - (a) 非常用放送施設の開設運用
 - (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管
 - (c) 必要機材の借用、調達(工事要員を含む)

供給を図るものとする。

- エ 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図るものとする。
- オ 災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

3 電信電話施設の応急活動

(1) 基本方針

通信サービス確保の基本方針

- ア 被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- イ 避難所等に特設公衆電話を設置する。

(2) 実施計画

【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策】

ア 重要通信のそ通確保

- (ア) 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努めるものとする。
- (イ) 重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置をとるものとする。
- (ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じるものとする。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所に特設公衆電話の設置に努めるものとする。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・~~iモード災害用伝言板・web171~~を速やかに提供するものとする。

エ 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努めるものとする。

4 放送施設の応急活動

(1) 基本方針

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【日本放送協会が実施する対策】

(ア) 放送設備

空中線、給電線、放送機、電源等の各箇所の被害については、必要に応じて応急措置をとるものとする。

(イ) 会館設備

- a 演奏設備が回復不能と判断される場合は、放送所等から直接放送を行うものとする。
 - (a) 非常用放送施設の開設運用
 - (b) 非常持ち出し機材・書類の搬出および保管

- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項
- b 局間連絡系統開設順位
各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用するものとする。
 - (a) 加入電話
 - (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
 - (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
 - (d) 放送回線
 - (e) 非常通信協議会加盟通信網
 - (f) 長野県防災行政無線電話通信網
 - (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
 - (h) 放送電波
 - (i) アマチュア無線局
- (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置をとるものとする。
 - a 常設、臨時掲示板による情報提供
 - b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
 - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ【信越放送株が実施する対策】

- (ア) 復旧の優先順位
 - a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
 - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
 - c サテライト局の復旧
 - d 連絡通信網の確保
- (イ) ラジオ対策
 - a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出するものとする。
 - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
 - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行うものとする。
 - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設するものとする。
 - c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応するものとする。
- (ウ) テレビ対策
 - a 親局（美ヶ原送信所）対策
11CH確保を前提に応急対策を講ずるものとする。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
 - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応するものとする。
 - c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出するものとする。
 - d 放送中継網の確保
 - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
 - ・キー局の放送波受信により対応するものとする。
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。
 - ・中継映像素材などの各局への送り出しはSNGにより対応するものとする。

- (c) 必要機材の借用、調達（工事要員を含む）
- (d) 連絡系統の確保、非常通信の利用
- (e) 施設の応急対策
- (f) その他、電波確保に必要な事項
- b 局間連絡系統開設順位
各放送局相互間の連絡に当たっては、原則として次の順位により単独に使用しまたは併用するものとする。
 - (a) 加入電話
 - (b) NHKの基地局、陸上移動局、簡易無線局
 - (c) NTT専用線（試験打合、専用線の借用）
 - (d) 放送回線
 - (e) 非常通信協議会加盟通信網
 - (f) 長野県防災行政無線電話通信網
 - (g) 非常通信協議会に加盟しない他の官公署公社通信網
 - (h) 放送電波
 - (i) アマチュア無線局
- (ウ) 被災者に対する情報提供のため、次の措置をとるものとする。
 - a 常設、臨時掲示板による情報提供
 - b サービスカーの派遣、避難所等へのラジオ・テレビの取付け
 - c 受信機の貸与、被害状況の把握、修理相談の開設

イ【信越放送株が実施する対策】

- (ア) 復旧の優先順位
 - a ラジオ演奏所と放送中継網を含めたラジオ送信体制の確保
 - b テレビ演奏所と放送中継網を含めた親局送信体制(11CH)確保
 - c サテライト局の復旧
 - d 連絡通信網の確保
- (イ) ラジオ対策
 - a ラジオマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継用設備を使用して送出するものとする。
 - b 送信所が完全マヒの場合（回復不可能）
 - (a) 応急用代替設備をセットして放送を行うものとする。
 - (b) 伊那ラジオまたは佐久ラジオ送信所の送信機の1台を移管し松本局常設の非常用アンテナを仮設するものとする。
 - c 放送中継網の確保
本社から各中継局への中継回線が有線、無線とも障害になった場合、放送用陸上移動局にて対応するものとする。
- (ウ) テレビ対策
 - a 親局（美ヶ原送信所）対策
11CH確保を前提に応急対策を講ずるものとする。送信所が全滅の場合には放送が不可能となる。
 - b 本社（中継車を含む）が全滅の場合
NTT～美ヶ原間にFPUをセットしネット受けに対応するものとする。
 - c テレビマスター関係完全マヒの場合
使用可能なスタジオまたは中継車を使用して送出するものとする。
 - d 放送中継網の確保
 - (a) NTT～本社間の回線障害の対策
 - ・キー局の放送波受信により対応するものとする。
 - ・NTT～本社間にFPUをセットし対応するものとする。

- (b) S T L回線障害の対策
 - ・ N T T～本社間に F P Uをセットし対応するものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する対策】

- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図るものとする。非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給するものとする。
 - b 本社～送信所間の S T L回線が故障した場合は、中継用の F P Uを応急に使用するものとする。
 - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保するものとする。
 - d N T T～演奏所間の同軸ケーブル(光ファイバー)が断となった場合は、最寄りの N T T無線中継所から F P Uにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保するものとする。
- (イ) 送信所が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA現用予備2台)で電力供給を図るものとする。
 - b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保するものとする。
 - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保するものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する対策】

- (ア) 演奏所(放送センター・長野)が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図るものとする。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所を S N Gまたは F P Uで結び放送を確保するものとする。
- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討するものとする。また、演奏所と善光寺平サテライト間に F P Uを設置して長野地域の放送を確保するものとする。(他の地域の放送は不可能)
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先するものとする。

オ【長野朝日放送㈱が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力するものとする。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施するものとする。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努めるものとする。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努めるものとする。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接 F P Uで結び可能な限りの放送を確保するものとする。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行うものとする。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保するものとする。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領によるものとする。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する対策】

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により

- ・中継映像素材などの各局への送り出しは S N Gにより対応するものとする。
- (b) S T L回線障害の対策
 - ・ N T T～本社間に F P Uをセットし対応するものとする。

ウ【㈱長野放送が実施する対策】

- (ア) 本社演奏所設備が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合、非常用発電機(500KVA)で電力供給を図るものとする。非常用発電機も故障の場合は、中継車の発電機(20KVA)から主調整室に応急に接続して、放送に必要な最小限の機器に電力を供給するものとする。
 - b 本社～送信所間の S T L回線が故障した場合は、中継用の F P Uを応急に使用するものとする。
 - c 主調整室が機能停止となった場合は、中継車に送出機能を移し放送を確保するものとする。
 - d N T T～演奏所間の同軸ケーブル(光ファイバー)が断となった場合は、最寄りの N T T無線中継所から F P Uにより臨時回線を設営しネット番組の放送を確保するものとする。
- (イ) 送信所が被災した場合
 - a 商用電力が断たれた場合は、非常用発電機(150KVA現用予備2台)で電力供給を図るものとする。
 - b 現用(10KW)の送信系が故障の場合は、予備(1KW)の送信系に切り替え放送を確保するものとする。
 - c 現用の空中線系が故障の場合は、予備の空中線系に切り替え放送を確保するものとする。

エ【㈱テレビ信州が実施する対策】

- (ア) 演奏所(放送センター・長野)が被災した場合は、通行可能な機器と臨時の機器を併用して放送の継続を図るものとする。また、完全に機能を失った場合は日本テレビと美ヶ原送信所を S N Gまたは F P Uで結び放送を確保するものとする。
- (イ) 美ヶ原送信所が被災し、送信機が運用できなくなった場合に備えて、予備送信所を検討するものとする。また、演奏所と善光寺平サテライト間に F P Uを設置して長野地域の放送を確保するものとする。(他の地域の放送は不可能)
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況を把握するとともに、復旧に出向する。なお、複数の中継局が被災した場合は、基幹局の復旧を優先するものとする。

オ【長野朝日放送㈱が実施する対策】

放送施設の被害を優先的に復旧するとともに、放送の継続および行政当局より要請による広報活動に協力するものとする。

- (ア) 本社演奏所が被災した場合は、運転可能な機械の能力に応じて放送を実施するものとする。完全に機能を失った場合は、本社の隣接や松本支社に臨時の演奏所を開設し、衛星通信車載局と中継車を利用して放送の確保に努めるものとする。
- (イ) 送信所が被災し、放送機が運用できない場合には小型非常用送信機を送信所に配備し、放送の確保に努めるものとする。完全に機能を失った場合は、本社と中継局を直接 F P Uで結び可能な限りの放送を確保するものとする。
- (ウ) 中継局が被災した場合は、その状況の確認と復旧作業を行うものとする。
- (エ) 電力の供給が断たれた場合は、本社および送信所・中継局は非常用の自家発電装置などにより電力を確保するものとする。
- (オ) その他必要な措置は、非常災害対策要領によるものとする。

カ【長野エフエム放送㈱が実施する対策】

早急な復旧を図るものとする。

(ア) 演奏所設備の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合

美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設STLにより復旧するものとする。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継するものとする。

(イ) 送信所設備が被災の場合

放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図るものとする。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行うものとする。

(ウ) FM中継局が被災した場合

可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧するものとする。

(エ) 災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討するものとする。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する対策】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- ア 災害警備本部の開設
- イ 臨時中継所の開設
- ウ 臨時基地局の開設
- エ 衛星通信回線の開設
- オ 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請
- カ 有線応急架設による応急回線の開設

放送施設が被災したときは、要員の確保および放送の確保を最優先し、下記により早急な復旧を図るものとする。

(ア) 演奏所設備の被災、およびSTL設備が被災し放送不能の場合

美ヶ原送信所が正常であれば、長野支社より代替え送出準備および仮設STLにより復旧するものとする。また、被災の状況によっては送信所において、JFN加盟社のFM電波を受信し直接中継するものとする。

(イ) 送信所設備が被災の場合

放送機の場合は、予備放送機に切り替え対処し、送信空中線系は2条給電に改修し、冗長性の改善を図るものとする。また、可搬型非常用送信機により部分的なサービスを行うものとする。

(ウ) FM中継局が被災した場合

可搬型非常用FMサテライト装置により速やかに復旧するものとする。

(エ) 災害地域の情報救済

部分的災害発生の場合において、被災地域住民に対して的確な情報を伝達する手段として、災害地域を対象とした臨時FM放送局の開設を検討するものとする。

5 警察通信施設の応急活動

(1) 基本方針

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する対策】

通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。

- ア 災害警備本部の開設
- イ 臨時中継所の開設
- ウ 臨時基地局の開設
- エ 衛星通信回線の開設
- オ 衛星通信車および応急用通信機器の支援要請
- カ 有線応急架設による応急回線の開設

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、県民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 主な活動 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供するものとする。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部） 県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。 (ア) 広報資料の収集 広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 (イ) 広報活動 <u>放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。</u> a 災害の状況に関する情報 b 応急対策に関する情報 c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報 d 二次災害の予防に関する情報 e 医療機関等の生活関連情報 f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報 g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報 h 犯罪防止に関する情報 i それぞれの機関が講じている施策に関する情報 j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 k その他必要と認められる情報</p> | <p style="text-align: center;">第28節 災害広報活動</p> <p>第1 基本方針 誤った情報等による社会的混乱を防止し、県民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。 なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍県民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。</p> <p>第2 主な活動 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。</p> <p>第3 活動の内容 1 住民等への的確な情報の伝達 (1) 基本方針 県、関係市町村、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供するものとする。 また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（危機管理部、企画振興部） 県が実施する次の対策は、通常は危機管理防災課または関係課が行うが、災害対策本部設置時には災害対策本部が、関係課との緊密な連絡のもとに行う。 (ア) 広報資料の収集 広報資料の収集は、第2節「災害情報の収集・連絡活動」の責任機関（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）からの情報提供によるが、必要に応じて、被災現地へ取材員を派遣するなど直接広報資料の収集を行う。 (イ) 広報活動 災害情報共有システム（Lアラート）の活用や放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、テレビ、ラジオ、県ホームページ、ソーシャルメディア、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ、次の情報を提供する。 a 災害の状況に関する情報 b 応急対策に関する情報 c 冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報 d 二次災害の予防に関する情報 e 医療機関等の生活関連情報 f ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報 g 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報 h 犯罪防止に関する情報 i それぞれの機関が講じている施策に関する情報 j ボランティア、義援物資の受入れ等に関する情報 k その他必要と認められる情報</p> |

- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行う。
また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。
- (エ) 中央官庁その他関係機関への広報
中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 災害記録の作成
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

ウ【放送事業者が実施する対策】

(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

- (ア) 法令に基づく放送送出
災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。
なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。
法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。
- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部
- (イ) 臨時ニュース等の送出
放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍県民等の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

- (ウ) 報道機関に対する発表
被害状況及び対策等の情報について、必要のつど報道機関に対し発表を行う。発表は通常危機管理防災課が行うが、災害対策本部における発表は、本部室長の指示により情報発信担当が行う。
また、地方部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部と協議の上、行う。
- (エ) 中央官庁その他関係機関への広報
中央官庁、その他関係機関に対して、東京事務所を通じて、被災状況等の災害情報を提供する。
- (オ) 災害記録の作成
大規模な災害、特異な災害と認められる場合、災害記録の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集を作成する。

イ【市町村が実施する対策】

広報活動

県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、~~関係事業者の協力を得つつ、~~災害情報共有システム（Lアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、市町村ホームページ、ソーシャルメディア、掲示板、コミュニティ放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

- a 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- b 二次災害の防止に関する情報
- c 避難所・経路・方法等に関する情報
- d 医療機関等の生活関連情報
- e ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- f 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
- g それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- h 安否情報
- i その他必要と認められる情報

ウ【放送事業者が実施する対策】

(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野)

- (ア) 法令に基づく放送送出
災害対策基本法等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送送出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送事業者は速やかに放送を実施するものとする。
なお、市町村からの放送要請は、県において一括調整し、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県から要請を行う。
法令に基づく放送送出要請機関は次のとおりである。
- a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村
- b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）
- c 日本赤十字社長野県支部
- (イ) 臨時ニュース等の送出
放送事業者は、災害などの緊急事態に際してすすんで情報を提供し、住民の適切な判断と災害の予防ないし拡大防止のために必要な放送を実施するものとする。

エ【報道機関が実施する対策】

報道機関は災害報道に当たっては、可能な限り、高齢者、障がい者、外国籍県民等

オ【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市町村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

の要配慮者に対する配慮をした報道を行うよう努めるものとする。

オ【関係機関が実施する対策】

県、関係市町村と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、それぞれの業務について、住民等に対しテレビ、ラジオ、チラシ、ホームページ、ソーシャルメディア等を活用し広報活動を行うものとする。

2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

(1) 基本方針

県、関係市町村及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部)

住民等からの問い合わせ等に対する対応は、通常危機管理防災課、災害対策本部が設置された場合は災害対策本部室が行う。

イ【市町村が実施する対策】

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など市町村の実情に即した相談窓口を設置するものとする。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 基本方針 災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。(全機関)</p> <p>(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>(イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。 また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>ウ【建築物の所有者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。</p> <p>(イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるものとする。</p> <p>2 文化財</p> | <p style="text-align: center;">第30節 建築物災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置をとる。 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置をとる。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物</p> <p>(1) 基本方針 災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 県が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、県営住宅、県立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとる。(全機関)</p> <p>(イ) 市町村から、被災住宅や宅地の危険度判定の支援を要請され、必要があると認められた場合は、職員を派遣するほか、広域的な支援の調整を行う。(農政部、林務部、建設部)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 市町村が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市町村営住宅、市町村立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置をとるものとする。</p> <p>(イ) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施するものとする。 また、災害の規模が大きく、市町村において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。</p> <p>(ウ) 必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。</p> <p>ウ【建築物の所有者等が実施する対策】</p> <p>(ア) 建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置をとるものとする。</p> <p>(イ) 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置をとるものとする。</p> |

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(教育委員会)

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

2 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(教育委員会)

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう、市町村教育委員会を通じて指導するとともに、国指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について文化庁に報告する。

イ【市町村が実施する対策】

市町村教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

ウ【所有者が実施する対策】

- (ア) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。
- (イ) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。
- (ウ) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第34節 ため池災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を<u>行い</u>、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) ため池の決壊時等において、速やかにため池の被害状況等について情報を入手する。 (イ) 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報するものとする。 (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (ア) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報するものとする。 (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第34節 ため池災害応急活動</p> <p>第1 基本方針 ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認められた場合は、速やかに応急措置を<u>とり</u>、ため池の安全を確保する。</p> <p>第2 主な活動 被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>(1) 基本方針 ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するとともに、応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部） (ア) ため池の決壊時等において、速やかにため池の被害状況等について情報を入手する。 (イ) 応急工事が早急に実施できるよう市町村及び関係機関に協力する。</p> <p>イ【市町村が実施する対策】 (ア) 被害が生じた場合は、速やかに県、関係機関へ通報するものとする。 (イ) 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。 (ウ) 被害を拡大させないよう早急に応急工事を実施するものとする。</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】 (ア) 管理団体において、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市町村に通報するものとする。 (イ) 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流するものとする。 (ウ) 市町村が実施する応急対策について協力するものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会） (ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 a 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。 b 児童生徒等が在校中の場合の措置 (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。 また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校</p> | <p style="text-align: center;">第36節 文教活動</p> <p>第1 基本方針 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。 このため、県及び市町村は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置をとる。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 児童生徒等に対する避難誘導</p> <p>(1) 基本方針 学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県が実施する対策】（総務部、県民文化部、教育委員会） (ア) 県立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。 a 児童生徒等が登校する前の措置 台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとるものとし、児童生徒及び保護者に周知するとともに、県教育委員会（以下「県教委」という）にその旨連絡する。 b 児童生徒等が在校中の場合の措置 (a) 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。 (b) 市町村長等から避難の勧告又は指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。 (c) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。 また、避難状況を県教委に報告するとともに保護者、当該市町村及び関係機関に連絡する。 c 児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護 (a) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。 (b) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。 (c) 災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校</p> |

又は避難所において保護する。
(イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校

又は避難所において保護する。
(イ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。
(県民文化部)

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策に準じて市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

(ア) 県教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について県立学校及び市町村教育委員会を指導及び支援する。

a 県立学校施設・設備の確保

(a) 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

(b) 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

b 教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

c 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置をとる。

(イ) 県立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

a 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、県教委、当該市町村及び関係機関へ報告又は連絡する。

b 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

c 教育活動

(a) 災害の状況に応じ、県教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置をとる。
この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

(b) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

(c) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

(d) 授業の再開時には、当該市町村及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校

の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。（県民文化部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- a 県立高等学校長は、被災により授業料を納付することが困難な生徒に対し、減免の措置をとる。
- b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

- d 児童生徒等の健康管理
 - (a) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置をとる。
 - (b) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。
- e 教育施設・設備の確保
 - (a) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置をとる。
 - (b) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
 - (c) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の県立・市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。
- f 学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、県教委と連絡をとり、必要な措置をとる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。
- (ウ) 県は、私立学校に対して県立学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。（県民文化部）

イ【市町村（教育委員会）が実施する対策】

県（教育委員会）が実施する対策の例に準じて、市町村の地域防災計画を踏まえ、適切な対策を行うものとする。

3 教科書の供与及び授業料の減免等

(1) 基本方針

県及び市町村は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

国公立学校及び私立学校における教科書の必要数量を把握して、県立学校に対する配分及び、必要に応じ市町村立、国立及び私立学校の教科書調達のための斡旋を教科書供給所と協力して行う。

(イ)【市町村（教育委員会）が実施する対策】

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行うものとする。

市町村における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼するものとする。

イ 授業料の減免

(ア)【県が実施する対策】（県民文化部、教育委員会）

- a 県立高等学校長は、~~法令の原則により授業料を不徴収とされている生徒が被災した場合は、引き続き不徴収となるよう必要な手続をとるとともに、例外的に徴収されている生徒が納付困難となった場合は、~~減免の措置をとる。
- b 県は、被災により授業料を納付することが困難な者に対して学校法人が授業料を

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村(教育委員会)が実施する対策】

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

減免した場合、当該学校法人の申請に基づき補助を行う。

ウ 就学援助

(ア)【県が実施する対策】(教育委員会)

必要に応じて学校長からの報告に基づき、特別支援学校就学奨励費支弁区分の変更を行い、被災した児童生徒等の就学を援助する。

(イ)【市町村(教育委員会)が実施する対策】

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努めるものとする。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第39節 NPO・NGO等との連携</p> <p>第1 基本方針 大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されることである。 そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。 2 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 民間団体からの支援の結集と活用 (1) 基本方針 民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。 (2) 実施計画 <u>ア【県が実施する対策】(危機管理部・県民文化部・健康福祉部)</u> (ア) 国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。 (イ) 官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、長野県社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行う。 (ウ) <u>長野県社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。</u> <u>イ【市町村が実施する対策】</u> (ア) <u>国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努めるものとする。</u> (イ) <u>官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行うものとする。</u> (ウ) <u>社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</u> <u>ウ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】</u> (ア) 被災者のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。 (イ) 支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。</p> | <p style="text-align: center;">第39節 NPO・NGO等との連携</p> <p>第1 基本方針 大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、NPO・NGO等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されることである。 そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 災害時における民間団体からの支援の在り方やNPO・NGO等との連携体制の在り方について検討する。 2 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるNPO・NGO等との連携体制の構築に努める。</p> <p>第3 活動の内容 1 民間団体からの支援の結集と活用 (1) 基本方針 民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。 (2) 実施計画 <u>ア【県が実施する対策】(危機管理部)</u> (ア) 国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。 (イ) 官民協働による円滑な被災地支援が行えるよう、長野県社会福祉協議会、NPO・NGO等及び防災関係機関との調整を行う。</p> <p><u>ウ【広域的災害ボランティア支援団体のネットワークが実施する対策】</u> (ア) 被災地のニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。 (イ) 支援活動に必要な情報共有の環境を整備し、支援者間の連絡調整を図る。</p> |

(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

エ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

(ウ) 必要に応じて被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

ウ【その他NPO・NGO等が実施する対策】

~~(ア)~~ 被災地支援に際しては、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第42節 観光地の災害応急対策</p> <p>第1 基本方針 観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光地での観光客の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> 【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部、観光部） 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 【市町村が実施する対策】 <ol style="list-style-type: none"> 観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。 外国人旅行者の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> 【県が実施する対策】（観光部） <u>国、関係機関等と連携して、帰宅困難者対策として外国人旅行者の早期帰宅を図るため、必要な情報収集を行い、ウェブサイト等を通じて交通機関等の復旧状況を発信するなど、早期帰宅に向けた必要な対応を行う。</u> 【県及び市町村が実施する対策】（県民文化部、観光部） 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。 【市町村が実施する対策】 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。 【関係機関が実施する対策】 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。 | <p style="text-align: center;">第42節 観光地の災害応急対策</p> <p>第1 基本方針 観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県、市町村、関係機関が連携し、対応していく。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光地で災害が発生した際には県、市町村、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 観光地での観光客の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> 【県及び市町村が実施する対策】（危機管理部、観光部） 観光地での災害発生時の県、市町村、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。 【市町村が実施する対策】 <ol style="list-style-type: none"> 観光地での災害発生時には、市町村消防計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。 消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力するものとする。 特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行うものとする。 外国人旅行者の安全確保 <ol style="list-style-type: none"> 【県及び市町村が実施する対策】（県民文化部、観光部） 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行うものとする。 【市町村が実施する対策】 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導を行なうものとする。 【関係機関が実施する対策】 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導を行うものとする。 |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第1 基本方針 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。 3 被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (1) 基本方針 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】 (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。 特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。 (イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。 (ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。 (エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。 (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。 (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘察し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。 (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。 (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。 (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第2節 迅速な原状復旧の進め方</p> <p>第1 基本方針 被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。 関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。 2 円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。 3 被災市町村からの要請により、応援市町村や県の職員派遣を行う。</p> <p>第3 活動の内容 1 被災施設の復旧等 (1) 基本方針 民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。</p> <p>(2) 実施計画 ア【県、市町村及び公共機関が実施する対策】 (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。 特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するものとする。 (イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。 (ウ) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。 (エ) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。 (オ) 他の機関との関連を検討し、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧事業の推進を図るものとする。 (カ) 被災地の状況、被害原因等を勘察し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努めるものとする。 (キ) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成するものとする。 (ク) 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努めるものとする。 (ケ) 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置をとり、復旧工事が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> |

(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の適正かつ迅速な処理が求められる。

被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その適正かつ迅速な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(環境部)

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画等に基づき、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 発生した災害廃棄物の種類、性状(可燃物、不燃物、腐敗性廃棄物等)等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用するものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

- a 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努めるものとする。
- b 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。
- c 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村等から応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

(コ) 暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

2 災害廃棄物の処理

(1) 基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

被災市町村等は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(環境部)

(ア) 災害発生後、速やかに災害廃棄物の発生量、処理見込等の把握のための活動を行う。

(イ) 市町村等の広域的な支援の要請、調整を図るものとし、大規模災害により、被災市町村、近隣市町村のみでは、処理が困難と認められるときは、他の都県等に対して支援を要請する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) ~~災害廃棄物の処理、処分方法を確立するとともに、~~仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、下記事項について留意するものとする。

- a ~~災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクル~~に努めるものとする。
- b ~~災害廃棄物処理に当たっては、~~復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努めるものとする。
- c ~~災害廃棄物処理に当たっては、~~環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置をとるものとする。

(イ) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

3 職員派遣

(1) 基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、被災市町村のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、被災市町村は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】

被災市町村から、災害復旧にあたり、職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。
- (イ) 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 被災市町村の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市町村は県や、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。
- (イ) 被災市町村から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針 被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。 さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害復興住宅建設等補助金（建設部） 住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。</p> <p>(イ) 災害公営住宅（建設部） 被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を</p> | <p style="text-align: center;">第5節 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>第1 基本方針 災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置をとることにより生活の確保を図る。 また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。 2 被害の状況が被災者生活再建支援法の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。 4 被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。 10 被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 住宅対策</p> <p>(1) 基本方針 被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。 また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。 さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(ア) 災害復興住宅建設等補助金（建設部） 住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。</p> <p>(イ) 災害公営住宅（建設部） 被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を</p> |

目途に災害公営住宅を建設する。

- (ウ) 既存県営住宅の再建（建設部）
既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- (エ) 県営住宅への優先入居（建設部）
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置をとる。
- (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）
被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。
調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。
- (カ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害復興住宅建設等補助金
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。
- (イ) 災害公営住宅
被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。
- (ウ) 既存市町村営住宅の再建
既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。
- (エ) 市町村営住宅への優先入居
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市町村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) 地域振興局長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。
なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続を行う。
- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再

目途に災害公営住宅を建設する。

- (ウ) 既存県営住宅の再建（建設部）
既存県営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。
- (エ) 県営住宅への優先入居（建設部）
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、県営住宅への優先入居の措置をとる。
- (オ) 被害情報把握のための技術的支援（危機管理部、建設部）
被災市町村から、住宅被害情報を把握するため、技術的支援の要請があった場合は支援を行う。
調査等のため職員の派遣要請があった時は、災害の状況を勘案し必要と判断した場合は、被災市町村と十分調整のうえ、必要な人員を適切な時期に派遣するものとする。
- (カ) 災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、被災市町村間の調整を図る。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害復興住宅建設等補助金
住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。
- (イ) 災害公営住宅
被災地全域で500戸以上、もしくは、一市町村の区域内で200戸以上か1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。
- (ウ) 既存市町村営住宅の再建
既存市町村営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。
- (エ) 市町村営住宅への優先入居
災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市町村営住宅への優先入居の措置をとるものとする。
- (オ) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

2 被災者生活再建支援法による復興

(1) 基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法を適用し、生活再建の支援を行う。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

- (ア) ~~地方事務所~~長は、本章第2節に基づく住宅被害情報を把握し、迅速に危機管理部長へ報告する。
- (イ) 知事は、住宅被害報告に基づき、被災者生活再建支援法を適用する。
なお、被災者生活再建支援法を適用した場合は、公示、内閣府への報告等必要な手続を行う。
- (ウ) 市町村から提出された被災世帯からの申請書類等を確認・点検し、被災者生活再

建支援法人へ提出する。

(エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地域振興局長へ報告するものとする。

(ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。

(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行うものとする。

(オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

(カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

イ【県（健康福祉部）・市町村が実施する対策】

県及び市町村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の

建支援法人へ提出する。

(エ) 支援金の支給事務は、議会の議決を得て、被災者生活再建支援法人へ全部委託する。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行うものとする。

(イ) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに所管の地方事務所長へ報告するものとする。

(ウ) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行するものとする。

(エ) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行うものとする。

(オ) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出するものとする。

(カ) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行うものとする。

ウ【被災者生活再建支援法人が実施する対策】

県から提出された申請書類の審査及び県から委託された支援金の支給事務を行うものとする。

3 生活福祉資金等の貸付

(1) 基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金等の貸付を行う。

(2) 実施計画

ア【県社会福祉協議会が実施する対策】

県社会福祉協議会は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、災害援護資金等の貸付を行うものとする。

なお、必要に応じて据置期間の延長等資金貸付条件の緩和措置をとるものとする。

イ【県（健康福祉部）・市町村が実施する対策】

県及び市町村は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとるものとする。

4 被災者の労働対策

(1) 基本方針

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置をとる。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（産業労働部）

(ア) 労働相談

労政事務所は、災害により生ずる労働問題に関する相談に対応するため被災地における巡回労働相談所等の措置をとる。

(イ) 災害により離職を余儀なくされた者に対する措置

長野労働局、ハローワーク及び関係市町村等と連携しながら、合同就職面接会の

開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

- (ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置をとる。

イ【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。
- (オ) 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交

開催、職業訓練等による再就職の促進を行う。

- (ウ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用するとされた激甚災害であって、職業訓練の受講者が当該災害による離職者等である場合には、国と連携し、訓練手当の支給、受講料の免除等の措置をとる。

イ【長野労働局が実施する対策】

- (ア) 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、被災者のための臨時職業相談の実施、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置をとり、離職者の早期再就職のあっせんを行うものとする。
- (イ) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置を適用することとされた激甚災害であるときは、災害による休業のため賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）に対し、同条の定めるところにより基本手当を支給するものとする。
- (ウ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時総合相談窓口を開設するものとする。
- (エ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速に必要な措置をとるものとする。
- (オ) 労災保険給付に当り、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行うものとする。

5 生活保護

(1) 基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

(2) 実施計画

福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

(1) 基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（危機管理部）

(ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の災害により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金及び災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた者に対して支給する災害障害見舞金に要する費用の一部を負担する。

(イ) 災害援護資金の貸付

県は、市町村が災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害救助法が適用される災害により被害等を受けた世帯に対し、災害援護資金の貸付を行った場合この貸付に要する費用の貸付を行う。

(ウ) 災害見舞金の交付

県は、災害によって住家又は人的被害を被った世帯又は遺族に対して見舞金を交

付する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
市町村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行うものとする。
- (イ) 災害援護資金の貸付
市町村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

- 関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。
- ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
- ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
- エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置をとる。

- (ア) 期限の延長
次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
 - a 災害救助法が適用される災害
知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。
 - b その他の災害
知事又は**県税事務所**長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。
- (イ) 徴収猶予
知事又は**県税事務所**長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者

付する。

イ【市町村が実施する対策】

- (ア) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
市町村は条例に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行うものとする。
- (イ) 災害援護資金の貸付
市町村は条例に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行うものとする。

7 被災者に対する金融上の措置

(1) 基本方針

現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置をとる。

(2) 実施計画

- 関東財務局（長野財務事務所）、日本銀行（松本支店）は被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し次の措置をとるよう指導するものとする。
- ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続の簡素化、貸出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置
- イ 預貯金の払戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者に対し、預貯金払戻しの利便を図ること。
- ウ 事情やむを得ないと認められる被災者等に対し、定期貯金、定期積金等の中途解約、又は当該預貯金等を担保とする貸出しに応ずる等適宜の措置をとること。
- エ 災害時における手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金の支払いについては、できる限り迅速に支払うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込みについては、契約者の罹災の状況に応じて猶予期間の延長措置をとること。

8 租税の徴収猶予、及び減免

(1) 基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（総務部）

災害の状況に応じて、県税について次の措置をとる。

- (ア) 期限の延長
次に掲げる災害の区分に応じ、当該区分に掲げるところにより、地方税法又は県税条例に基づく、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。
 - a 災害救助法が適用される災害
知事が必要と認めるときは、地域及び期日を指定して期限を延長する。
 - b その他の災害
知事又は**地方事務所**長が必要と認めるときは、納税者の申請により、地域及び期日を指定して期限を延長する。
- (イ) 徴収猶予
知事又は**地方事務所**長が県税の納付又は納入ができないと認めるときは、納税者

の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は**県税事務所**長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ【市町村が実施する対策】

地方税法又は市町村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。

(イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置をとるものとする。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

の申請により、その徴収を猶予する。

(ウ) 減免等

知事又は**地方事務所**長が県税の減免が必要と認めるときは、納税者の申請により、減免を行う。

イ【市町村が実施する対策】

地方税法又は市町村税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

9 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

(1) 基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとり、被災者の負担の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】（健康福祉部）

県は、市町村と連携を図り情報収集に努めるとともに、必要に応じて、国（内閣府）及び関係機関と連絡・調整を行う。

イ【市町村が実施する対策】

市町村は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 長野社会保険事務局は、医療保険における健康保険被保険者証再交付業務などを迅速に処理するほか、健康保険被保険者証提示の手続の簡素化、一部負担金等の支払いに係る特例措置等が行われる場合には、関係団体への速やかな協力要請を行うなど迅速に対応するものとする。

(イ) 長野社会保険事務局は、保険料に係る納期限の延長や、免除について必要に応じて、措置をとるものとする。

10 罹災証明書の交付

(1) 基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書の交付を行う。

(2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

11 被災者台帳の作成

(1) 基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

(2) 実施計画

【県が実施する対策】

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

【市町村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、総務部)

(ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、地域振興局長に命じて被災者相談所(以下「相談所」という。)を設置する。

(イ) 相談所の所長は地域振興局長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により地域振興局長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(ウ) 相談所は、原則として地域振興局に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(エ) 地域振興局長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。

(オ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を要請する。また、市町村から相談業務に係る支援要請があったときは県職員の派遣、他の関係機関への協力要請等の調整を行う。

(カ) 長野県災害支援活動士業連絡会との「災害時における相談業務に関する協定」(資料編参照)に基づき、被災者支援のための相談業務の実施を要請することができる。

(キ) 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

(ク) 県は、報道機関に対し、発表を行う。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村長は必要に応じ市町村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

(イ) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

(ウ) 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行うものとする。

(エ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

【市町村が実施する対策】

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

12 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

(1) 基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置し、広く住民に広報する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(危機管理部、企画振興部、総務部)

(ア) 知事は、被災者の生活確保を図るため必要があると認めるときは、~~地方事務所~~長に命じて被災者相談所(以下「相談所」という。)を設置する。

(イ) 相談所の所長は~~地方事務所~~長とし、相談員は関係現地機関の職員があたるものとする。ただし、災害の規模等により~~地方事務所~~長から知事に要請があった場合は、知事は、本庁の職員を派遣することができる。

(ウ) 相談所は、原則として~~地方事務所~~に置くが、災害の状況により被災市町村の区域内に置くことができる。

(エ) ~~地方事務所~~長は、相談所を設置したときは、その旨を知事に報告及び関係市町村に通知し、被災者に徹底させるよう努める。

~~(キ)~~ 県は、住民に対し、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌等を活用し、要配慮者にも配慮した適切な手段で広報を行う。

~~(ク)~~ 県は、報道機関に対し、発表を行う。

イ【市町村が実施する対策】

(ア) 市町村長は必要に応じ市町村が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

~~(イ)~~ 住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行うものとする。

~~(ウ)~~ 報道機関に対し、発表を行うものとする。

ウ【関係機関が実施する対策】

(ア) 必要に応じそれぞれの業務について相談窓口を設置するものとする。

(イ) それぞれの業務について、住民に対しチラシ等を活用し広報を行うものとする。

(ウ) 報道機関に対し、発表を行うものとする。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第1 基本方針 被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。 2 事業再開に対する相談体制を整備する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災農林漁業者等に対する支援</p> <p>(1) 基本方針 被害農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部、林務部）</p> <p>(ア) 天災資金 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって損失を受けた被害農林漁業者等に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 被災農林漁業者の経営安定に必要な資金 b 被災農林漁業組合等の事業運営資金 <p>(イ) 日本政策金融公庫資金 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金 b 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金 c 復旧造林、林業種苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金 d 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金 e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金 <p>(ウ) 農業災害資金 「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。</p> <p>(エ) 農業災害補償 「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(1) 基本方針 被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。</p> | <p style="text-align: center;">第6節 被災中小企業等の復興</p> <p>第1 基本方針 被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置をとるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。</p> <p>第2 主な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。 2 事業再開に対する相談体制を整備する。 <p>第3 活動の内容</p> <p>1 被災農林漁業者等に対する支援</p> <p>(1) 基本方針 被害農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（農政部、林務部）</p> <p>(ア) 天災資金 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき政令で指定する災害によって損失を受けた被害農林漁業者等に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 被災農林漁業者の経営安定に必要な資金 b 被災農林漁業組合等の事業運営資金 <p>(イ) 日本政策金融公庫資金 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者等に対し、次の資金を融資することを情報提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 農地又は牧野等の災害復旧に必要な資金 b 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金 c 復旧造林、樹苗養成施設又は林道の復旧に必要な資金 d 被災農林漁業者の農林漁業施設復旧に必要な資金 e 共同利用施設の災害復旧に必要な資金 <p>(ウ) 農業災害資金 「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。</p> <p>(エ) 農業災害補償 「農業災害補償法」に基づき、農業共済組合が農業共済事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。</p> <p>2 被災中小企業者に対する支援</p> <p>(1) 基本方針 被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとるものとする。</p> |

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(産業労働部)

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
中小企業融資制度資金(融資)
- (イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

(2) 実施計画

ア【県が実施する対策】(産業労働部)

- (ア) 次の制度金融の効果的な運用を図る。
中小企業融資制度資金(融資)
- (イ) 市町村、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (ウ) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
- (エ) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (オ) 商工会議所、商工会及び市町村と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">第7節 被災した観光地の復興</p> <p>第1 基本方針 被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。</p> <p>第2 主な取組み</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。 <p>第3 活動の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災した観光地に対する支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 【県及び市町村が実施する対策】(観光部) <ol style="list-style-type: none"> ア 国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。 イ 国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。 (2) 【観光事業者が実施する対策】 観光事業者は、県、市町村、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。 | |